

# 令和元年海津市議会第2回定例会

## ◎議事日程(第2号)

令和元年6月10日(月曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## ◎出席議員(15名)

1番	里雄淳意君	2番	二ノ宮一貴君
3番	松岡唯史君	4番	松田芳明君
5番	浅井まゆみ君	6番	伊藤誠君
7番	橋本武夫君	8番	飯田洋君
9番	伊藤久恵君	10番	六鹿正規君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	赤尾俊春君		

---

## ◎欠席議員(なし)

---

## ◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	白木法久君
総務部次長兼 秘書広報課長	伊藤理恵君	市民環境部長	寺村典久君

健康福祉部長	近藤敏弘君	健康福祉部次長兼 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	神田勝広君
産業経済部長	日比幸紀君	産業経済部次長兼 農林振興課長併 農業委員会 事務局局長	河合敏明君
建設水道部長	石原敏彦君	教育委員会 事務局局長	伊藤一人君
会計管理者兼 会計課長事務取扱	長谷川誠君	消防長	伊藤定巳君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	近藤康成君	総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君
総務部総務課 防災専門官	兒玉靖君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊藤尚幸	議会事務局 議会総務課長兼 議事調査係長	米山一雄
議会議務局 議事総務係 課長補佐 兼局長	原田憲		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番 伊藤久恵君、10番 六鹿正規君を指名します。

---

◎一般質問

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（赤尾俊春君） 最初に、4番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

[4番 松田芳明君 質問席へ]

○4番（松田芳明君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、いつものように、一市民の目線から3つの質問をいたします。

1つ目の質問は駒野工業団地について、質問相手は市長です。

2つ目の質問、夢のある海津温泉の未来について、質問相手は市長です。

3つ目の質問、10年・20年先を見据えた小・中学校の統廃合について、質問相手は教育長です。

では、質問内容に入ります。よろしく申し上げます。

1つ目の質問、仮置きしてあった土砂もあつという間にきれいに片づき、国道258号線から見える景色もどんどん変化している駒野工業団地について、以下の3点について市長の説明を求めます。

1. 今年度中の工業団地の整備完了を目指して工事の続いている駒野工業団地の工事の進捗状況を説明してください。

2. 産廃はないと岐阜県土地開発公社と海津市が確認しているとの答弁が以前ありましたが、どのような調査をしたのか、説明してください。

3. 現地のボーリング調査も終わっていると説明を受けましたが、駒野工業団地全体で何カ所の調査が行われましたか。

2つ目の質問です。

過去には指定管理業者から毎年5,000万円ほどの収入をもたらす存在であった海津温泉について、次の2点の説明を市長に求めます。

1. 来年4月の開業を目指している海津温泉の工事の進捗状況を説明してください。

2. 環境省の新・湯治推進プランを活用し、海津温泉を観光型から療養型にしていってはどうかという意見を市民の方から聞きますが、市としては、今後どのように海津温泉を発展させていく計画なのか。夢のある海津温泉の展望を聞かせてください。

3つ目の質問です。

海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会が平成29年度には2回、平成30年度には3回開催されました。そこで、同委員会についてと、今後必ず実施しなければならなくなる市内の小・中学校の統廃合問題について、教育長に次の3点の説明を求めます。

1. 今年度当初の統計で海津市在住の1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の数は。

2. 海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会の位置づけは。

3. 義務教育は国の定めによる教育であり、国の基準があるため、今の小規模校は同じ規模の建物を国の基準では建てられません。築40年以上の校舎で長寿命化改修が実施されていない小学校は、高須、東江、大江、今尾、海西の5校あります。老朽化している学校施設の建てかえ問題、減少を続ける市内の子どもの数を考慮すると、10年・20年先を見通した長期的な市内の小・中学校の統廃合の問題は先送りできないと思いますが、この件に関する教育長の考えは。

以上、3つの質問をよろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の1点目の駒野工業団地についての御質問にお答えします。

駒野工業団地の開発工事につきましては、皆様のおかげをもちまして、昨年度に都市計画法に基づく開発協議が成立し、本格着工の運びとなりました。

現在は、県土地開発公社が進める工業団地の造成工事、本市が進めるアクセス道路の整備工事、ともに急ピッチで進めているところであります。

1つ目の工事の進捗状況につきましては、団地造成工事及びアクセス道路工事は、ほぼ予定どおり進捗しており、年度末の完成に向け努力してまいります。

2つ目の産廃の有無を確認するため、どのような調査をしたのかにつきましては、平成20年7月、前地権者である旧ロイヤルゴルフが敷地全体で重機による試掘調査を実施、コンクリートがら等の埋設状況を確認しました。次いで、この調査に基づき、平成20年7月から12月にかけて、コンクリートがら等の撤去工事が行われました。全ての撤去工事が完了した旨、平成20年12月9日に旧ロイヤルゴルフから本市に完了報告があり、平成20年12月12日に本市と県土地開発公社が立ち会いの上、現地にて撤去完了の確認を行いました。

3つ目のボーリング調査は駒野工業団地全体で何カ所行われたかにつきましては、地質調査のため、県土地開発公社が平成21年に駒野地区で2カ所、平成29年に駒野地区で1カ所及び庭田地区で2カ所と、合計5カ所で実施いたしました。

2点目の夢のある海津温泉の未来についての御質問にお答えします。

海津温泉は、昭和47年6月の開業以来、市民の皆様にも愛され、またその泉質のよさから認知度が高く、遠く県外からも多くの方にお越しいただき、利用いただいておりますが、御承知のとおり、昨年7月31日の夜、源泉にふぐあいが生じ、温泉がくめなくなりました。昨年8月から先月6日までは温水による営業を行い、利用されるお客様に地域高齢者の憩いの場、交流の場を提供してまいりましたが、源泉掘削工事の施工に伴い、5月7日から一時休館とさせていただきます。

議員仰せのとおり、海津温泉は、これまで指定管理者から納付金をいただける施設として運営しており、今後も収入をもたらす施設として、一日でも早く営業再開ができるよう工事を進めてまいりたいと考えております。

この現状を踏まえ、順次、御質問にお答えします。

1つ目の海津温泉の工事の進捗状況につきましては、本年2月に開催されました岐阜県自然環境保全審議会温泉部会における源泉の新規掘削の許可、第1回定例会における源泉掘削工事関連予算の議決を受け、4月に源泉井戸掘削工事の入札、5月7日に工事請負契約を締結いたしました。

来年4月に営業を再開するためには12月中に岐阜県自然環境保全審議会温泉部会に動力の許可申請書を提出しなければなりませんので、一日でも早く着工するために、大変急な日程ではありましたが、近隣自治会長様の御協力をいただき、5月19日に近隣住民の方々を対象に海津温泉にて説明会を開催いたしました。その後、安全祈願祭をとり行い、今月初旬から早速工事に取りかかっております。

施工に当たりましては、工事の安全対策の徹底とともに、近隣住民の方々に配慮し、振動や作業音などを極力抑えた工法により進めてまいります。

2つ目の環境省の新・湯治推進プランを活用して海津温泉を観光型から療養型にしていくという意見もある。今後、どのように海津温泉を発展させていく計画なのかにつきましては、まず議員仰せの新・湯治推進プランの活用につきましては、プランの概要や先進地事例調査等を拝見しますと、古くからの温泉地の活性化に向けての取り組みが紹介されており、温泉地だけでなく、多様な団体、企業、行政等の取り組みが必要とされております。湯治という単なる温泉地の役割にとどまらず、泉質や地域資源を生かしたプログラムの提供や、年代・国籍を問わず長期滞在しやすい宿泊プランづくり、また温泉地を拠点とした広域周遊や、周辺の自然環境を持続的に利用する温泉地の環境づくりについて提案されております。

一方、海津温泉は、単体の温泉であり、他の取り組み事例で紹介されている温泉街とは環境が異なっている部分もあり、今すぐに新・湯治推進プランを活用することは難しいと思っておりますが、海津温泉には以前から湯治を目的として数日間連泊されるお客様もお見えですので、今後も調査・研究をしてまいります。

それでは、海津温泉をどのように発展させるのかということになりますが、これまで老人福祉センターという位置づけの施設でありながら、さきに申しましたとおり、泉質のよさから認知度が高く、市外・県外からも多くの方にお越しいただく観光施設として定着しております。この部分は海津温泉の最大の強みであると考えておりますので、営業再開後も観光施設として位置づけ、市内外にPRしてまいります。

改修の詳細につきましては、今後、設計業者と詰めていくこととなりますが、現在のところ、建物・駐車場の修繕を初めとし、市外からの観光的な目的で御来館いただくお客様に向けて、癒しの湯を中心とした改修を考えております。具体的には、従来から人気のある電気風呂やつぼ湯の増設、休憩室の拡大などを検討しております。また、外観では、若い世代に集まっていただけるよう玄関付近を改装し、バイクラックを配置して、サイクリングステーションとしていきたいとも考えております。

来年の営業再開後は、海津温泉の周りには多くの若い世代層の方々が遠くからロードバイクなどで集まり談笑できる憩いの場、また将来的に整備される大江緑道を活用して、自然に親しみながら散策を楽しむ方々の立ち寄り湯として、周りの環境を生かした多くの人たちの笑顔あふれるにぎやかな施設を思い描いております。

本市の周辺には、御存じのとおり、スーパー銭湯など大規模な施設がありますが、もっと親近感があり、海津温泉に行けば楽しい仲間が待っているという現在の環境も大切にしながら、気軽に立ち寄れる施設として、ソフト面もあわせてブラッシュアップを図ってまいります。

と考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 松田芳明議員の3点目、10年・20年先を見据えた小・中学校の統廃合問題についての御質問にお答えいたします。

1つ目の海津市在住の1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の数につきましては、本年4月1日現在で1歳児は145人、2歳児は183人、3歳児は207人、4歳児は187人、5歳児は227人となっております。

2つ目の海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会の位置づけにつきましては、保護者、地域の代表者及び教育関係者などで構成する検討委員会は、海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会規程により、本市の小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と適正化に向けた方策を調査及び審議する機関で、委員会で検討いただいた結果を報告書としてまとめていただくこととなります。

現時点では、年齢別人口から、小学校を優先して協議していただいております。

3つ目の老朽化している学校施設の建てかえ問題、減少を続ける市内子どもの数を考慮すると、10年・20年先を見通した長期的な市内の小・中学校の統廃合の問題は先送りできないのではにつきましては、学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でありますので、学校施設の老朽化対策は、先送りのできない重要な課題であると認識しております。

本市では、インフラの維持管理、更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにした市の公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定いたしました。国からは、さらに個別施設ごとの対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画を令和2年までに策定し、計画的な取り組みを行うことを求められております。

本市の学校施設につきましては、本年度、中・長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、個別施設ごとの長寿命化計画を策定する予定としております。

この計画の策定のため、建築の専門家による建物ごとの屋根・屋上、外壁、設備機器等の点検及び劣化状況の評価を行い、当該評価を踏まえて今後の維持・更新コストを算出し、各学校施設の整備内容や時期を検討してまいります。

議員仰せの少子化による小・中学校の統廃合につきましては、学校施設の維持管理費や運営管理費等に係るトータルコストのシミュレーション等を行うとともに、市長部局との協議も経ながら、適正規模等に関する検討委員会による協議結果を踏まえ、教育委員会での慎重

審議により適正規模等に関する基本方針を決定していきたいと考えております。

いずれにしましても、学校統合する場合は、学校教育の直接の受益者である子ども、保護者、地域住民、学校関係者、学校支援組織などに十分な理解と協力を得ながら進めていく必要があると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） では、1つ目の駒野工業団地についての質問の再質問をさせていただきます。

まず最初に、1で今の工事の進捗状況についてお聞きしたんですが、今年度中に土砂を搬入して津屋川堤防の高さ以上にするというような説明を以前受けましたが、この点について現状と今後の工事の進ませ方、それについて説明をお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） 松田芳明議員の今の御質問に対しての回答ですが、昨年11月の全員協議会で工程表を提出させていただいておりますので、それに従って補足的に御説明申し上げます。

工事は、大まかに2つに分けられております。

まず、1つ目は開発造成工事です。今言われた津屋川堤防の関係の工事でございますが、これは岐阜県土地開発公社が進めております。これまで樹木の伐採から始めて、仮置き土砂を掘削し、団地外に移動させました。議員の皆様にも、2度ほど視察していただいております。それと同時進行する形で、主に国交省からの公共残土の受け入れ、埋め立て、その他に調整池の整備などを手がけてまいりました。

これからの予定ですが、夏は出水時になりますので、河川改修工事などが一時中断されますので、土砂搬入も一時中断となります。再開は、秋ごろ、10月から11月ぐらいになるかと思われまます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ということは、説明のあったとおり、新規の土砂購入、造成についても順調に進んでいるということよろしいですか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） そのとおりでございます。

〔4番議員挙手〕



○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 予定どおり工事が終わり、そして優良企業に来ていただくと、私もそう願っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の質問の中でボーリング調査についての答弁があつて、計5カ所という答弁がありました。私のようにこういう工事について素人な者としては、あれだけの広いところでたった5カ所のボーリング調査で、企業がその調査等を参考にして企業誘致に応じるかどうかと思うと、ちょっと数が少ないのではないかというふうに感じるんですが、何かこういった工業団地整備における基準とか、そういうのがあるのか。また、その基準があるとしたら、その基準にこの5カ所というボーリング調査の箇所、これが適正なものか、その件について答弁をお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） ボーリング調査についての御質問でございますが、ボーリング調査は、通常、目的といたしまして重要な構造物の設置場所の支持層等の確認、それから盛り土による沈下予想、あと斜面の安定検査等の目的で実施するものでございます。

岐阜県土地開発公社が全体的な工業団地の計画平面図から判断をいたしまして、先ほど述べました幾つかの目的を満たすべく適切な場所を選定、実施したものと伺っております。

したがいまして、法的には問題ないと認識しております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 特に法的にどれだけの広さのところには何カ所という基準はない、それから5カ所で十分その基準、適正に行われているという解釈でよろしいですか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） そのとおりでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） この工業団地がうまく計画が計画どおり進められるように、こういう整備が進んでいることはありがたいんですが、ただ、私ちょっと、これは聞いた話なので確かなことは言えませんのでどうこうないんですが、ただ、ボーリング調査を行って、そして下に何か埋まっているような場合等、そういったようなときには、事前の契約の中にもし入っていたらというような項目がつくとお聞きしているんですが、そういった場合、当然のことですが、契約の前に議会の承認を得られて、それから契約となると思うんですが、そのことを一つ市長に、当たり前なことなんですが、お約束願ひたいんですが、契約の前に議会に承認を求めるということをちょっと確認したいんですが、市長、よろしくお願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） 当然、契約の前には議会の皆様に御報告等を申し上げるつもりでございますので、勝手にやるということは一切ございませんので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 心配が杞憂に終わるといいんですが、必ず承認を求めて、それ以後契約をしていただくと、よろしく願いします。

2つ目の質問に入ります。

海津温泉のことで市長が以前私どもに提出していただいた工程表どおり、今のところは進んでいるということで、丁寧な説明をしていただいてありがとうございます。

市長は5月21日に行われた掘削安全祈願祭の最後のお言葉で、海津温泉周辺は市の健康ゾーンであると。それから、愛知県、三重県からの常連客が多い。最盛期には年間60万人の温泉客でにぎわっていたというようなことで、海津市の財産として守っていきたいということをお述べられましたが、全くそのとおりで、ぜひそういったことを実践していただきたいんですが、そのときに言われた健康ゾーンということで、医師会病院が近くにありというようなことも述べられたんです。

先ほどの海津温泉の展望では、温泉が出るようにすると、それから簡単な改修をするというようなことでとどまっていたんですが、今のところ、あのあたりに新しい施設をとというようなことを考えてみえないか。実現するかはどうかとして、市民の皆さんにちょっと夢のあるような話を聞かせていただきたいんですが、市長、よろしく願いします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 新しい施設をとということでございますが、現在のところ、リニューアルまでの期間等も考えますと、ちょっと新しい施設というのは、それまでの間には難しいということは思っております。

健康ゾーンというお話がありましたが、その辺のソフト面のほうを、お湯が出たときの、また泉質が同じものが出るか……、出ると思うんですけども、その泉質のPRということも兼ねて、湯治というお話もありましたし、その辺のところはソフト面のほうを考えていきたいというふうに思っておりますのでお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 海津温泉を再度掘って、来年開業するというので改修とか、そういうのを伺ったんですが、私がちょっと言いましたのはその後のことで、その後、海津温泉

の施設の近くにそういった宿泊施設のようなものを新設するというような、そういうプランはないのかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 今のところ新しい施設というところまでは考えておりませんが、オープンして、もとのお客さんの数が来ていただけるようになれば、またその後、考えることもできるのかなあというふうに思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 市長から夢の話が聞けなくて残念ですが、財政のこともありますので、そう簡単に夢のような話はできんのかと思ってみえるのかもかもしれませんが、ぜひこの辺のことを多くの市民の方は願ってみえますので、よろしくお願ひしたいとします。

これはちょっと質問ではないんですが、私もまだ数日前に聞いただけなんですが、池田温泉が今改修を行っているということで、本当かなあというような思いでちょっと聞いてきたんですが、その池田の方から、5,000万円の工事費で改修すると。今までの一般の宿泊施設とは異なって、ちょっと料金的には高い設定で、温泉が部屋についているようなところ等もつくるといふようなこともちょっとお聞きして、これは夢のある話だなあということを思ったんですが、その5,000万円ほどのお金が町の負担ではなくて、委託業者がそれを出してやるというように進めているというように話があったんですが、真偽のほどをちょっと確かめていただいて、また何か参考になることがあったら、何とか海津市でも、この海津温泉をうまくいふことそうやって利用できないかと検討をお願いしたいということで、これは要望ですが、済みません。

3つ目の質問に入ります。再質問です。

教育長さん、どうもありがとうございました。

私がかんぱり心配して1のところ子どもたちの数をお聞きしたのは、かんぱり最近は早くなっているんですが、大体5年サイクルで子どもの数が50人ペースで減っているというようにデータがあります。そうすると、今、1歳児が145人ということをお聞きしたんですが、2歳児よりも大きい子たちは180人以上いるんですが、これはかんぱりこのスパンで考えてみると、ことし生まれてくる子、来年生まれてくるだろう子とか、そうやって先を考えていくと、今度150人近くになっていくんかなあということが予想されます。これも私の考えが間違っていて、これからだんだんだんだんふえていくというようにことだったらいんですが、だからかんぱりそうやって考えていくと、今おっしゃったことは理解できるんですが、かんぱり10年・20年先となると、かんぱりその辺のことを考えてもらふ必要があるかなあということをおもいました。

まず、この質問をした理由の一つに、海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会があたかも統廃合を決めるような組織であるというようなことを誤って認識してみえる市民の方がおいでになりますので、先ほど説明があったように、この委員会はそういうことを決める委員会ではないよということを、再度ちょっと答弁願います。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、松田議員から、この委員会が決定権があるというような、そういうことを思ってみえる市民が見えるということについてですが、また何らかの形で適正委員会の正しい位置づけと申しますか、そちらについて、また説明もしたいなということは思います。

検討委員会でいろいろ御審議していただいたものを教育委員会にかけて、教育委員会である程度の決定をします。そして、最終は、やっぱり総合教育会議もございまして、市長部局、市長さんの最終判断も得ながら進めていくという、そういう意味では検討委員会は、諮問機関的な立場であるというふうに私は考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

あくまで諮問機関であるという位置づけであると。だから、これが全てでないという御答弁だったと思いますが、市民の方も今の答弁を聞かれて、この検討委員会がすぐに統廃合を決めるようなものではないということは理解していただいたと思います。これは非常に重大なことです。そう簡単には決められないと思いますが、そのあたりのことをまたよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、去年10月、11月でしたか、アンケートをとられました。ああいう中の意見をちょっと見させてもらおうと、やはり自分の子どもが小学校にいる間のことを想定されて答えてみえる保護者の方が多いなということを感じました。その最たるものは、やるなら早くやってくれというようなことで、要するに自分の子どもが小学校にいる間というようなことで書いてみえる意見がかなりあったなあと申します。

最近の若い人というか、20代、30代前半ですかね、かなり保護者の方もクールだなあと申した、この間、若者からの意見を聞きました。というのは、これは海津町の場合なんです。どうせ今、こども園が高須に1つになったと。で、送り迎えもすることがあると。だったら、小学校だって、その高須校区以外の保護者の方らしいんですが、小・中学校だってマイクロバスとか、そういうのはもちろん必要になるけど、いざとなったら私が送り迎えをしてもいいというようなことで、余り小規模校の教育はよくないと考えてみえる方は、今、結構フリーに学校を選べるということで、その校区外の高須小学校のほうにというようなことを考え

ておるといようなことをお聞きしました。

やっぱり人数が少なくなっていると、4人、5人のクラスではちょっと、教えてもらえる内容は個人的には深まるかもしれないんですが、やっぱり友達との生活というのが大事になってくるということでそういうことを考えられる今の、私としてはクールだなあと、えらい割り切ってみえるなあと思ったんですが、そういう考え方もあるということも御理解いただきたいということをお伝えしたいなあと思って、今、話をさせていただきました。

それで、ちょっと議長、済みません、学校を新しく建てたり何かするときには財政の問題が絡みますので、最後の質問ですが、ちょっと市長にお願いというか、答弁願えたらと思うことがあるんですが、よろしいですか。

○議長（赤尾俊春君） はい、いいです。

○4番（松田芳明君） じゃあ、済みません、議長の許可を得ましたので、市長に最後に1つお願いします。

学校建設については財政の問題に直結するので、教育委員会とか教育長などの考えだけが通っていくものじゃないと思うんですが、先ほどちょっと質問のところで述べましたが、国の定めによって小規模校をそのまま新しく建てかえるとか、そういうことが財政的には市の力だけでは無理だと思うんですが、そうやって考えた場合、教育サイドとは別に市の財政サイドでも、これはすぐにどうこうせよと、どこの学校とどこの学校を統合してどこにつくれとか、そういうことじゃなくて、一応のシミュレーションを市長サイドでもちょっと考えていただいて、そして教育委員会、あるいは教育長さんからの進言があった場合に、それに対応するようなことをやっていただきたいと。というのは、先ほどちょっと保護者の方の御意見を述べさせていただきましたが、10年先、20年先ということまで、なったら考えればいいだろうではちょっと済まないと思います。特に市長さんは南濃町の中学校の統廃合をやられた経緯も御存じで、深くいろいろ考えてみえると思いますが、やはりその辺の長いスパンで考えると、やっぱりそろそろシミュレーションというように、公式じゃなくていいので市長サイドでも検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、市長さん。

○議長（赤尾俊春君） 松田議員にお願いしますが、通告にありませんので、できる範囲で答弁ということでよろしいか。

○4番（松田芳明君） はい、済みません。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、先ほど教育長がお答えしましたけれども、その検討会、これは諮問会議にすぎないということではなくて、その意見はやっぱり尊重すべきだと、このように考えています。

それから、先ほど学校を述べられましたが、高須小学校の本体は、あれは新しい学校であ

りまして、大改の対象ではありません。南の学校を言っておられるんですね。ですから、まずはその意見は尊重させていただきたいと思っています。

教育のことですので、やはりこれは教育委員会と密接に連絡を取り合いながら進めていきたいと、このように思っております。

先ほどの意見ですが、今の海津市は校区別でいろんなものが運営されており、なおかつ避難所にもなっております。そういったこともありますので、なかなか教育委員会さんだけでは難しい部分がありますので、その点をいろいろと協議をしながら進めると、このように思っています。

○議長（赤尾俊春君） 済みません、5分のチャイムが鳴りませんでした。それだけ皆さんにお知らせしておきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） どうも済みません、ありがとうございました。

市長、どうもありがとうございました。なかなか言いにくいことというか、答えにくいことでもあるし、と思います。

ただ、そのどんどん減っていく子どもたちの数とか、そういうことを考えていただいて、また今後ともいろいろシミュレーションをお願いしたいということを思います。

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（赤尾俊春君） これで松田芳明君の質問を終わります。

---

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、10番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

〔10番 六鹿正規君 質問席へ〕

○10番（六鹿正規君） 議長のお許しをいただきました。私は、1点、財政再建、財政問題についてお尋ねいたします。

私は、平成31年第1回定例会に提案された一般会計予算案に反対しました。そして、反対討論の中で、平成26年度には17億6,101万1,000円の残高があった財政調整基金が来年度には2億7,589万円になりますと。

予算委員会の中でも質問された財政調整基金の異常な使い方、また平成32年度、平成33年度には予算編成が困難な状況になるのではないかと。

今回提案された予算案も、昨年度と変わらず予算が厳しいと言いながら、厳しさを市民だけに押しつける、とんでもない予算案ではないかと思いました。

海津市が誕生した当時、約4万1,000人の人口が、今は残念なことに約3万5,000人に減少してしまいました。この状況を生み出した大きな責任は、市長と議会にあるのではないかと考えました。

市長、あなたはいつも誇りを持ってほしい、誇りを持てる海津市にと言われますが、今の海津市のどこに誇りが持てますか。

財政を立て直すには官民一体で取り組まなければなりません。それには、まず市長、みずから給与の大幅な減額をすることではありませんか。そして、市民の皆様に市の財政状況を御理解いただくことではありませんか。私は、厳しさを市民だけに押しつけようとする平成31年度一般会計予算案には賛成するわけにはまいりません。断固反対します。

今回の反対討論を通じて議員各位に聞きたい。予算に反対することは決して悪いことではありません。私たちには、市民の代表として、市の健全な財政運営、住みよい海津市、誇れる海津市にしなければならない責任があります。「賢明なる御判断をお願いします」という言葉で結び、反対討論を終わりました。

近ごろ海津市も第2の夕張市になるのではないかと、どこまで市民サービスが低下するのかなど、不安がる会話を耳にすることが多くなっています。

そこで、お尋ねします。

1つ目、さらなる財政改革を進めるのか、またその内容はどんな内容になるのか。

2点目、市長みずから給与の大幅減額をする気はないのか。

2点お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の財政再建についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、現在、市の財政状況は厳しい状況にあります。これは、南濃町内中学校や斎苑の統廃合、給食センターや統合庁舎等の建設、不用となった公共施設の解体等、合併時からの取り組み事業を進めるために自主財源を上回る予算を編成し、これを補う財源として期限が決められた優良債である合併特例債を有効に活用してきたこと、あるいは基金繰り入れにより財源を求めてきたことが要因であります。

財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるため、余裕がある年度に積み立て、財源が不足する年度に活用する基金であり、平成30年度当初予算で3億5,000万円、令和元年度予算額6億9,000万円の全ての財政調整基金を取り崩すと、議員の仰せのとおり、約2億7,000万円の残となりますが、平成30年度は1億5,000万円の取り崩しでしたので、平成30年度決算時点での基金残高は約11億6,000万円となります。

今後も、公債費、扶助費の増大、市税の減少、地方交付税の合併算定がえによる特例措置が令和2年度には完全になくなること、合併特例債が令和6年度債をもって終了することなどの要因があることから、適切な行財政運営を行っていくことが重要であります。

一方で、市内企業は活発に活動しておられまして、元気な一面もあります。業績の向上に伴い、設備投資を行う企業や、工場用地を拡張し、大規模な増築を計画しておられる企業もあります。また、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の策定を行い、設備導入をすることとしている企業は、本市で29事業所もありますので、今後の生産性向上による税収効果もあわせて期待しております。

1つ目のさらなる財政改革を進めるのかにつきましては、厳しい本市の財政状況の中でさまざまな側面からの点検・評価、いわゆるチェックを行うことは不可欠であり、それらを全般的にチェックするため、毎年、行政評価を全庁的に実施し、市が実施している施策や事務事業の成果を客観的な指標を用いて点検・評価し、その評価結果をもとに見直しを図り、次年度の計画・立案、事業実施につなげ、より効果的な行政運営を目指しております。

平成30年度からは評価方法を見直し、新たに施策という視点での評価方法を行っており、第2次総合計画に掲げる施策の達成度について現状を認識し、担当者から所管部長までが成果や課題、今後の展開と歳出抑制への考え方など、多方面にわたり認識を共有し、行政改革に向かう意識も進展しているものと考えております。

また、平成26年度に策定した第3次行政改革大綱の計画期間が今年度までとなっておりますので、次期計画では、財政的な取り組みを中心に「海津市行財政改革大綱」とし、行政改革大綱と同時に進められてきた「第3次集中改革プラン」を「海津市行財政改革推進計画」として、今後5年間の新たな取り組みを検討してまいります。

さらに、平成27年度に策定した「公共施設等総合管理計画」をもとに、公共施設の適正配置、既存施設の有効活用による効率的な行政経営、予防保全の推進、民間活力の導入に向けて取り組んでおりますが、令和2年度中に策定が必要な「個別施設計画」について、公共施設検討委員会及び公共施設検討作業部会により、個々の公共施設のあり方を見直し、現状の公共施設の目的と効果を検証し、類似施設重複の解消や適正配置、市民のニーズや利便性を勘案しながら統廃合を進めてまいりますし、旧平田庁舎跡地を含めた周辺の公共施設につきましては、今年度、民間利活用可能性調査を行い、その結果を踏まえた有効利用を図ってまいりますと考えています。

今後は、これらの取り組みにより優先すべき取り組みは何かを見きわめ、真に必要な行政サービスに資源と財源を重点的に充てることとし、より一層の市税等の収納率の向上や、産業政策の強化等による自主財源確保の強化や、有効な補助制度や優良債の活用等に努め、事務事業の効率化、人件費の削減等を進め、財政基盤の強化と行財政運営の効率化を図ってま



いります。

2つ目の市長みずから給与の大幅削減をする気はないのかにつきましては、市長等の特別職の給与については、条例であらかじめ海津市特別職報酬等審議会の意見を聞くものとなっております。前回の海津市特別職報酬等審議会は平成29年度に開催されており、その答申で、市民の納得が得られる額となるよう機敏に対応する必要があるため、今後もおおむね2年から3年程度の間隔で定期的を開催することが提言されました。これを踏まえて、現在、開催に向け、他市町村の状況を調査しており、早い時期に海津市特別職報酬等審議会を開催する予定であります。その中で市長等の特別職の給与について審議していただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、六鹿正規議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 今、市長の答弁をいただきまして、近い将来は財政調整基金が11億になりますよという、今、お話をお聞きしました。それで間違いないですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。

答弁にございましたように、平成30年度決算時点におきまして11億6,000万円となります。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 財政調整基金というのは、市長も先ほどおっしゃられたように何かあったときのためと、これは当然釈迦に説法、私が今さら申し上げるまでもございませんけれども、今までの使い方というのは、何かあったじゃない、まるきりそれを当てにして事業を行ってきた、こういった経緯があるのではないかと思います。そういったことのしわ寄せが、やはり今大きな問題になっておる市民サービスの低下、そういったことにもつながっておるというふうに私は考えます。

先日もゴールデンウィークのさなか、ちょうど旧平田庁舎の跡地で1人のお年寄りが草を抜いておみえでした。暑い中、お見受けしておったら、朝夕2回ほど数日にわたってお世話になりました。そういったことをお聞きしますと、今、海津市は大変予算がない、財政も厳しいという話だと。ですから、私どもにお手伝いができるのはこれぐらいしかできないという思いだとお聞きしました。その旨、私は連休が終わってから、役所のほうへこんなことがあったよというお話をさせていただきました。そうすると、担当課の方々が七、八人、仕事、役所が終わってから現地へ赴き、約2日にわたって作業してきれいにしていきました。

それを見ておった市民の皆さんが、ああ、役所も一生懸命やっておってくれるんだなあ、やっぱり本当に予算がないんだなあというお話をされました。まさしくそれなんです。今、私どもは、私どもでやらなくてはならないことがたくさんあるんです。今までは全て予算に頼って、人をお願いをして、自分たちで汗をかくことは忘れておった、そんな思いがいたします。

そういったことを踏まえて、今、この海津市においてはいかほどの市民サービスが低下したのか、これは数えると切りがない。今回も各施設の時間の短縮、それによって大変不平不満を持ってみえる方が多いわけでございます。しかし、今後、その財政調整基金がこんなふうにあふえてくるよというようなお話であれば、そういった市民サービスの低下した分の復活、そういったことは考えるのか考えないのか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 市民サービスの低下ということでございますが、手厚く、合併後、例えば教育関係ですと率先してクーラーの導入とかを進めていることとか、加配の人員の確保とか、手厚くやっている部分も当然でございますし、施設の時間短縮等の見直しにつきましては、利用者がその時間帯は少ないとかといったこともございまして、最適な運営を図る上で行っていることでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市民サービスというのは今回の時間短縮ばかりではございません。例えば、けさほどもお聞きしました。ある自治会において、やはり役所からの補助金云々が減ってくると。そういった中で子ども会に関する予算も、やはりその自治会も減らされる。そういった中で、じゃあ親子会で廃品回収でもしましょうかと。じゃあ、そのときの御苦労さんというお茶代ぐらいはいただけませんかという話をされたそうです。いや、それもちよつと出せないよというような話があったとお聞きしました。

私は、後でもつなげますけれども、市民の皆さんにはこういった細かい部分まで財政の厳しさのしわ寄せが行っておるんですよ。じゃあ、そこでなぜ、私たちは市民の皆さんが納税をされた、その納税された中から市長も副市長も教育長も給与をもらい、私どもは報酬をもらいます。私たちのこのいただく部分に、財政の厳しさがどう反映されておるのか。よく思うんですよ、私、よく大きい顔をして給料も報酬ももらえるもんだなあ、市民にはそれだけ痛めつけておいて。

ですから、私は後で大幅減額の話もしますけれども、市民は、ここまで私たちを痛めつけるならば、じゃああなた方はどうですかという疑問を持っておられるんです。

ここで、私、はっきり申し上げます。間もなく期末手当のシーズンです。市民がどれだけ苦しんでも、子ども会が一生懸命廃品回収をしても、自分たちの活動費を見出そうと思っても、お茶代すら厳しいという自治会があるんですよ。

私たちはどうですか。その財政の厳しさを誰ひとり味わっていない。それでは、もうだめでしょう。

だから、今、市長が言われた市民のニーズ、市民のニーズを的確に判断をして、行政サイドではなくて、松田議員も言われる市民の目線で、そのサイドでどんなサービスが必要なのか。欠如しておる部分がたくさんあるんですよ。申し上げれば、直さなくちゃいけないことばかりあるんですよ。しかし、全て行政は後回しにしておるんです。デマンドバスの時刻でもそう、予約の問題でもそう、新たな予約ができない、なぜならこうこうこういう理由だからと、それを何年かかったら直すのか。何年間、見直しません、これはおかしいでしょう。今、必要とされる方が、刻々と時間との勝負で体力も低下するんです。やはり本来、見直さなくちゃいけないことは、財政の問題でそこそこ市長が言うように11億できてくるんであれば、すぐそういうことに取りかかって、市民の皆さんに喜んでいただく市政を私は運営すべきではないのかと考えますけれども、その点どのように思われますか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今、六鹿議員の公共交通に関する御質問であるというふうに認識しておりますが、この公共交通につきましては、御承知のとおり、今現在、地域公共交通会議という会議で海津市の地域公共交通網形成計画を現在策定中でございます。これは皆様が御承知のとおり、5年に1度見直すという形をとっております。今、御指摘のデマンドバスにつきましても、路線バス、いわゆるコミュニティバスにつきましても、現在が必ずしも快適なものではないという認識は正直持っておりますし、ただ現実的に民間業者に委託しております。5年間というスパンの中で、デマンドバスについてもことし、今回の計画で初めて5年間で、今、4年ほど経過をしておるわけでございますが、その中で問題点も明らかに今しておるところでございます。今後、各小学校区でワークショップや懇談会を開きながら、また市民アンケートもさせていただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 部長が言われた、質問を振ってしまったような形になりましたけれども、これもやはり5年、あと1年だと言われましたけれども、問題は、やっぱり日に日に変わるんですね。新しい疑問点が、また問題点が出てくるんですよ。市民も、やっぱりニーズが変わります。ニーズだけなら何年間で見ますでもいいんですけども、現実には不適切な部分

があると。例えば、予約の問題でもそう、おりられた方が次の予約もされると、そういった話も聞きます。ということは、新たに予約をしようと思って電話しても予約がとれないという状況も生まれております。そういった状況もよく踏まえて、またできますれば4年と言わずに、できるだけ早目の計画の見直しを、また考え方を变えていただく。また、会議を開いて、市民の皆さんに喜んでいただけるようなふうに進めていただきたい。お願いします。

それと、今、私どもの地域でもそうですけれども、この予算がないことによって、いろんな今、老人会もなくなってきた。

市長、笑われますけれども、そうなんです。老人会が、やはり役につくと大変だという部分で、いや、そのぐらいだったら、会長さんのなり手がいないからといってなくなっていくところがあるんですよ。

市長、御存じない。いかんです、それは。それはなぜかといったら、私は以前に役所に言ったことがあるんですよ。職員さんが2つか3つの老人会のお世話をしあげたらどうですか。お互いにパソコンができたり、帳面をつけるのが得意な方ばかりではございません。けれども、やはり職員さんがそういった部分を、以前に言われたんですよ、こちらへ持ってきてなさいと。役所へ持ってきてなさいよと、やってあげますからということも言われました。けれど、やはりデマンドバスに乗ったり、コミュニティバスに乗ったりして、お年寄りが持ってくるのも大変になると。ですから、これは予算の許す範囲で、やっぱりこれも市民のニーズ、老人会のニーズに沿った形でお世話をしていけるような形、やはりこれも予算が伴うのかなあ。

そういったことも踏まえて、私は、ぜひもう一回老人の方と御相談していただきたい。これは何もかも予算がないで、予算がないと言われることのしわ寄せなんです、これは。そういったことも思います。そういったことも可能か不可能か、ちょっとお尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君に申し上げますが、財政のことですので、財政は一応総務が管理しておりますので、できるだけ、今回は答弁を許しますが、質問内容から外れないようをお願いしたいと思います。

健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 老人クラブの問題につきましては、予算の関係があるのかということとはちょっとよくわかりませんが、支援という形では、出向いて書類の作成のお手伝いとかもしておりますので、一つのところに割り当てるといのはなかなか難しいかもしれませんが、できる限り御要望にはお応えしていこうというふうにはしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 議長から御指摘をいただきました。以後、気をつけますけれども、や

はりこれは全て、先ほど申し上げましたように、予算がない、財政がもう厳しいということの末端に起きておるといような状況だということだけは御理解いただきたいと思います。

さて、2点目、市長みずからの給与の大幅減額をする気はないのかと、これは先ほど報酬審議会がというようなお話も聞きました。これは、たしか前回の議会でもお尋ねしたんですよ。そのときも、やはりその報酬審議会という話をされた。これ、いつ開くのか。

市長、今、本当に先ほども言うように、市民はもう困っておるんですよ。私たちだけが、何で私たちだけかという不平不満がいっぱいはびこっておるんですよ。その中で先ほど言いましたけれども、市長の期末手当は幾らか、私はちょっと存じませんが、私ども50万円もあるんですよ、議員は。議長は別ですよ。私ども議員は、約50万円もあるんですよ。財政が厳しくてもいただけるんですよ。それをどうやって市民に、予算がないからといって市民だけに痛みを押しつけて、私たちはなぜその痛みを感じることをしないのか、それが不思議でなりません。

だから、報酬審議会もいいです。過去にも報酬審議会を開いて、私ども議員も減額をしました。2%です。私は、その条例に関して反対をしました。私は減額してはどうかということを出して、その私の提案に対して減額をするという条例を出してみえました。私はそれに反対したんです。市長がなぜですかと、六鹿議員が下げよと言ったんじゃないですかと言われました。事実、私は言いました。しかし、下げ幅が2%ですよ。2%、6,000円ですよ、議員が。だから、私は下げ幅が小さいということで以前は反対しました。

もうここまで財政調整基金が減ってきて、市民の皆さんにこれだけ痛みを押しつけておる。そんな中で、もう大幅な減額しかないんじゃないですか、市長。あなたは報酬審議会に頼らず、あなた自身、今ここで申し出てもいいんですよ。その気はありませんか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど御答弁申し上げたとおりです。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長は、先ほどの原稿の中で私は読み上げました。どこに誇りが持てるんですか、あなた。市民を痛めつけて、我々もしっかりいただいて、どこにあなたは誇りが持てますか、市長として。

これは私が言うんじゃないですよ、江戸時代であぶられたんじゃないかと、そういったことも言われる方もお見えでございます。

今、現実に市民は本当に大変なときなんですよ。それ、皆さんわかってみえるはずですよ。サービスを低下させて、みんなわかってみえるんですよ。部長も、みんなわかってみえるでしょう。市民がどんな思いをしておるのか。そういった中で、なぜ私たちだけが何の減額も

されない給与、報酬を大きい顔をしてもらえるんですか。そんなずうずうしい人がトップに立っておっちゃいかんですよ、あなた。

再度聞きます、その思いはあるのかないのか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど御答弁申し上げたとおりであります。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） じゃあ、市長には聞かない。

じゃあ、副市長、あなたはどう思われます、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 副市長 福田政春君。

○副市長（福田政春君） 先ほど市長が答弁させていただいております。その答弁のとおりだと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） いわゆる三役、教育長にもお尋ねします。教育長はどう思われます。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 私どもも、市長、副市長の申されたとおりであります。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 私は、たしか七、八年前かな、島根県海士町へ行きました。そこでも、やはり財政改革に取り組んでみえる、山内町長という方がお見えでございました。その町長は、まず自分の給与を5割カットしました。「1人5割カットしても知れておるんですよ」、そう言っていました。しかし、それを見ていて海士町の議会は、議員も4割カットしました。4割カットしても、例えばここでいう15人が4割カットしても知れておるんですよ。それを踏まえて、今度は役所の職員も、みずから少し減額を申し出た。

もっと大きいのは、その町民全体が役所がこれだけ頑張っておるんだと、じゃあ私たちは何かできないかと。老人会が補助金をもらって、私たちはゲートボールをやっておれんと。じゃあ、補助金を返還しようまいかと。コミュニティバス、これにも補助金が入っておる。じゃあ、補助金を返してもらって値上げしてもらえばいいじゃないかと。一番大きいのはそこなんです。町民全体が財政の再建にどんな形でかわられるか。私どももそうです。先ほど申し上げたように官民一体でやらなければ、もうおさまらん状況ではないかと私は思います。

ですから、まず私どもが襟を正して、私どもが厳しさをすることによって市民の皆さんと

ともに財政再建の知恵を出し合う、これが私は一番いい方法だと思いますけれども、市長にはもうお尋ねしません。

副市長、どう思われますか。

○議長（赤尾俊春君） 副市長 福田政春君。

○副市長（福田政春君） 考え方といたしましては、やはりおっしゃるとおり、官民一体で市政運営も含めて進めていくということも必要、大事であると思っております。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） そう思うだけでやる気はないと。私どもでは報酬を削減するつもりはないと、みずから申し出るつもりは全くないと。財政の厳しいうちは市民だけにしわ寄せをかけるというふうに私はとりましたけれども、それで間違いないですか。

○議長（赤尾俊春君） 副市長 福田政春君。

○副市長（福田政春君） 報酬の改定につきましては、先ほどから市長が答弁させていただいておりますとおり、私どももその考えでおります。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） じゃあ、改めてお尋ねします。報酬審議会が開かれたら、それに従うというふうに恐らく答弁をされましたけれども、今、そういった中で大幅減額というのは考える必要があるのかなのか、その部分でお尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） それも御答弁、先ほど申し上げたとおりでございます。それぞれが任務を遂行していく、そういった中での評価だろうというふうに思います。

したがいまして、その評価をその審査委員会の中で検討していただく、それをもって参考にさせていただきたいと思っております。

先ほど議会の先生のお話もございましたけれども、これも、やっぱり議会として、市会議員として精いっぱい働いていただいていると、そういったことに対する対価であろうと、このように存じております。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長、おもしろいことを言われましたね、今。市民は納税をしておるんですよ、頑張って。その頑張りに対して、あなたはどう思うんですか。

私だって一生懸命仕事をやっていますよ。議会も一生懸命やっていますよ。しかし、予算がありませんから、厳しいのをこらえてくださいよ。私たちは一生懸命仕事をしますから、

報酬の大幅減額は、私は考えませんよ、そういうふうですか、お尋ねします、最後。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど申し上げましたとおり、私たちの評価は選挙で決まりますし、なおかつその給与に関してはその審議会の中で、費用に関しましては検討していただくというところでございまして、そのことに従ってまいりたいと、このように思います。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） いただくほうはそういうふう、しかし、市民に対して納税は義務ですよ。義務を果たしなさい。

予算がないとなれば、私、いつも言いますよ。一軒の家でいうなら、お父さんは小遣いを減らさないかん、子どもの小遣いを減らす前にお父さんの小遣いを減らさないかん。そして、家族がまあまあ円満にいくんですよ。あなたのやり方では、これは円満にはいきませんよ、あなた。それでも、あなたは任期中は報酬をもう下げないつもりですか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今の行財政改革をもっと徹底的にやっていく必要があるだろうと考えています。そのことによって楽になるというか、予算立てがしっかりできていく、このように思っております。それで、先ほど申し上げましたように行財政改革のほうをしっかりと進めていきたい、このように思っております。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長、行財政改革をするならば、まずあなたの公用車を手放しなさい。私は買うときにも反対したんです、もう一台あるでしょうと。だけど、あなたは市内と市外用を使い分けてきた。しかし、ここまで財政が落ち込んで、市民の皆さんだけにしわ寄せが行っておるの。ここで一回、身をもって、私もこうしますよというところを見せるべきではありませんか。しかし、あなたに聞いたって同じ答弁しか返ってこない。次期の9月定例会には、私は議員報酬の減額の議員提案を出させていただきます。くれぐれもお尻まくりに遭わないように。

これで私の質問を終わります。

○議長（赤尾俊春君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。10時30分まで休憩をいたします。

(午前10時19分)

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 伊藤久恵君

○議長（赤尾俊春君） 9番 伊藤久恵君の質問を許可します。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） では、議長の許しを得ましたので、私のほうから2点質問をさせていただきます。

1. 歴史民俗資料館について、2. 養老山地の土砂災害について、質問相手、市長でございます。

質問内容、1. 新天皇の御即位により、新しき令和の時代が始まりました。海津市歴史民俗資料館にて、御即位を祝い、天皇・皇后両陛下が以前海津町に御来町されたときのお写真が展示され、377の方が記帳に訪れたとお聞きしました。

今回、歴史民俗資料館について、以下の4点について説明を求めます。

①現在の利用者状況として、どのようなイベントが開催され、その参加者人数などの状況を教えてください。

②歴史民俗資料館も25年以上たちましたが、ことしの特別行事として「禹王サミット」が開かれると伺っています。初めて聞く方も多いと思います。禹王の存在や、どのような趣旨で開催されるのかを説明してください。

③今までで好評だった特別展の企画は何ですか。今後の企画などの予定はありますか。

④常設展示物が余り変わらない、市の財産でもある展示物を入れかえて出していきたいとの要望があります。各階ごとにテーマが決まっているため、新しい展示物の総入れ替えは難しく、大変とは思いますが、いかがでしょうか。

2. 養老山地は、私たちの住んでいる濃尾平野の西端に沿って、幅約10キロ、延長約25キロにわたり、北部は800ないし900メートル、南部は400メートル程度の山々が連なっています。俗に言う「西の山」です。岐阜県、三重県の県境でもあります。

ここ5年ほど目立つようになってきたのは、大雨の後など山の斜面がむき出しになって、崖崩れの箇所がふえてきたことです。これは南濃町より揖斐川を隔てた海津町側から見るとよく見えるのですが、「海津を丸ごと守りたい」を掲げております私といたしまして、日本各地で土砂災害のニュースなどが流れるたびに、西の山は大丈夫なのかと気になります。災害が起きてからでは遅いので伺います。

①土砂災害に備えて個人や地域への周知や、行政としての防災の備えはどのようになっているのでしょうか。

②昨年、「防災ハンドブック」も新たに作成していただきましたが、危険と思われる山斜

面の崖崩れや土石流、地すべりなど、住宅への災害を少しでも未然に防げるよう、今後、いかなる対処をするかをお示してください。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 伊藤久恵議員の1点目の歴史民俗資料館についての御質問にお答えいたします。

1つ目の資料館で開催しているイベントの内容とその参加人数につきましては、資料館の開館以来の延べ入館者数は、平成31年3月末現在、63万6,138人です。昨年度の年間入館者数は1万1,851人で、社会見学による来館は、88校、約5,000人の児童・生徒が見学に訪れておりますが、近年は減少傾向にあることから、毎年開催しております能や狂言の鑑賞会を初め、市の歴史・文化をテーマとした企画展や歴史講演会、史跡めぐりなど、催事を実施して利用者の増に努めているところであります。

能舞台を備えた特色ある資料館として近隣地域にも知られており、能・狂言の鑑賞会は、恒例行事として定着しております。毎回楽しみにしておられるリピーターの方も多く、平成29年度は能が212人、狂言は247人、平成30年度は能が257人、狂言が268人の方が来館され、伝統の世界をお楽しみいただきました。

企画展につきましては、平成29年度は市民団体と共同で「拓本展」や「新作能面展」などを開催し、31日間で約800人、平成30年度は「ふるさとの学び舎」をテーマに南濃地区の小中学校3校の歴史を紹介する企画展では、38日間で約1,300人の方にごらんいただきました。

歴史講演会につきましては、平成29年度「名古屋城の石垣と河戸石 ―名古屋城内での河戸石の利用―」、この聴講者数は140人、平成30年度「明治150年 失敗から見えてくる幕末維新の真の姿」では160人の方が聴講され、好評を得ております。

2つ目の「第7回全国禹王サミットin海津」の開催につきましては、禹王とは中国の黄河の治水に功績を残して中国最古の王朝を開いたとされ、治水の神として崇拝されてきた人物です。日本には、江戸時代以前、中国の学問や文化、風習などとともに伝来し、全国各地に広まったということです。

水害多発地域や大河川の流域では、日本古来の水神と並んで禹王を治水の神として信仰し、顕彰されております。本市におきましても、江戸時代の終わりごろに高須藩10代藩主の松平義建公が水害に悩むこの地域を救うために、禹王を祭ることを指示されたとの歴史があります。その際に下賜された木彫りの禹王像は、義建公みずからが領民のために彫られたという大変貴重なもので、その歴史的価値は専門家の方から高く評価されております。そのほか、禹王の肖像を描いた掛け軸などが現存しており、田鶴の和合館周辺や鹿野及び秋江地区では、

毎年、禹王まつりが住民の方々によって行われ、継承されております。

サミットにつきましては、全国の禹王を研究している団体と関係する自治体等が協力して隔年で開催しているものです。過去には、神奈川県、香川県、大分県など、6回開催されたと承知しております。今回は中部地方で初めての開催であり、また当地域に大きな被害をもたらした伊勢湾台風の襲来から60周年目に当たることを踏まえて、木曾三川流域にあって水と深くかかわって発展してきました本市の歴史・文化を再確認すると同時に、本市を全国へPRする機会と捉え、10月19日・20日の開催に向け準備を進めております。

なお、本年3月15日には、日本百名月に選ばれた本市の新しい魅力を発信する機会として、「第4回全国名月サミット」を資料館の能舞台を主会場として開催し、24団体、70名の方に御来館いただきました。禹王サミットにおきましても、一人でも多くの来場者を迎え、本市の歴史・文化への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

3つ目の企画展の内容につきましては、開館以来、規模の大小を問わず、年平均二、三回ほど企画展を開催してまいりました。開催時期や期間（日数）はさまざまありますが、一般に中世から近世にかけての城郭や武将・大名に関する関心は高く、資料館においても企画展示の柱の一つに位置づけております。過去には高須藩や尾張藩、今尾城主竹腰氏などの企画展を開催し、市内外から多くの来館がありました。

一方で、先ほど申し上げました「ふるさとの学び舎」展のように、身近な歴史を振り返る企画も御好評をいただいているところであります。

今後も、地域の歴史や文化、タイムリーな内容をメインテーマに捉え、わかりやすく、幅広く興味関心を持っていただける企画を心がけてまいります。

なお、本年度の企画展につきましては、禹王サミットに関連して、サミット開催に前後して、本市を中心とした、木曾三川流域における治水神・禹王に関する資料や歴史を紹介する企画展を予定しております。

4つ目の常設展示の入れかえにつきましては、資料館は、現在、「貝塚と古墳」「輪中・低地の暮らし」「高須藩」、この3つを常設展示の柱として運営しております。収集資料は、市民の皆様の御厚意によって多くの品々を御寄贈いただき、生活文化や地域の歴史を後世へ伝えるものとして大切に保存させていただいております。特に金廻四間門樋は、輪中低地の排水問題を解決するための先人の知恵の結晶であり、近代土木資産として高く評価されています。

議員仰せのとおり、展示物の入れかえや刷新は、来館意欲を促すとともに、収集しております文化財資料の有効活用の面からも必要なことと考えております。

平成29年度より常設展示の見直しや入館者数の増加などを目的とし、資料館リニューアル検討委員会を設置しております。来る令和5年の開館30周年を一つの節目と考え、市内外の

有識者の方々の御指導、御意見をいただきながら、市民の共有財産である歴史文化遺産の活用と資料館の魅力増進のための検討を進めているところであります。

なお、社会見学として来館される市内や近隣市町の小学3年生児童に、社会科の教科の単元でもあります「古い道具と昔の暮らし」を学んでもらうために、学習教材として収蔵資料をさわったりすることができる展示環境を整えております。

また、企画展や館蔵品展を開催し、少しでも多くの収蔵資料を活用、公開できるよう努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤久恵議員の2点目の養老山地の土砂災害について、御質問にお答えします。

1つ目の土砂災害に備えて、個人や地域への周知や行政としての防災への備えにつきましては、養老山地には土砂災害警戒区域が県において平成23年4月12日に指定されました。

その後、本市では、ハザードマップの素案について防災会議に諮り、地区ごとに説明会を実施、意見を集約した後、平成25年9月に、下多度、中部、石津の3分割したA1サイズの土砂災害ハザードマップをそれぞれの区域内の世帯に配布しております。

また、昨年4月には「防災ハンドブック2018」として、土砂災害を含む洪水浸水想定区域図等の記載されたハザードマップを株式会社ゼンリンとの協定により企業協賛を受け、無償にて作成し、市内全戸に配布、周知を図っております。

自主防災組織等の防災講話に出かけた際は、ソフト対策として、その地区の災害リスクについてお話しし、早期の避難を啓発しております。あわせて、さぼう遊学館における木村教授初め岐阜大学の先生方による土砂災害に特化した講義の聴講を推奨させていただいております。

行政としての防災への備えにつきましては、避難所の指定・整備、防火用品の備蓄のほか、地域の防災力向上に向け人材育成を進めております。

2つ目の住宅への災害未然防止に対する今後の対処につきましては、ハード面での対策では、県における砂防事業発祥の地として、ヨハネス・デ・レーケによる羽根谷巨石堰堤建設を初め、地域の方々の熱意により古くから砂防工事が実施されてきており、土石流危険渓流に対する整備着手率が県全体で26%、大垣土木事務所管内で48%のところ、本市では81%の高い着手率で整備を行っていただいております。

また、平成29年度には宇都宮谷に砂防堰堤を建設していただき、宇都宮谷の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が解消されております。

しかし、頻発する豪雨災害や巨大化する台風など、あす起こるかもしれない災害に対しては、ソフト対策で居住地の災害リスクを知り、早目の避難の重要性を認知していただくことが重要であります。

本市では、防災リーダーや防災士の育成、自主防災組織の結成支援などに取り組み、地域における人材育成、防災力の強化を図ってまいりました。

市民の皆様には、自然災害は決して他人事ではなく、命にかかわる問題であるという意識を持ち、いざというときには早目に避難していただくとともに、防災リーダーなどの防災意識の高い方々を中心として、地域で自発的な防災対策を行っていただきたいと考えております。

また、治山、砂防堰堤での懸案事項につきましては、関係部局において情報共有を図り、県等へ要望をしてまいります。引き続き、担当課においてパトロールも行ってまいります。山の斜面や砂防施設の異変に気づかれましたら、御連絡をいただきますようお願いいたします。

伊藤議員さんがおっしゃった崩落しているところが見受けられるわけですが、その都度、県の砂防課と一緒に現地調査をいたしております。あの下に砂防堰堤がかなりあると、しかも崩れていないということで、今のところは様子を見ているということもございまして、つけ加えさせていただきます。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目といたしまして歴史民俗資料館について再質問させていただきます。

その前に、これを取り上げたいと思いましたが趣旨につきまして、私たち海津市に住んでいても知らない文化財とか、本当にたくさんございます。

5月18日、中日新聞でしたが、国の重要文化財に指定される予定の平田の早川邸でありますとか、また市外から来た人が結構驚かれるんですけど、幕末維新の高須藩、松平家ですね、四兄弟の話とか、あと南濃の貝塚とか古墳群のことなど、海津市をもっと知って海津市を誇りに思える社会教育が大切かと思えます。そういう観点で海津に関心を持ち、海津をもっともっと愛したならば、海津市はもっと発展し、繁栄していくのではないかと考え、この資料館について質問をさせていただきます。

まず、教育長さんから御答弁いただきました入館者数ですが、延べ63万人を超えるということで、本当にたくさんの方が来てくださっているんだなということを感じました。

また、社会見学等も現在88校、5,000人の方が来てくれているということでございますが、小学校の3年生ですか、4年生で今習うんでしょうか。以前と比べまして社会見学の人数がちょっと減っているというようなことをお聞きしたんですけれど、その理由とかを教えてくださいませんか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいま伊藤久恵議員から、社会見学で来館される子どもさんの数が減っているんじゃないかということですが、1つは、少子化で子どもの人数自体が減っているということが上げられると思います。

あと、市内の小・中学校については、歴史民俗資料館を毎年度初めに校長会を通じ、先ほど説明させていただいた3年生とか、5年生の低地の暮らしなんかで学習材としてありますので、必ず市内の学校については時間をうまく調整しながら、体験的に見学学習をさせてくれということで市内は来てもらっておりますが、近隣市町につきましては、PRのほうは毎年、積極的に歴史民俗資料館のほうが行っておってくれますけれども、そちらについてはある程度、市内の学校の校長先生方に話すようなことができずに、こういうのがありますので来てくださいというPRでとどまっていることもあったり、また本年度と来年度は色を変えて、今度資料館の見学先を変えようかという学校も一部あるのではないかなあということも考えておりますが、そんなようなことが現実の状況じゃないかと思えます。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

確かに少子化で人数は減っていくということはございます。でも、市外に対して、やはりPRというのが大事かなって思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほど禹王サミットについて本当に詳しく御説明いただきました。全協のときに市長さんから禹王サミットのことを聞きまして、禹王って何ということでも疑問に思っておりましたが、お聞きしたところ、松平家の10代藩主である義建公が治水の神ということで禹王の木の像を彫ったり、像を描かれたりして、そういうので広がっていったのかなということをお聞きいたしまして、すごく納得できましたし、またこれは多くの方に知っていただきたいなということをお聞きするうちに余計思いましたので、海津市民の方にもたくさんそのサミット、たしか10月19・20日とお聞きいたしましたので、その2日間に講演などもあるのではないかと思いますので、市民の方もたくさん参加していただけたらいいかなということを考えております。

まして、治水の神、それに伊勢湾台風襲来から60周年ということで、本当にまた治水に対する身を引き締めるという意味でもたくさんの方で学んでいきたいなということを感じまし

た。ありがとうございます。

3番目ですけれども、特別展の企画もたくさんしていただいております、南濃町の小学校の歴史の写真展とか、ことしでしたか、先ほど教育長さんからお話いただきましたが、「ふるさとの学び舎」ということでイベント企画をしていただきました。たくさんの方に来ていただきまして、地元のそういう写真とか、そういうものもすごく好評だったとお聞きしました。今後も続けてやられる予定はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 今後も、大変好評でしたので、今度は平田、海津、順番に計画的に実施する予定でございます。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

楽しみにしております。ありがとうございました。

次に、隣の羽島市などから円空菩薩なんかの彫刻とかをお借りして特別展なんかをするという企画なんかは、借りるとなると多少予算が必要になるかなとは思いますが、そのような計画はいかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 円空につきましては、市内では4体確認されております。1体は資料館に置いてありますし、あとは寺院とかということですのでけれども、円空自身を知ってもらうということは非常にいいと思います。一つの引き出しとして企画展を企画する中で円空も考えながら、ちょっと計画を考えていきたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

私、特に今回、歴史民俗資料館に行かせていただいてびっくりしたのが、松平家、その高須四兄弟についてでございました。3階に少し特設会場がつくってありまして、高須藩ゆかりのものも展示してございましたけれども、この義建公の子ということで10人ほどいらっしゃるんですけれども、その中の4人が尾張藩のほうであるとか、水戸の一橋家であるとか、あと会津藩のほうと桑名藩とか、そういう四兄弟でございますけれども、本当に激動の幕末維新を生き抜かしまして、「高須四兄弟」と呼ばれておりまして、余りこれは市内の方とかは知られていないんじゃないかなと。この美濃の高須、今ここにおります高須でございますが、本当に有名な人たちが出ていますので、これをもっともっとPRして資料館の目玉にしたらどうかということを考えております。

もちろん、早川邸とかがございますので、また貝塚もございますけれども、この位置している資料館のところを高須藩ということで、もっとPRして多くの方に来ていただきたいということをすごく感じておりますので。

せんだって、10日ほど前でしたか、尾張藩へ養子に行かれた松平慶勝公でございますが、テレビ愛知で特集を組まれて放映されたということ、私はちょっと見ておりませんが、聞きました。そういう情報を、いつもアンテナを上げてどんどんPRしていくというようなことは大切かなと思いますので。海津の方はとても奥ゆかしくてPRが下手だって皆さんから言われますので、とてもいいものを持っていると思いますので、そういうところをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、その予算でございますけれども、平成31年度予算の中の負担金、補助ということで36万円ほどありますけれども、これは高須藩松平三万石顕彰会のほうに出ているとお聞きしたんですが、どのようなことに使われているのか、少し教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 三万石顕彰会につきましては、5年に1度、藩主の子孫をお迎えして法要をしております。ことしは藩主の子孫をお迎えする年になりますので、毎年25万円ほど顕彰会に出させていただきますが、今年度は10万円プラスして予算立てをしております。内容につきましては、藩主の子孫がお見えになりますので、その交通費とか、あと法要を行基寺で行いますので、お礼とか、その辺のところ、お墓のお花代とか、いろいろ準備がありまして、10万円だけプラスさせていただいて予算化をしております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

去年、名月サミットにも、3階ですか、使われたということですが、資料館は本当にすばらしい建物でございますので、もっと多角的に活用されることを要望いたします。

友人の話なんですけど、彦根市の話なんですけど、彦根市のマスコットキャラクター「ひこにゃん」に、年賀状だと思うんですが、年賀状を出すと抽せんでひこにゃんから彦根城入館招待状が届いたそうです。それで夫婦で行ってきて楽しかったよとおっしゃるんですが、例えば「かいづっち」に年賀状を出しました。かいづっちから資料館においでくださいと招待状が来ました。それで来ていただくことによって海津を知っていただく、お千代保さんに寄っていただいたりとか、年賀状の時期でしたら三川公園のイルミネーションも結構です。そういう海津を知っていただくという意味で、何かそういう創造する知恵というんですかね、チャンスを創造するということが大切かなと思いますので、また何かいい企画とか、どんど



ん進めていって資料館を盛り上げていけたらなと思っております。どうかよろしくお願いたします。

続いてですが、養老山地の土砂災害についてお尋ねします。

私は小さいころから、西の山というのは岩盤でできていて崖崩れなんかはありませんよということを祖母とかから聞いておりましたけれど、さすがにここ何年か、私個人も気になりまして、時々写真におさめております。

[写真を示す]

○9番（伊藤久恵君） 何か山の斜面がむき出しになってきているところがありまして、多少のことはしょうがないかなとは思っていたんですが、最近雨の降り方が尋常ではございませんで、本当にこのずっている部分がどんどん広がってくるような、そういう恐怖感を覚ええました。

そういうことで、これが南濃町の近くのほうに行きますと、結構見えないんです、山のそばの麓まで行きますと。それが揖斐川を隔てて海津町側から見ますと、それがありありと見えて、ちょっとスマホでいつも定期的に写真を撮ったりはしているんですけども、やっぱりこういうところを見ていると大丈夫なのかなあとということで、前に農林振興課のほうにもお尋ねしたことが2回ほどありました。そういう現場を見に行かれたということも聞きましたけれども、今、市といたしましてはどのようにこういうことを対処されているのか。さっき少し市長からも答弁はいただきましたが、具体的によろしくお願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） 伊藤議員の御質問にお答えします。

治山につきましては、地元からの要望等をいただきまして、担当課のほうで現地まで出向きましてパトロール、写真等を撮りまして確認しております。その中で件数が数多くございますので、毎年、要望といたしまして優先順位をこちらのほうでつけさせていただきまして、それに基づきまして県のほうへ要望させていただいて、そこから順次やっていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

本当に山のほうのどこがずっているのかという、民地か官地かもちょっとわかりませんが、大変なことかと思っておりますけれど、その山の監視とか、常時観察が必要と考える上で、ここでちょっと提案させていただきたいのは、ドローンとかを使って常時定期的に、雨の後などでもいいんですけども、そういう監視とかをするということはいかなるものかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） ドローンについてでございますが、ドローンは大変有効な手段だとはうちのほうも認識しておりまして、以前大学さんのほうへ、専門家の方に御相談等を申し上げた次第でございますが、そのときには、まだデメリット・メリット等がございます。現在、使用するには至ってございません。

ただ、いろいろ使い方が最近変わってきていると思いますので、今後もそのような情報を入れながら、使えるかどうかを検討しながら、関係課と協議しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。どうかよろしく御検討をお願いいたします。

それから、昨年ですか、7月にありました西日本豪雨では死者・行方不明者合わせて273名ということで、平成で最悪の豪雨災害が起きましたけれども、それを踏まえまして、今、水害とか土砂災害からの避難のあり方ということで、国の中央防災会議でしたか、発信されて、ちょっとネットで調べたところ、警戒レベル4で全員避難というふうには、私たちのとる行動がわかりやすく示されるということが起きたのですが、国のほうからどのような発信、これは避難のことでございますけれども、危機管理課の方から少しお聞きしたんですけれども、災害が間近に迫っているときに、どういうふうにしたらいいかということを示したことを聞いたということを知りましたので、少し詳しく教えていただけましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部総務課防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（兒玉 靖君） この報告の中央防災会議、ワーキンググループの報告の「終わりに」という部分を紹介させていただきます。

「国民の皆さんへ。大事な命が失われる前に、行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。避難するかしないか、最後はあなたの判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。地域の皆さんで助け合いましょう。行政も全力で皆さんや地域をサポートします」。

この報告では、「国民全体理解のもと、行政主導の避難対策から住民主体の避難対策への転換点となり、みずからの命はみずからが守る意識を持ち、みずからの判断で行動する社会が構築されることを期待する」と締めくくっております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

国のほうのそういう発信も少し変わってきたのかなと思っております。やはり国民一人ひとり、全ての人を、市民ですけれども、行政の方がそばにいて助けるということはできませんから、やはりそれは当然のことだし、災害も防げるものもあれば防げないものもございしますので、そういう意味で市民のこれから大切なのは、やっぱり市民が意識を変えていくということが大事なのかなということを感じました。

もちろん、行政は一生懸命にサポートして、市民の安心・安全のために防災の助力をいただきますけれども、市民自身がそういうふうに変っていくということが大切ということも行政のほうからも周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

本当にいろいろな仕事がございますけれども、頑張って市民を守っていただきたいと思えます。

本日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤久恵君の一般質問を終わります。

---

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、3番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 質問席へ〕

○3番（松岡唯史君） 議長からお許しをいただきましたので、私から2点質問をさせていただきます。

1. 市職員の働き方について、質問相手は市長です。
2. 岐阜県「子ども調査」の結果を受けて、質問相手は市長、教育長であります。

1. 市職員の働き方について。

ここ数年、「働き方改革」という言葉をよく耳にします。

ことし4月から順次施行されている働き方改革関連法は、不十分な点や問題点もありますが、少なくとも労働者の働き方を改善するために議論し、取り組もうという流れになっていることは重要なことであり、労働時間の削減や非正規雇用者の待遇改善が進むことが期待されます。

現在、企業規模や業種を問わず従来の働き方を見直そうという民間企業での取り組みに合わせ、地方自治体でも働き方改革への取り組みが急務となっていると言われております。また、来年度から地方公務員法や地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が施行される予定とも聞いております。

そこで、今回、本市における職員の働き方の実態や改善すべき点について質問したいと思います。

なお、市職員の働き方といってもさまざまな視点がありますが、今回は勤務時間と非正規職員の待遇等についてお尋ねいたします。

1 点目、時間外勤務時間について。

昨年度における市職員の時間外勤務時間の実態を全体と部署ごとに、それぞれ教えてください。

2 点目、時間外労使協定（36協定）について。

ことし1月、本市が時間外労働をさせる場合に必要な36協定を結んでいない旨の報道がありました。報道によりますと、県内の自治体で36協定を結んでいないのは本市を含めて4市とのことでした。しかし、その後、非正規職員と36協定を締結し、ことし4月から適用している旨の御説明を秘書広報課からお聞きしました。36協定締結の経緯及び非正規職員のみと締結した理由を御説明ください。

3 点目、会計年度任用職員制度について。

同制度の施行に伴い、本市の嘱託職員や日日雇用職員といった非正規職員が会計年度任用職員に移行すると認識しております。そこで、移行の計画や会計年度任用職員の待遇について幾つかお尋ねします。

①今年度における嘱託職員と日日雇用職員の職員数及び来年度のフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の予定職員数を、それぞれ教えてください。

②今年度において非正規職員の中で最も低い時給は、岐阜県の最低賃金と同じ825円と聞いておりますが、来年度はどうなりますか。

③非正規職員には期末手当がありませんが、同制度の施行に伴い、会計年度任用職員へ移行すると、法律上は同職員へ期末手当が（フルタイム会計年度任用職員へは勤勉手当も）支給できます。本市においても来年度から会計年度任用職員に期末手当を支給されますか。

④非正規職員には有給休暇はあるものの、正規職員には与えられている夏季休暇や育児休業、介護休暇といった制度はありません。確かに非正規職員の中には正規職員と業務内容や責任の有無等の違いがある方もお見えになるとは思いますが、同じ職場で休暇制度に差があることに違和感を感じます。また、非正規職員にも家庭や生活が当然あることから、正規職員と同等に休暇をとれるように保障すべきだと考えますが、改善できないでしょうか。

⑤ことしの春闘において自治労連が会計年度任用職員制度に伴う財政措置を国に要求したところ、総務省から、財政措置は年度当初で調査し、調査結果を踏まえ、次年度予算に計上したいとの回答があったと聞いております。本市財政も厳しいことから、同制度への移行や会計年度任用職員の処遇維持のために本市も市長会等を通じて国へ要求すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2. 岐阜県「子ども調査」の結果を受けて。

ことし3月に岐阜県「子ども調査」の結果が発表されました。

この調査は、子どもを取り巻く環境が子どもの日常生活にどのように影響しているかを調べ、その結果を県の施策に活用するためのものであり、昨年9月に岐阜県全域でアンケート調査が実施されました。対象者は、小学1年生の保護者、小学5年生と中学2年生の保護者と子どもで計1万人、回収数は4,267人とのことです。また、調査項目は、子どもへは学校生活、習い事などで、保護者へは世帯構成や勤労状況などです。

調査により明らかになったことは、県内の子どもの相対的貧困率が7.2%だったことです。これは、貧困線（県内では122万円）を下回る家庭で暮らす18歳未満の割合を示します。

学習面では、保護者の所得が低くなるにつれて学校の授業がわかる割合が低くなる一方で、所得が上がるにつれて学校以外での平日の学習時間が多くなる傾向が見られます。これは、所得が上がるにつれて学習塾に通っている子どもが多くなるという結果からも学習塾の影響があると考えられます。また、子どもの学習支援（無料の学習支援教室）の利用意向については、小1・小5・中2のいずれの保護者も利用したいの割合が、所得にかかわらず、6から8割と高くなっています。

生活面では、貧困線を下回る御家庭では、大変苦しいと回答されている方が最も多いことや、特に中2では、所得が低いほど自己肯定感が低くなっています。

私は、平成30年第1回定例会の一般質問におきまして子どもの貧困対策を取り上げましたが、その後に岐阜県「子ども調査」が実施されましたので、その結果も踏まえまして、今回、改めて子どもへの支援等について、3点お尋ねいたします。

1点目、市内子ども調査の実施について。

平成30年第1回定例会の一般質問にて子どもの貧困に関する実態調査の実施を要望したものの、今後の検討課題とするとのことでした。今回の県の子どもの調査は、自治体ごとの結果が公表されていません。

そこで、市内において同様の調査を実施し、実態把握に努めるような御意向はありませんか。

2点目、学習支援の充実について。

ことし5月から本市南濃町におきまして、ボランティア団体が定員10人程度の小・中学生向けの学習支援を始めたと聞いております。県の子どもの調査でも、保護者の所得と子どもの授業に対する理解度や学習時間に相関関係があること、また子どもの学習支援（無料の学習支援教室）への保護者のニーズの高さが明らかになりました。

そこで、市内各地でこうした学習支援が行われることが望ましいのではないかと私は考えますが、今後の本市の方針をお尋ねいたします。

3点目、就学援助の周知について。

県の子ども調査の結果から、子育て世帯の生活に余裕がないことや、大変苦しい思いをされている御家庭もあるということを改めて実感いたします。

本市は、経済的な理由により就学困難と認められる御家庭に教育費用の一部を援助しております。この就学援助につきましては、平成30年第1回定例会の一般質問において、小学校入学の児童の保護者を対象にした新入学学用品費の入学前支給を要望させていただいたところ、今年度から入学前に支給していただけることになり、大変感謝しております。

一方で、小学1年生の保護者以外へは、特定の保護者のみに就学援助制度のお知らせをしていると聞いております。例えば、4月のPTA総会時に保護者へチラシをお渡ししたり、校内において全学年の児童へチラシを配布することも可能ではないかと考えます。何らかの方法で就学援助制度をできるだけ多くの保護者に周知することはできないのでしょうか。

また、平成30年第1回定例会の一般質問でも要望いたしました。本市の就学援助に係るホームページの充実を再度要望いたします。前回は所得基準額を示すことが認可の可能性について誤解を招くおそれがあると否定的な御答弁でしたが、ホームページ上に所得基準額を示すことにより、お悩みの御家庭が相談しようとする際の目安になるのではないかと考えます。ホームページ上に所得基準額を示している他市町もあり、あくまで参考基準である旨を明記すれば十分に可能だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の市職員の働き方についての御質問にお答えします。

1つ目の時間外勤務時間につきましては、平成30年度の市職員の実績は、全体で3万452時間、部署ごとの時間数は、総務部が5,654時間、市民環境部が1,332時間、健康福祉部が6,854時間、産業経済部が2,655時間、建設水道部が2,814時間、危機管理局が325時間、会計課が527時間、議会事務局が1時間、監査委員事務局が3時間、農業委員会事務局が239時間、教育委員会事務局が5,064時間、消防本部・消防署が4,984時間であります。

2つ目の時間外労使協定につきましては、議員仰せのとおり、今年1月に本市の36協定未締結について報道がありました。この件につきましては、本年4月に法定労働時間を超えて時間外勤務させる場合や法定休日に勤務させる場合について、対象となる正規職員のうち、運転手など単純な労務に雇用される職員、非常勤職員につきましては、嘱託員及び日日雇用職員と事業所ごとで36協定を締結いたしました。

なお、労働基準法第33条第3項により、別表1に掲げる事業を除き、官公署の事業に従事する公務員は、公務のために臨時の必要がある場合、法定労働時間を超える時間外勤務や法定休日における休日勤務をさせることができるとされていますので、単純な労務に雇用され

る職員以外の正規職員とは締結しておりません。

3つ目の会計年度任用職員制度につきましては、まず現在の嘱託職員と日日雇用職員の職員数と来年度の会計年度任用職員のフルタイムとパートタイム予定者数につきましては、今年度中における嘱託員は33人、日日雇用職員は294人を雇用しておりますが、移行後の新制度下における会計年度任用職員数につきましては、現在、各所属に対しヒアリングを実施しており、必要とする職員数の把握に努め、調整している段階であります。

次に、最も低い時給825円に対する今後の方針につきましては、県の最低賃金の引き上げを見込むなど、算定している段階であります。

期末手当の支給につきましては、会計年度任用職員制度の趣旨も踏まえ、現在のところ支給する方向で検討しております。

休暇等の整備につきましては、当然、労働基準法が適用されることから、同法に規定する年次有給休暇や産前産後休暇、育児休業や介護休業など、勤務期間等一定の条件を満たす職員には取得できるよう整備してまいります。

なお、夏季休暇など他の休暇につきましても、対象者の範囲等を検討してまいります。

最後に、会計年度任用職員制度に伴う財政措置につきましては、議員仰せのとおり、市長会等を通じて国へ積極的に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の岐阜県「子ども調査」の結果を受けての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、岐阜県「子ども調査」は、昨年9月に実施されております。結果報告書は、本年3月にまとめられ、県のホームページにも公開されておりますが、本市にも4月に図書として届いております。

結果報告書の内容としまして、児童・生徒を対象とした「子ども票」では、将来の夢、友達との関係、学校・勉強、健康面や食事、家庭での会話などの設問があり、所得区分別と、ひとり親世帯とその他世帯を比較した世帯別にクロス集計されております。

また、保護者を対象とした「保護者票」では、就労状況、子どもの放課後の居場所や習い事の状況、会話など、子どもとのかかわりの状況、現在の暮らし向きや収入・支出の状況、無料の学習塾など、子どもへの支援に関する意向などの設問があり、子ども票と同様に所得区分別と世帯別にクロス集計されています。

集計結果を見ますと、議員仰せのとおり、授業の理解度、下校後の学習時間や学習塾の利用などの項目において、所得区分や世帯区分に一定の相関関係があることもうかがうことができます。

このような岐阜県「子ども調査」の結果を踏まえ、私からは市内子ども調査の実施及び学習支援の充実につきまして、順次答弁させていただき、3つ目の就学援助の周知につま

ては、教育長から答弁をさせます。

1つ目の市内子ども調査の実施につきましては、県において子ども調査が実施されておりますので、現時点において、あえて本市のみの調査を行う必要はないと考えております。地域性はあるものの、4,267人という多くの方の調査結果が集計され、本市の児童・生徒、保護者の方の調査票も反映されておりますし、本市が活用する統計データとして十分に価値があるものと考えております。

また、本市の生活保護制度における保護率は、本年4月1日現在、2.76パーミルで、県の保護率5.88パーミルを下回っていること、教育扶助を支給する対象者がいないこと、さらには、海津市社会福祉協議会が運営しております「フードバンクきずな」による食支援を受けている世帯に子どもがいる世帯が少数であることなどから、同様の調査を行ったとしても、岐阜県「子ども調査」の結果を上回るような、子どもの貧困に関する新たな実態が浮き彫りになることは考えにくいことも理由の一つであります。

2つ目の学習支援の充実につきましては、議員仰せのボランティア団体が学習塾に通っていない児童・生徒や、家庭で勉強を教えてもらう機会が少ない児童・生徒を中心に、個別指導による学習支援を実施されていることは承知しております。

今後、このような学習支援を利用したいという児童・生徒が多くなってくるとも想定されますが、その場合、懸案となることは、真に無料の学習塾が必要な児童・生徒の把握と担い手の確保になるかと考えております。岐阜県「子ども調査」におきましても、所得区分や世帯区分にかかわらず、利用意向が高いことがうかがえますが、どの世帯でも費用が抑えられるにこしたことはありませんので、ニーズが高いことは当然の結果であると考えています。既に開設されている学習塾の経営を圧迫することのないように運営形態を確立し、さらに担い手である指導者を確保していく必要もありますので、現在活動を始められましたボランティア団体の方針も踏まえながら、他市町村の教育委員会、社会福祉協議会やNPO法人等が実施している運営形態を参考に、市教育委員会とも協議して本市の学習支援のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、松岡唯史議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 松岡唯史議員の2点目の岐阜県「子ども調査」の結果を受けての御質問にお答えいたします。

3つ目、就学援助の周知につきましては、現在、就学援助制度のお知らせは、小・中学校を通じて入学時に各校の1年生全員に配布しております。

また、前年度に就学援助制度を御利用された方には、進級時に個別に申請書をお渡しして



おります。さらに、市報かいづ4月号に記事を掲載し、周知に努めているところであります。

文部科学省が行っております就学援助実施状況等調査結果によりますと、毎年度、進級時に学校でお知らせを配布していると回答した市町村が平成25年度は61.9%、平成29年度の調査では77.9%となっております。入学時にお知らせを配布している市町村も平成25年度は61%でしたが、平成29年度には75.4%と増加しております。

この調査でおわかりのように、全国的に見ても小・中学校を通じて就学援助制度をより多くの方へお知らせするようになってきております。

議員仰せのとおり、就学援助制度周知の必要性は感じており、さらなる周知を図るためにも来年度からは全ての児童・生徒に就学援助制度をお知らせしたいと考えております。年度当初はさまざまな準備がありますので、PTA総会時と限定せず、各校の実情に合わせて、新年度が始まってから1週間以内を目安として計画的に周知してまいります。

また、就学援助申請の参考となる所得基準額をホームページに掲載することにつきましては、議員も御承知のとおり、認定の可否については所得額のみで判断するのではなく、家族構成や、その年齢といった情報も加味して、丁寧に検討した上で判断しているところであります。結果として、同一の所得額であっても認定の可否が分かれる可能性もありますので、ホームページに所得基準額を一律にお示しすることは避けたいと考えております。

現在のところ、近隣市町でホームページに所得基準額を示しているところはないと認識しておりますが、今後も近隣市町の状況や、その対応を注視してまいります。

保護者の皆様には、就学援助制度をお知らせする中で教育委員会担当課に御相談いただくよう周知し、いつでも個別に丁寧に御対応させていただきますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、松岡唯史議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。幾つか前向きな御答弁もいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、まず市職員の働き方について再質問させていただきます。

まず、1点目、2点目の時間外勤務時間とか時間外労使協定（36協定）についての関連質問をさせていただきます。

先ほど御答弁の中で正規職員については別表第1のことも触れられまして、結んでいないようなことをおっしゃいましたが、別表第1には水道事業とか、あと3号でいうと土木・建築関連ですとか、13号でいうと保育所とか老人ホーム、福祉センターも含まれるわけですし、

条例には何と書いてあるかといいますと、海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条第1項に、市長（労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の市の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができることと書いてあります。ということは、労働基準法の先ほど言われた別表第1の中の該当する事業の正規職員が見えたとすれば、そういう方たちも含めて36協定を結ばなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部次長兼秘書広報課長 伊藤理恵さん。

○総務部次長兼秘書広報課長（伊藤理恵君） 今の御質問の正規職員の36協定につきましてですが、現在、正規職員のうちの労務職につきましては結んでおります。ですが、今後につきましては、法の解釈を再度検討いたしまして適切に対応したいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） じゃあ、よろしく願いいたします。

もう一つ、職員の時間外勤務の実態についてお伺いしたいと思います。

先ほどの条例の第8条第2項には、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができることと書いてあります。つまり、私は、先ほど解釈については御検討いただけるということですが、私自身は正規職員とも36協定を結ばなければいけないというふうに思いますが、仮に36協定が不要だとしても、臨時または緊急の必要がある場合のみ時間外勤務をさせてもよいということになっていると思います。

一方で、先ほどの1点目の質問の中で昨年度の時間外勤務時間をお聞きしたところ、全体で約3万時間と御答弁されました。また、部署ごとの時間外勤務時間を所属する職員の方で割り返すと、ざっくりではありますが、月10時間とか11時間程度に1人当たりの時間外勤務時間になるというような部署もあると思います。

さらに、職員の方に話を伺いますと、部署によっては恒常的に午後10時とか11時まで勤務されている方も見えると聞いております。果たして条例で規定されているような臨時または緊急の必要がある場合の業務のみで残業されているのか、私には疑問に思います。そのあたりの現状認識ですとか、改善できる点があれば教えていただけますか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部次長兼秘書広報課長 伊藤理恵さん。

○総務部次長兼秘書広報課長（伊藤理恵君） まず、時間外勤務につきましては、それぞれ職員が所属長に申請をし、承認をし、命令を下すという一連の流れになっております。その中

で恒常的な時間外勤務を削減するために、市では、例えばパソコンの画面上に時間外を削減しましょうですとか、定時退庁日の設定ですとか、30時間を超える場合は理由書の提出等を求めています。そういったことをやっております、平成29年度よりは削減はされておりますが、しかしながら、1人当たりの平均的な時間には差異が生じているということは認識しております。

そこで、改善の方法としましては、既に行っていることではございますが、所属長が適切に課員の勤務状態を把握しまして、業務量の多い職員につきましては、平準化ですとか、業務の改善を見直すということを行っておりますので、さらに徹底をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ぜひよろしくをお願いします。

もう一つ、サービス残業ということについてもお伺いしたいと思います。

そもそもサービス残業というのは職員が時間外勤務をしても時間外勤務手当を支払わないことでありまして、言うまでもなく違法であります。しかし、私は、この間、本市の複数の職員からお聞きしたところ、サービス残業をしている職員は多いと思うとか、今までの慣習で一定時間のサービス残業をしている。また、個人、上司の考えや部署によって時間外命令をつけるつけないがあり、時間外のルールが曖昧になっているといった声が聞かれました。

また、部署や職員によって業務量が異なるため、業務量の多いところでは慢性的なサービス残業や長時間勤務があるとも聞いております。

先ほどの御答弁の中も含めまして、こういった実態を改善するために、部署ごとの業務量を把握して、できるだけ均等化するように人員配置を見直すことと加えて、時間外勤務に対する職員、特に管理職の意識を変えて、時間外勤務のルールを明確にしたり、ルールの遵守によってサービス残業をなくすことすとか、長時間勤務の是正をすることが必要だと私は考えますが、そのあたりはどのような御認識でしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部次長兼秘書広報課長 伊藤理恵さん。

○総務部次長兼秘書広報課長（伊藤理恵君） 先ほどの答弁とちょっと重複するところもございますが、いわゆるサービス残業と言われるのは職員がみずからの意思で所属長の命令に基づかず業務を行っているということなんですが、私どもとしましては、所属長が適切に命令を下しているというふうに判断しておりますが、今後につきましては、さらに所属長に職員の業務内容、それから業務改善ということに徹底してまいりたいと思います。

それから、また議員御指摘の適切な人員配置ですとかルール化といったことにつきましても、適切に徹底していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

長時間勤務は健康面に影響が出ることが明らかになっておりますし、そもそも正規の勤務時間で業務を終わらせるというのが大原則だと思います。臨時または緊急のときは、36協定の範囲のもとで適切な手当をつけた上でということ、ぜひ徹底のほうをお願いいたします。

次に、会計年度任用職員制度についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員にはフルタイムとパートタイムがありまして、正規職員と同じ勤務時間であればフルタイム、正規職員の勤務時間よりも1分でも短かったらパートタイムになると私は認識しております。また、フルタイムには退職手当が出ますが、パートタイムには出ませんし、そのほかにも違いはあります。

先ほどの御答弁では、現在、ヒアリングを実施中とのことで、フルタイム、またはパートタイムへの移行がまだはっきりしていないようでございますが、少なくとも会計年度任用職員への移行において、現在の処遇、待遇よりも後退することがないようにお願いを申し上げます。

あわせて、会計年度任用職員の最も低い時給については検討していただけるということですし、期末手当につきましても、ぜひ支給していただきまして、非正規職員の待遇を改善していただきますようお願いいたします。

一方で、会計年度任用職員というのは職種によって報酬が定められて、職員の年数とか経験は加味されないと聞いております。しかし、中には正規職員と業務内容が変わらないような非正規職員の方もおられるのではないのでしょうか。県内では、非正規の保育士に手当を上乗せしているような自治体もあると聞いております。保育士に限らず、経験、年数を重ねれば業務の質や量とも向上するとも考えられますし、経験や年数を加味して手当を上乗せするような制度があれば、非正規職員のやる気にも影響するのではないかと考えます。

そこで、職種や業務内容によってそうした制度はできないものか、お伺いします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部次長兼秘書広報課長 伊藤理恵さん。

○総務部次長兼秘書広報課長（伊藤理恵君） 今の御質問は、業務内容によって経験年数を加算できないかという御質問だと思いますが、現在の非常勤職員、日日雇用職員と嘱託職員につきましても、経験値を加算しておりませんので、その方向で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ぜひ参考に、今後御検討いただけたらと思います。

あと、休暇につきましては、先ほど御答弁いただきましたが、正規職員との休暇の差がなぜかなあとか、夏休みなどが欲しいといった職員の声も聞いております。予算の検討を要しないことでもありますので、できるだけ職員の要望に応じていただきますようお願いいたします。

この質問の最後に、今回、「市職員の働き方」というテーマを取り上げさせていただきましたが、海津市の規模、性格、役割などから考えますと、海津市役所が現在の働き方改革の流れに乗りおくれることなく、むしろ本市における労働環境の改善をリードするぐらいに取り組んでいただけたらと思います。そのことによって市の関係機関の労働環境に対する波及効果ですとか、職員の労働環境改善に伴う業務改善なども通じまして市民サービスの向上や本市の発展にもつながり得るとも考えますので、ぜひともよろしく申し上げます。

次に、岐阜県「子ども調査」の結果に関する質問に関連することですが、今回、この質問をするに当たって、先月から学習支援を始められた、先ほど御紹介しました海津学習支援の会の代表の方にお話を伺いました。代表の方のお話では、当初五、六人だったスタッフが今では八、九人にふえ、マンツーマンの指導をしているとのことでした。

また、学習塾に行っていない児童や生徒を対象としていることすとか、塾のようにプログラムの中で教材を与えて教えていくのではなくて、それぞれの児童とか生徒のわからないところをフォローするような形で指導して、ルールにのせてあげるようなイメージだとのこととあります。民間の塾とは趣旨や指導形態は異なるという御説明でした。

一方で、アプローチしたい人にどうアプローチするのかといったことや、現在は開催場所である南濃中部防災センターに児童や生徒が来てもらっているんですけども、保護者の方が送迎困難な家庭もあるだろうし、市で送迎を補助してもらえるとありがたいというような課題や要望も伺いました。

無料学習支援は、本市でこの1カ所で定員10名程度と私は認識しておりますが、先ほどの岐阜県「子ども調査」の貧困率や就学援助の市内の受給状況などからしますと、もっと市内で学習支援の場があってもいいのではないかと思います。もちろん、市としては御存じだと思いますが、学習支援に関連した国や県の補助金もあります。例えば、補助率が国2分の1、県2分の1のぎふ子どもの学習支援事業費や、国3分の1、県3分の1、市3分の1の地域未来塾推進事業費補助金などです。また、学習支援を受ける際の交通費に対する補助金もあります。確かに対象は所得の低い世帯の子どものみという補助金もあることから、活用の仕方工夫に要するとは思いますが、ぜひこうした補助金を活用して、市での送迎補助ですとか、新たな学習支援ができないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 先ほど松岡議員がおっしゃいますように、国や県の補助があることは存じております。その国や県の補助がある事業につきましては、先ほどおっしゃい

ましたように対象者がなかなか厳しいということもありますし、その学習支援につきましては、生活支援ということも一緒に言われております。貧困家庭というか、生活が苦しい家庭では、勉強だけ教えても生活が改善されなければ、またもとに戻ってしまうというようなことも言われておりまして、その辺のやり方等の検討も必要があるのかなあということも思います。

幾つか、ひとり親家庭の学習支援でありますとか、貧困家庭の学習支援、それから地域未来塾等がありますので、それを組み合わせてやるというような国の方針等も出ておりますので、少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

部長のおっしゃることもよくわかりますし、ただ、状況とかニーズとかを考えて前向きに御検討、調査していただけるとありがたいと思います。

最後に、県での調査ではありますが、所得が学習時間、授業の理解度、そして子どもの自己肯定感に影響を与えるということがわかったということは大変意味があると思います。もちろん、この結果が全てとは言いませんけれども、こうした傾向をぜひ参考にさせていただいて、所得の多い少ないにかかわらず学ぶ機会や将来の可能性を与えられるように、子ども、そして保護者の方への支援に知恵を絞っていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、5番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

[5番 浅井まゆみ君 質問席へ]

○5番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、私は2点質問させていただきます。

1点目、地区防災計画について、質問相手、市長、2点目、Net119緊急通報システムについて、質問相手、消防長でございます。

最初に、地区防災計画についてお伺いします。

従来から国の「防災基本計画」があり、自治体が立てる「地域防災計画」などがあります。それに加え、町会や自治会などの地域コミュニティが災害時の避難方法などをみずから立

案する「地区防災計画」が平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。

災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。

この地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、マンション管理組合、企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村の248地区で完成、素案作成に向けて活動中なのが40都道府県の123市区町村の3,427地区であります。

素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が、全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは全体の約15%の260自治体で、73自治体は、制度自体を知らない状況でありました。

制度の普及啓発活動について、行う必要はあるが行えていないと答えた自治体は、全体の約6割に及んでいます。

この地区防災計画は、市の地域防災計画に位置づけ、公助の仕組みと連動させることで実効性が高まってくるとも考えられています。

地域の実情に合わせた防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含め御見解を伺います。

また、今後、各地域で地区防災計画の策定が進むことが市全体の災害対応力の向上につながると考えますが、これに関する認識、また地域への周知方法をお伺いいたします。

2点目、Net119緊急通報システムについて伺います。

Net119は、音声による119番通報が困難な聴覚・言語障がい者が円滑に消防へ119番通報ができるシステムです。

これまで聴覚・言語障がい者からの通報は、ファクスやメールでのやりとりだったと思いますが、スマートフォンなどから通報用ウェブサイトアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報につながり、その後にテキストチャット（文字対話方式）で詳細を確認する仕組みとなっています。

旅行中など自宅にいなくても通報でき、GPS機能で本人の位置の特定も可能です。また、導入済みの地域にいれば、その消防本部に自動的に通報できるそうで、全国展開を進めて

いるとのことでした。

消防庁のホームページでは、728本部中の148本部で導入済み、2020年度までに498本部で導入予定のようですが、その中に本市はありませんでしたが、今後導入予定はあるのか、伺います。

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の地区防災計画についての御質問にお答えします。

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助の防災活動の推進の観点から、地区の居住者が行う自発的な防災活動に関する計画であります。市防災会議では、この防災活動の主体と連携した地域防災力を高めるため、この計画を市防災計画に規定することができる制度となっています。

また、地区防災計画ガイドラインには、計画に記載する項目の例としては、1. 計画の対象地区、2. 基本的な考え方、3. 地区の特性、4. 防災活動の内容、5. 実践と検証などとされておりまして。

地区防災計画は、それぞれの地区の特性を熟知している地区居住者が素案を作成することにより、地区の実情に応じた防災計画を作成することが可能になります。この計画では、体制の構築、対応の練達、環境の改善、知恵の伝承、人材の育成といった地域コミュニティならではの課題の具体化が求められます。その具体化に当たっては、地域の実情に即した密着性、自発的に取り組むという率先性、みんなで力を合わせて展開する連帯性等が要求されます。

そのため、計画作成に当たっては、地区居住者の主体性が前提となりますので、海津市防災リーダーや自主防災組織及び地区社会福祉協議会で御活躍いただいておりますの方々のお力添えをいただきながら、計画作成に取り組んでいただければと考えております。

なお、地域の特性を反映しつつ、地域の強みを生かした防災計画、我が事として感じられる手づくりの防災計画として作成された地区防災計画が本市に提案された際には、災害対策基本法第42条の2第3項に基づき、市防災会議において検討し、市の防災計画に規定してまいります。

次に、地区防災計画の策定が市全体の災害対応力の向上につながるという認識、また地域への周知方法につきましては、議員仰せのとおり、各地域がそれぞれの地区の特性に応じた地区防災計画を作成していただくことは、市全体の災害対応能力の向上に間違いなくつながるものと認識しております。



この計画は、策定過程において地域の方々が防災について語り合い、目標や課題を共有することにより、作成を通じて地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、知恵の伝承や人材育成を進めることにより、総合的に地域力を向上させることができるものであります。

共助の取り組みは、一部の方の参加だけでは達成できません。地域に住む一人ひとりの防災意識を高め、地域全体で防災に取り組むことが重要であると考えております。

地区防災計画の周知につきましては、市報、ホームページ等の掲載や、防災講話での提言などにより周知を図るとともに、計画作成をされたいと希望される地区には積極的に支援してまいりますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

2点目のNet119緊急通報システムについての御質問は、議員仰せのとおり、Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語に障がいのある方が消防本部へ通報が行える最新のシステムであります。

このシステムにつきましては、県内の20消防本部が導入できていないのが現状であります。令和2年度までに11の消防本部で導入を予定していると伺っております。

本市の消防本部では、平成16年から電子メールによる緊急通報の受信「メール119」を導入し、対応を行っております。本市に居住、または通勤・通学している方で聴覚・言語に障がいのある方を対象に、事前に登録申し込みをお願いしております。

通報手順は、本市内において救急車や消防車を要請したいときに、携帯電話のメール作成画面を表示させ、宛先に緊急通報用アドレスを選択、救急・火事の種別等を記入したメールを作成し、送信をいただきます。消防本部で緊急通報メールを受信後、確認メールを送信し、同時に救急車または消防車が出動する流れになります。なお、本市では、運用以来、メール119での出動はございません。

Net119緊急通報システムにつきましては、現在運用を行っているメール119よりすぐれた機能を持ったシステムではありますが、導入に当たっては、消防指令システムの改修計画があることから、消防指令システムへの影響及び使用環境、また他の消防本部の導入後の運用状況等を調査・研究してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、浅井まゆみ議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それでは、地区防災計画について再質問させていただきます。

昨年、西日本豪雨で大きな被害に遭われました下呂市小坂町の山間にある落合地区は、人口237人で、高齢化率の高い集落でした。早い段階で皆が安全な場所に避難できました。そ

れは地区防災計画ができていたからということでございます。

落合地区が計画づくりを始めたのは2016年、当初苦労したのは、住民全員が顔見知りにもかかわらず、互いの仲が悪かったということなんです。結束なんて無理だというふうにみんな言っていたそうなんですけれども、それでも地域の災害リスクを洗い出す中で住民の意識が変わってきたということで、川の氾濫で橋が渡れず、逃げ道を失う危険性に気づいたり、近隣5世帯の小グループで声をかけ合って避難する発想が生まれ、一人ひとりの災害時に何をすべきかが明確になったということでございます。必然的に避難訓練の参加者もふえていき、全世帯が参加するまでになりました。地域ごとに安全な場所を再検討し、避難所も見直したということです。

このように地域で主体的に地域ごとの課題を洗い出し、住民みずからの手で防災計画をつくっていくことが防災・減災につながっていきます。大切なのは行政に限界があることを理解した上で課題を洗い出し、地域などができる範囲内で地域の防災ルールをつくり、それを実際に継続できるようにすることです。その意味でも地区防災計画の制度の理解を深めることが普及の鍵になります。地区防災計画は、どの地域にも適用される答えはなく、形式にははまらず、皆で考え地域づくりを行うことが大切です。

内閣府では、情報提供の強化やアドバイザー派遣などを通じて現場の取り組みを支援していくとも聞いています。

防災に関するさまざまな取り組みを通じて共助、自助、最近では近助とも言われるようになりました。本市として、より地域防災力の向上を支援し、地区防災計画の策定につながるような後押しも必要だと考えます。

そこで、自主防災組織や自治会、また地域コミュニティなどが地区防災計画を作成しようとする際の一助となるようにポイントを整理し、どのように地区防災計画の作成を進めていけばいいのか、本市の地区防災計画として必要と考える内容、項目はどのようなものかを示し、それぞれが作成する際の参考になる地区防災計画の手引といったものを作成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。

今、議員仰せのとおり、地区防災計画というのは共助を膨らませていくことが第一の目的であります。マニュアル等を作成することも非常に大切ですし、参考になるかと思いますが、内閣府のほうで地区防災計画ガイドラインというのも出しておられます。そういったものを参考にされながら、地域一体で試行錯誤されながら自分たちの計画をつくっていただくのが一番大事というふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） そうですね。おっしゃるとおりだと思います。やはりマニュアル等というものができてしまうと、自分で質問しておきながらあれなんですけれども、その型にはまった防災計画になってしまうということで、やはり地区地区のいろんな課題を洗い出して、手づくりでつくっていくという地区防災計画になったほうがいいのかなあということも思っております。

そういう啓発を促し、実効性のある身近な地区防災計画を構築するような啓発とかは大事かと思しますので、講習会などを開いていただくよう、よろしく願いいたします。

地区防災計画の策定について加藤孝明東京大学准教授は、防災だけではなく、まちづくりの中でも防災もしっかりと考えていくことが重要、計画をつくるプロセスが非常に重要として、地域コミュニティが主体的に課題解決に取り組める組織になることが必要だと言われておりました。

既に地区防災計画を定めている自治体では、地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、また避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り決めの内容はさまざまであります。

本市におきましても、防災リーダー養成講座を毎年開催させていただき、実質無料で防災士の資格が取れるようにしていただきました。本年も50名の予算を組んでいただきましたが、現在のところ、その防災リーダーは何名いらっしゃるのか、また自主防災組織はどのくらい立ち上がっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。

防災リーダーにつきましては、4月1日現在で165名となりました。議員仰せのように、毎年の防災リーダー養成講座の開催によりまして年々増加している状況でございます。

なお、今年度も8月18日の日曜日から4日間で講座を開催しますので、市民の方で防災に興味のある方、ぜひ参加のほうをお願いしたいと思います。

また、11月ごろにはその講座を受けられた方を対象にしてスキルアップ研修も行ってまいりますので、あわせて御紹介させていただきます。

失礼しました。防災組織につきましては、昨年度、新たに3組織が結成されまして、99組織、世帯割合での結成比率では72.1%になってございます。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

自主防災組織がなかなか機能しているところは少ないかと思いますが、どこか先進的に活動しているところがあれば御紹介していただけますか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部総務課防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（兒玉 靖君） 議員の御質問にお答えいたします。

大体のところは自主防災組織の講話とかに呼ばれるのは、年に1回であります。それを年に2回やっておられる地区が幾つかございます。石亀さん、それから藤沢上さん等々ございます。やはりそういったところは、毎年毎年どういったことを話してくれ、どういったことをやってくれという要望がございますので、そういったところが先進的にやっていただけている防災組織かと思っております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） そういったところも、今まで地区防災計画というものをつくろうというふうに考えられた組織はございますか。

○議長（赤尾俊春君） 防災専門官 兒玉靖君。

○総務部総務課防災専門官（兒玉 靖君） 残念ながら、まだございません。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

防災リーダースキルアップ研修会も、また毎年開催していただいているようですので、その中で地区防災計画も、このこともあわせて勉強できるような体制ができるよう、よろしく願いいたします。

災害時に、誰が何をどれだけ、どのようにすべきか。先ほどもありましたが、自分の命は自分で守るというふうにしていけるように、地区防災計画が実効性あるものにしていけるよう、防災リーダーのさらなる育成、スキルアップに、またよろしく願いいたします。私自身もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、Net119緊急通報システムについて伺います。

先ほど、現在、電子メールによる対応をされているということでございますが、この電子メールというのは海津市外においても対応できるのか、お伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 消防本部消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 先ほど議員の御質問は、電子メールの119番通報については市外においても利用できるかという御質問でよかったですでしょうか。

この携帯電子メールにつきましては、登録してみえる方が自分の活用してみえる携帯電話において、普通のEメールを利用しまして、携帯電話がつながる範囲であればどこにいても通報することが可能なものでございます。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

どこにいても通報できるということですが、Net119というのは、その導入済みの地域では、どこにいてもその消防本部につながるというシステムだということをお伺いいたしました。なので、総務省のほうは、できるだけたくさんの自治体が導入すれば、ほかの地域の方も、例えば市外の方も、うちでそういう障がいを持った方が倒れられたときに簡単に通報ができるというものでございますが、導入に当たっては財源の確保という問題もありますので、導入するに当たって国からの国庫補助とかの財源措置というのはあるのか、お伺いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 消防本部消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 国からの財源措置につきましては、交付税算入されて財源措置をするというふうに伺っております。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） それで、仮に導入するとなればどのくらいの費用がかかるのか、わかれば教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 消防本部消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 導入する場合の費用でございますが、平成30年度に3社ほどの導入費用についてちょっと調査したものがございますので、御紹介させていただきます。

A社といたしまして、初年度導入すると418万円、これの場合の初期費用が286万円、年間の利用コストが132万円、B社の場合ですと、初年度が204万円、これの初期費用、システム導入で120万円、ランニングコストが84万円、C社でございますと、初期費用が90万円、これの初期導入のシステム料が70万円、ランニングコストが20万円というような調査結果を把握しております。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今後、消防指令システムの改修等も必要になってくるということでございますので、財源の確保ができれば、できるだけ早く導入をしていただければと思います。

いずれにいたしましても、市民の方々が安心・安全に暮らせる地域づくりをよろしくお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

ここで1時10分まで休憩をいたします。

（午後0時14分）

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分）

---

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（赤尾俊春君） 6番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） では、議長の許可をいただきましたので、私から2点質問をさせていただきます。

1点目、子ども・若者の政策への参画について、2点目、LGBTへの対応について、いずれも質問相手は、それぞれ市長、教育長でございます。よろしくお願いいたします。

1点目の質問です。

3年前の2016年6月から18歳選挙権時代が始まり、3年後の2022年4月からは18歳成人時代が始まります。18歳選挙権、18歳成人ということは、18歳の高校3年になるまでに主権者意識、市民意識を育む必要があるということにほかなりません。それまでの時代を過ごす地域において、地域住民としての意識、あるいは地域の担い手である自覚が生まれてくる環境にあるかどうか問われることとなります。

本市は、消滅可能性自治体として、18歳成人時代をどういう形で迎えていくかを真剣に考えるべきではないでしょうか。

2014年に行われた「自治体政策における子どもの参加調査」によりますと、過半数を超える自治体が子どもの参加に取り組んでおり、その内容としては、子ども会議・子ども議会33.4%、審議会への参加22.4%、子ども施設の設計・運営10.5%となっています。子ども会議・子ども議会や審議会への子どもの参加では、「子どもに変化や成長があった」との回答が7割であり、子ども自身が議論に参加する機会は、子ども自身の変化や成長につながっています。18歳未満であっても権利主体として自分が生活する社会に参加し、自分たちが望むまちのあり方に意見表明して決定に影響を及ぼすことができることは、子どもにとっても成長の場になります。

まず、教育長にお尋ねをいたします。

1. 本市においては、毎年、夏休みを利用して市内3中学校の代表による「海津っ子議会」が開催されており、9人の中学生議員が市長、教育長に質問や提案を行っていますが、18歳成人時代に向け、海津っ子議会の今後のあり方についてのお考えは。

2. 現在、児童・生徒が参加している審議会はあるか。また、今後、児童・生徒が参加することが望ましいと思う審議会はあるか。

3. 18歳成人時代を迎えるに当たって主権者意識、市民意識を育むため、18歳になるまでに行うべき新たな取り組みについてのお考えは。

次に、成人以降の若者の参画について市長にお尋ねをいたします。

従来、若者政策といえますと、その対象は特に困難を抱えている若者で、福祉関連が自治体の主な仕事でした。しかし、社会的背景の変化とともに自治体の役割も変わり、福祉以外にも自治体の政策形成やまちづくり参加といった、元気な人も含め市民を励ますことが自治体の役割となってきました。

本市の最上位計画である海津市第2次総合計画は、2017年から2026年までを基本構想期間としていますが、残念ながら、その中に20代、30代の、いわゆる若者とされる層が政策決定過程に参加する記述はありません。これは全国的傾向でもあり、それ自体は特に問題にするわけではありません。

しかし、消滅可能性自治体に分類される本市にとって、その社会の持続可能性を考え、若者の居場所と出番をつくる政策の実現は、極めて重要な課題だと思います。

海津市人口ビジョン中の平成22年国勢調査資料によりますと、本市の20代、30代の若者人口の割合は、全体の22.4%ですが、15歳から64歳までの生産人口に対しては35%を占めています。超高齢化時代を迎え、将来にわたり負担と責任を負うことになる若者がこれだけのボリュームにいるにもかかわらず、政策決定等に参加する仕組みがないというのは不自然であり、不合理ではないでしょうか。

以下、お尋ねいたします。

1. 総合計画を策定する際の審議会委員の年齢構成は、それは適切とお考えか。

2. 市長の諮問機関でもある各種審議会等で市民代表が参加しているものは67あると聞いておりますが、その中で若者が参加しているのはどの審議会か。また、67審議会等のうち、人口ボリュームを考え、今後、若者の参加を考えるべき、あるいは参加が望ましいと思われる審議会は何か。

3. 若者参画という課題は、総合計画では基本目標5の協働による自主的・自立的なまちづくりの中で、また6月17日からパブリックコメントが実施される自治基本条例案では、11条の地域コミュニティへのかかわりという部分で進めるべき課題と考えますが、今後におけ

る具体的な構想は。

2つ目の質問でございます。

近年、日本では性的指向・性自認等（LGBT）が話題になっており、関連する書籍も相次いで発刊されています。LGBTは、生まれながらにしてそのような心や体などを持つ方が多く、本人の意思で選んだり変えたりすることが困難とされており、人口の3ないし5%程度存在することが学識経験者の調査等で明らかになっているそうです。

地方自治体においても、LGBT元年と言われる2015年を境に、性的指向・性自認に関する施策を実施する自治体が急速にふえています。2016年に全国1,738自治体を対象に実施された政策アンケート、これは811自治体が回答されたそうですが、アンケート結果によりますと、自治体を実施しているLGBT施策は、大きく分けて、研修、これは職員向けの研修です。それから啓発、住民を対象にした講演会や講座などを実施すること。それから文書化、条例、基本計画、プラン等に性的指向・性自認に関する文言を書き入れるという大きく3つの方向性にとどまっています。国の法整備が進んでいないため、地方自治体の対応も限られるというのが現状のようです。

本市においては、「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」の中でさまざまな人権課題に対する取り組みとして、性同一性障がいと性的指向の異なる人がそれぞれ1ページ程度で説明されています。また、推進施策内容として、多様な機会を通して啓発活動を推進する、相談機関・窓口で効果的な周知啓発を図ると明記しています。

まず、市長にお尋ねします。

1. 自治体としてLGBTに関する取り組みの基本的な考え方は。
2. 本市が推進施策としている啓発活動の具体策は。また、相談窓口での対応には専門知識が求められるが、その対策は。

次に、教育長にお尋ねします。

教育現場では、特に性同一性障がいに悩む児童・生徒がいることが一般的に周知されています。不登校や自傷行為に走るとか、自殺願望を持つという調査結果もあります。

1. 性同一性障がいに悩む児童・生徒に対する教育現場の対応は。
2. 児童・生徒を守るため、教職員の理解を深める研修方法は。
3. 本市の第2次海津市教育振興基本計画にはこの件に関する記述はありませんが、教育長の基本的な考え方は。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕



○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の1点目の子ども・若者の政策への参画についての御質問にお答えします。

1つ目の総合計画を制定する際の審議会委員の年齢構成につきましては、役職等の交代に伴い、策定途中で交代された委員さんも含めると、当時の年齢構成は、30歳代1人、50歳代3人、60歳代6人、70歳以上8人であります。

審議会委員は、海津市総合計画審議会条例に基づき、市議会の議員、市教育委員会の委員、市農業委員会の委員、公共的団体の役員または職員、学識経験を有する者のうちから選出され、各種団体等の代表者を委嘱しております。総合計画の内容に関する審議は、総合的な見地で審議できる方として、条例による区分により選出され、委嘱しております。

総合計画策定に当たっては幅広い年代からの御意見等をお聞きするため、住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の市民3,000人を対象とした市民意識調査や、若年層の意向を把握するため、海津明誠高校3年生179人に高校生アンケート調査を行い、本市が目指す望ましい将来と、これを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示す計画として、若者世代の意見も反映させ、策定しております。

2つ目の各種審議会等で市民代表として若者が参加している審議会はあるのか、また若者の参加を考えるべき、あるいは参加が望ましい審議会は何かにつきましては、39歳以下で委員として参加いただいている附属機関等は、海津市総合計画審議会のほか14の附属機関等において20名の参加をいただいております。

全体の委員会数からしますと、若者が占める割合は高くありませんが、子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策には、今後も若者世代の意見を積極的かつ適切に反映できるよう、附属機関等の委員構成に配慮してまいります。

3つ目の若者参画という課題につきましては、海津市自治基本条例案第11条では、市民は、地域コミュニティへ参画し、みずからの地域の課題解決や共通の目的達成に向けて行動するよう努めますとなっております。

条文中の地域コミュニティとは、町・字など地縁による一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織のことであり、本市では地区ごとで呼び名が異なることもあります。区・自治会を初め、町内会、組、班などを総称しております。その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体であり、地域福祉、防災、防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域をつくり出していくためには、その活動がなければなし得ません。そのため、市民は地域コミュニティに参加し、行動するべきであるという考え方を明確にするものとなっておりますが、市民の地域コミュニティへの加入は決して強制できるものではありませんので、努力義務として規定しております。

海津市自治基本条例は、基本理念を定めるものであり、直接的に市民生活に影響を及ぼす

実効力はありません。したがって、具体的な構想については、総合計画の分野別施策、あるいは事務事業ごとに今後検討していくことになっていくと考えております。

なお、本市の現在の自治会加入率は約85%であり、微弱ながら年々下がっているとはいえ、決して低い数字ではありません。核家族化も進展していることから、若者世帯も加入いただいているものと考えられます。

今後は、人口の減少や一層の高齢化などにより、若い担い手が不足するといった問題が顕著化してくることが予想されますが、現在のところ、市政とのかかわりにおきましては、区・自治会に多様な役割を果たしていただいておりますので、引き続き現在の体制を維持しつつ、自治会加入率も注視しながら、若年層が地域コミュニティにかかわりやすい取り組みについて、地域の実情に応じた対策を講じるよう検討してまいりたいと考えています。

2点目のLGBTへの対応についてに関する質問にお答えします。

1つ目のLGBTに関する取り組みの基本的な考え方につきましては、私たちの身の回りには、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、女性の人権、同和問題、拉致問題、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題があり、議員仰せのLGBT（性的少数者）に関する人権問題も主な人権課題の一つです。

本市では、「市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に掲げ、国や県との連携を図りながら、市民に対してさまざまな人権についての正しい理解を深めるため、啓発活動を推進しているところです。

LGBTを特化した啓発活動は行っておりませんが、議員仰せのとおり、職員に対する研修も含め、LGBTに関する啓発活動を推進していきたいと考えております。

2つ目の本市が推進施策としている啓発活動の具体策及び相談窓口での対応につきましては、本市では幾つかの啓発活動を行っております。

1つには、人権啓発推進大会の開催や、人権擁護委員の方々と連携を図った啓発活動。2つ目には、小・中学校の児童・生徒を対象にした人権の標語・ポスターの作品募集。3つ目には、毎年秋に開催されております市産業感謝祭では、人権啓発ブースを設け、ポスターの掲示、リーフレット等を来場者へ配布。4つ目には、市報で「人権って何？」をテーマに、毎月特集を組んで掲載、本年7月号には、「みんなが自分らしく生きる」と題し、LGBTをテーマに掲載を予定しております。

次に、相談窓口の対応につきましては、海津総合福祉会館「ひまわり」、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」及び文化会館において、毎月1回、人権相談員による相談窓口を設けて相談に応じております。

電話での御相談は、法務省による全国共通の「みんなの人権110番」及び「子どもの人権110番」で、相談時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

なお、本市ではLGBTに関する専門相談員は配置しておりませんが、人権擁護委員と連携し、県のLGBTに関する専門相談窓口や、専門医療機関や、団体等を紹介する等の対応をしております。

今後の取り組みにつきましては、性的少数者に対しての配慮を図る施策として、印鑑証明書から性別欄をなくす方向で海津市印鑑条例の改正を予定しているなど、より具体的な取り組みを展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 伊藤誠議員の1点目の子ども・若者の政策への参画についての御質問にお答えいたします。

1つ目の海津っ子議会の今後のあり方につきましては、海津っ子議会は、将来海津市を担う子どもたちの目に今の海津市がどのように映っているのか、また将来にどのような期待や夢を抱いているのか、子どもたちが直面している問題や、子どもならではの柔軟なアイデアを引き出す機会として実施しております。

昨年度は、中学生からスポーツ施設整備や体育施設の利用料金について御質問いただき、それぞれ答弁させていただいております。

海津っ子議会の参加者にとっては議会の仕組みが理解でき、また議員仰せのとおり、自分たちが望むまちのあり方に意見表明することは子どもにとって成長の場になることから、今後も継続して開催することが望ましいと考えております。

2つ目の現在児童・生徒が参加している審議会はあるか、また今後、児童・生徒が参加することが望ましいと思う審議会につきましては、現在、児童・生徒が参加している審議会はございませんが、平成28年度から開催しております市内小・中学校、海津特別支援学校及び海津明誠高等学校の代表者から成る「海津市スクールサミット」では、自分たちで安心・安全な生活をつくり上げるという、そういった観点から「あったかい絆宣言」を採択するなど、子どもたちの意見表明の場となっております。

次に、今後、児童・生徒が参加することが望ましいと思う審議会については、まずは子どもに関する行事や活動などを行う場合に子どもの意見を反映させるため、企画段階から参加できるようにすることなどが必要ではないかと考えております。

3つ目の主権者意識、市民意識を育むため、18歳になるまでに行うべき新たな取り組みにつきましては、小・中学校における教育内容は、文部科学省が定めた学習指導要領に基づいて行われております。

小学校6年生の社会科では日本国憲法や三権について学び、国や地方公共団体の政治が国民生活の安定や向上に大切な働きをしていることなどを学習しております。

中学校では、社会科の公的的分野の中で国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや、議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用のあり方を考える中で選挙の仕組みや意義についても学習しております。具体的には、地方自治について学習を行う際に、海津市の予算や政治組織などを具体例として示したり、選挙の学習の際には、市選挙管理委員会より投票箱等をお借りして模擬選挙を行ったりしております。

また、学校教育では、各教科の授業のほか、児童会活動や生徒会活動、学級活動など、望ましい人間関係づくりや、集団や社会の一員として資質を養うことのできる機会があり、児童会・生徒会選挙や、その活動等を通して主権者意識の育成に努めております。

市民意識を育む学習につきましても、総合的な学習の時間や生活科、社会科の授業等で地域の歴史や文化・伝統、自然や環境、人に触れる体験を通して本市の特徴を理解し、よさを学んでおります。

例えば、小学校では、堀田の田植えや、まち探検、立野御殿万才や狂言、ミカンづくりや柿づくり、イチゴやキュウリの収穫などです。

中学校では、働くことの意義、ともに活動することの価値、地域で必要とされる自分を実感することができるように、3校全てが市内の事業所で5日間の職場体験を実施しております。平成30年度は、市内85カ所の事業所で職場体験を行いました。そのほかにも、地域の美化活動、夏祭りの司会やお店の手伝い、ふれあいマラソンでの給水や受付のボランティアなどに積極的に参加しております。

議員仰せのとおり、18歳成人時代を迎えるに当たり、早い段階から主権者意識や市民意識を育むことの必要性は認識しておりますが、新しい取り組みを行うのではなく、新学習指導要領の全面実施に向けて、各校で既に行われているさまざまな教育活動を見直し、主権者教育、ふるさと教育の質の向上を図っていくことが大切であると考えております。

各学校が児童・生徒の実態や地域の実情等を考慮して、学習内容・活動に工夫を重ね、よりよくしていくことを通して、主権者教育、ふるさと教育の充実に一層努めてまいります。

2点目のLGBTへの対応についての御質問にお答えいたします。

1つ目の性同一性障がいに関心する児童・生徒に対する教育現場の対応につきましては、性同一性障がいのある児童・生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大になることが懸念されております。そういった児童・生徒には、その心情に十分配慮した対応が必要であります。

文部科学省は、平成27年に「性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を出し、平成28年には教職員向けの資料を作成しております。これを

受け、各校に通知や資料を配布し、児童・生徒、保護者から申し出があった場合には、丁寧な対応をするように確認しております。

また、児童・生徒の悩みや不安を受けとめ、その心情に十分配慮した対応をするため、スクール相談員、スクールカウンセラー等を配置し、教職員との連携を図りながら教育相談体制の充実に努めているところであります。

各学校では、ふだんから児童・生徒の名前を呼ぶときには、君、さんと分けないで、「さん」で統一した呼び方を心がけたり、掲示物やげた箱などの名前のシールについても、ほぼ色分けするようなことはしておりませんが、学校生活や学習で児童・生徒が不安になったり、困ったりすることのないよう、保護者の意見も伺いながら個別に対応していくことも必要であると考えております。

現時点で市内の小・中学校において性同一性障がいに係る配慮をしてほしいという児童・生徒の申し出はありませんが、いつでも対応はできるよう、その体制を整えておかないといけないと考えております。

また、そういった申し出があった場合には、非常にデリケートな問題でもありますので、個人情報の保護についても細心の注意を払うよう努めてまいります。

2つ目の児童・生徒を守るため、教職員の理解を深める研修方法につきましては、児童・生徒の悩みや不安、困り感を受けとめる必要性は、性同一性障がいに係る児童・生徒だけでなく、性的マイノリティーとされる児童・生徒にも共通するもので、全教職員の適切な理解と対応を促進することが必要であると考えております。

全教職員が高い人権感覚を持ち、教職員みずからさまざまな違いを個性と捉え、多様性を認め合う学級や学校をつくっていくことの大切さなどについて、研修を通して確認しています。

現在、各小・中学校においては、現職研修の中で人権同和教育、特別支援教育、いじめ未然防止、教育相談等に係る研修、今日的な課題に対する研修を実施し、教職員の人権感覚を磨き、理解を深めているところであります。

また、常に全教職員が学校での児童・生徒の生活・学習の様子に気を配り、児童・生徒の言動に変化を感じたときには迅速に対応できるように、学校の教育支援・相談体制の整備、充実に努めるとともに、子ども相談センター、警察など関連機関との連携強化に努めるよう校長会等で確認し、共通理解を図っております。

教育委員会といたしましても、教職員の人権感覚を磨く研修は必要であると考え、本市に着任された職員を対象に、毎年、障がい者センター「あいさんハウス」での体験型研修を行い、障がい者理解に努めるとともに、夏休みと年度末にも人権同和教育に係る研修会を開催し、全教職員の意識向上、児童・生徒理解に努めております。

昨年度の「学校人権同和教育研修会」では、NPO法人ASTAよりLGBTである講師4人をお招きし、「LGBTから多様性を考えよう」と題した研修会でその方々の思いや体験を伺ったところです。

今後も、教職員一人ひとりがさらに人権感覚を磨くことができるよう研修の充実に努めてまいります。

3つ目の本市の第2次海津市教育振興基本計画には、この件に関する記述はありません、教育長の基本的な考えはにつきましては、第2次海津市教育振興基本計画の基本理念は、「いのちをつなぐ教育 心豊かな一人ひとりがともに生きる喜びを感じる教育」とし、基本的観点の一つに「心をつなぐ」としております。これは、心がつながり、愛情と思いやりにあふれる人をつくるという観点でございます。

性的少数者であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重することが大切であると考えております。

教育振興基本計画では、基本目標「学校教育の充実」の施策、「豊かな心の育成」において人権同和教育の推進を掲げ、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進することとしております。偏見や差別は、差別する側の無理解や誤った認識によるもので、一人ひとりの正しい理解や認識を深め、全ての人々の人権が尊重される社会をつくっていくことが必要であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 大変充実した答弁をいただきまして、ありがとうございました。

おかげで時間がかかり……、時間がちょっと残り少なくなりましたが、教育委員会は本当に充実した施策を行っていただいていることはよくわかりました。安心いたしました。

それで、余り時間もございませんので、私からちょっと先進事例といいますか、これは当然執行部のほうでも認識はしておっていただくことだろうというふうに思ったのですが、先進事例そのものをひな形として利用することの是非は当然あるわけでございまして、それが必ずしも私はいいいとは思っておりませんが、参考にして、本市に向くやり方を模索するということは非常に現実的には有効であるんじゃないかと、実務的には有効であるんじゃないかというふうに思っておりますので、二、三ちょっと御紹介をさせていただきます。

まず、この近いところでといいますか、その前に、今、市長は「市長との対話室」ということを行っておっていただくと思っておりますが、その中では特に余り若い方がということは少な

いのかもしれませんけれども、それに少し発展したような形で岐阜県の下呂市でかなり進んだことを行っておっていただくんですが、これは「中学生と市長との懇談会」ということで、市内の6つの中学校に市長が出向いて、それぞれ1日ずつ日程をとって、1月にそれぞれの中学校に出向いて、中学校ごとに議論のテーマを決めて、中学生が話し合ったことを市長の前で発表するという形のことをやっている、中学生と市長の懇談会というのが開催されております。

これは、例えば「10年後の下呂市のために」とか、「もっと竹原を好きになるには」というようなテーマで、いろいろ学校ごとにテーマを変えてやっていらっしゃる方が非常に、私もちょっと興味深かったので、ちょっと参考までにお伝えさせていただきます。

それから、これは岐阜県の関市で大変おもしろいことをやっていらっしゃるって、これは全国的にもそんなにまだ、関市が多分これは発信だろうと思ひまして、犬山市なんかでも最近同じようなことをされているようですが、今、18歳成人時代、成人式のときに「選挙パスポート」、成人して選挙権を得てから、80歳としますと、80歳までに大方選挙に出向く機会というのが、約ですが100回ほどあるということで、要するにこれはスタンプカードなんです。100カ所スタンプを押せるようなスタンプカードを「選挙パスポート」という形で発行されております。これを成人式に配ったり、市民一人ひとりどこでも、庁舎でもいただけますし、欲しい方には手に入るような仕組みになっていて、場合によっては特典を与えているというようなこともあります。当然、予算のかかる話ですので、成人式あたりにとというようなことを考えたかどうかというふうには私は思っているんですが、そこで、ちょっと1つ伺いますが、今、本市の成人式、18歳成人でも成人式は20歳に限っていうことを以前に聞いておりますが、成人式のときに市政に参加を、関心をいただくような仕掛けというのを、そういったことは今何かやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 特にこれといったことをやっていません。

ただ、成人式については自分たちで成人式をつくり上げるという実行委員会を立ち上げていますけれども、これといった政策に関するチラシとかパンフレットは配っていません。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 主権者意識を育むため、成人式というのは私は最高の機会だというふうに、タイミング的にも最高の機会だというふうに思いますのでぜひ、成人の皆さんがつくり上げる成人式ということとは別に行政として、やっぱりどうしても何か働きかけというものをその機会にやっていただいたらどうなんだろうというふうに思います。

この選挙パスポートが必ずしもいいとは思いませんが、こういったことも一つの例としてありますので、ぜひ何かお考えをいただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それからもう一つ、若者という点で1つ御紹介させていただきたいんですが、愛知県の新城市、ここは愛知県内の市として唯一消滅可能性自治体に上げられたということで大変な危機感を抱いていらっしゃるって、その危機感の中から生まれましたのが「若者議会」といって、大体15歳から30歳ぐらいまでで20人ぐらいのチームを組んでいただいて、年間1,000万までの提案権を与えていると。ここが私はすごいなというふうに思っていて、それぞれ初年度から2年目まで、6事業、7事業で1,000万ほどの実績を上げられております。その辺がちょっと本気度が、かなりうかがえるなあというふうに私は思っておりますのでぜひ、ちょっとあえて時間がないので答弁を求めませんが、また一度参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから、LGBTにつきましては、これは全国の中には条例化している自治体もあるんですが、しかし、その自治体の多くは性別とか性指向、性自認に起因する差別的扱いや人権侵害を行ってはいけないというような条例になっているわけですが、人権という観点から差別禁止ということを叫ばれるわけですが、LGBTというのは必要な理解がまだまだ進んでいない現状で、差別禁止のみが先行するというのは、かえって意図せぬ加害者が生まれたり、結果として当事者がより孤立するおそれがあるということで、今、市長も教育長も答弁いただきましたが、まず必要な情報を市民が共有すると。その権利云々の前に、まず大事なものは、私はその必要な理解を進めるということが非常に大切だなあというふうに思っております。そのための啓発活動といいますか、その点に重点を置いて、必要以上に人権人権を叫ぶ前に、まずその前にやるべきことはそうではないだろうかというふうに私は思っておりますので、この問題を少し、人の機微にもかかわることでございますので深くは申しませんが、そういう思いがありまして、この点をちょっと上げさせていただきました。

ちょっと慌ててお話しさせていただきましたが、以上のようなことで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（赤尾俊春君） 11番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

〔11番 藤田敏彦君 質問席へ〕

○11番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。



私は1点、中部電力のみまもりポールシステムを利用してはどうか、質問相手は市長であります。

質問内容、昨年7月より中部電力が街頭防犯サービスと敷地内監視サービス、「みまもりポール」という新サービス事業を始めました。中電のPRをしているわけではありませんが、電力会社も2016年4月から電気の契約先を自由に選択できる電力小売の全面自由化が始まった。競争相手が進出してくるから、お得意様地域への安心を見守るサービスの一つであると思われる。電柱を利用して防犯カメラを設置するというシステムであります。

みまもりポールのパンフを見ますと、2種類あります。①街頭防犯サービス、利用目的は公共空間での犯罪抑止、対象者は自治会、商店街、自治体等、②敷地内監視サービス、利用目的は、お客様が管理する敷地や建物の監視に利用する。このサービスは、カメラ調達から、設置、点検、ふぐあい対応、機器補償等、さらに電柱利用、電力供給までをパッケージにして提供するとしています。

我が市においても、学校に防犯カメラを設置しております。養老鉄道には5つの駅があります。以前に一般質問で防犯カメラの設置を提案しました。現在、4駅まで設置されました。残るは1駅、ことしじゅうに設置すると聞いております。ありがとうございます。

防犯カメラの機種は、契約内容にもより、SDカード1枚が入る機種と2枚入る機種があります。赤外線到達距離は、15メートル、20メートル、30メートルの3機種があります。Wi-Fiモデルは、スマホで見ることができる。また、地上からの録画データをノートパソコンにダウンロードして確認することができる機種もあります。

東海地区での主な実績は、美濃加茂市が30台、大府市が13台、愛知県警が51台導入しているとのこと、自治体によっては補助金の支給対象となる場合があるそうであります。

つい最近、川崎市多摩区で児童殺傷事件があった。閑静な住宅地での事件、まさにテロである。こんな痛ましい凶悪な事件が現実には起きている。いつ何が起きるかわからない、防ぎようのない世の中になった。市、学校としても、子どもの登下校はもちろん、安全・安心確保に対し議論を重ねて指導してもらいたい。

中電のみまもりポールをぜひ検討して、自治会にも勧めてもらいたい。犯罪の抑止、事件の早期解決に、必ず戦力の一つとして役に立ちます。

財政も大変なことは理解しておりますが、人口当たりの防犯カメラの設置台数が岐阜県で海津市が1番になるぐらいの勢いで取り組んでいただきたい。命にはかえられない。安全・安心なまちを目指すために真剣に取り組む。そうすれば、若者の定住、人口減にも少しは歯どめになるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の中部電力のみまもりポールシステムを利用してはどうかについての御質問にお答えします。

去る5月28日に川崎市の路上で起きた殺傷事件においてお亡くなりになられた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

本市では、第2次総合計画で安心・安全な生活環境の整備を重点施策として掲げており、安心を実感できる生活環境の実現に向けて、市民の防犯意識の高揚を促進するとともに、地域における防犯活動への支援等を推進しております。

近年、犯罪解決に防犯カメラの映像が活用されており、本市でも海津市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、公共施設等31カ所、143台の防犯カメラを設置して管理しております。

議員御存じのとおり、養老鉄道各駅に設置した防犯カメラにつきましては、一般社団法人海津の安全の御寄附によるもので、今年度は駒野駅に設置する予定をしております。

防犯カメラは、犯罪の抑止や安心・安全のまちづくりに寄与していると認識しておりますが、その運用には個人のプライバシーに配慮しつつ、防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲としております。

議員仰せの中部電力が提供する電柱を利用した街頭防犯サービス及び敷地内監視サービス「みまもりポール」は、中部電力が機器を保有する「お手軽プラン」と「ご購入プラン」があり、カメラの性能も3段階と、設置場所に合ったプランと製品を選ぶことができます。

議員仰せのとおり、東海地区の自治体での導入実績もあり、地域の実情に応じ、自治会等に防犯対策の一つとして紹介していきたいと考えております。

なお、凶悪な事件を未然に防ぐために一番有効なのは地域の目であると考えております。警察機関や防犯ボランティア団体との連携を強化し、市民の皆様には、見守り活動として、散歩や農作業などの日常活動の際に防犯の視点を持って行う「ながら見守り」への協力や周知、不審者に関する情報や、緊急事態発生時における学校や関係機関、地域団体との連絡体制を強化することにより、地域安全に一層取り組んでまいりますので、御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、藤田敏彦議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 御答弁ありがとうございます。

私は、実は名古屋市東区東新町の中電本社へ行ってきまして、担当者と話をしてきまして、

このようなパンフレットをもらってまいりました。

[パンフレットを示す]

○11番（藤田敏彦君） また、詳しい料金とか、機種のパフォーマンスとか、こういうものもございませぬので、議会の終わりましたら、私、ちょっとコピーする時間がございませぬでしたので、コピーをしていただきたいと思ひます。

隣の中国も習近平氏が、中国は広いところで13億から14億人ですか、そういうところで都市部に集中する犯罪というのはすごい。だから、中国の社会は監視社会を目指していると、こういうことには少々のプライバシーを侵害しても、これを進めていくというのが彼の施策であるということをお聞きしております。

市長のお話も出ましたように、最近はいろんな事件が多発して、コンビニの防犯カメラによるとか、それでいろいろ犯人を追及するという、そういうことが毎日のニュースになっております。

また、交通事故でもドライブレコーダー、最近よくあつて、悲惨な事故もありました。あおり運転ですか、ああいうものも、やはりこういう電子機器によって証拠をつかんで、それでいろいろ犯罪を解決していくという、そういう複雑な世の中になりました。

もちろん、スポーツなんかでもそうであります。いろいろ判定で、野球でいえばアウトかセーフ、そしてテニスとか卓球、いろいろなものでもオンラインかどうか、あれも全てそういうビデオ判定とか、そういう時代に入つてまいりました。

思い出していただきますと、4年半ぐらい前ですかね、寝屋川の事件ですね。これも養老鉄道に防犯カメラの設置の要望を私がしましたときに、即、寝屋川市役所へ私は電話をいたしました。そうしますと、やはりあんな大変な事件が起きてしまつて、即2,400万だったか2,500万だったか補正予算を組んで、まちじゅうに防犯カメラを設置して、弱者、子どもたちを見守ると、そういうまちにするという返答がございました。

私は、そこで1つお聞きしたいのは、教育長でも結構でございませぬが、この前、東江小学校へお邪魔したわけですね。そして、ちょっといろいろ後で、いろいろ質問のいろいろなことがありましたのでちょっとお聞きしましたら、「この学校には防犯カメラの設置はありますか」と言つたら、「うちはしていない」ということを言われました。そうすると、小学校でも中学校でも防犯カメラを設置してあるところと設置していない、ちょっと温度差があると思ひますが、これの設置基準というのは生徒の人数なのか、それとも職員室の中からそういうちょっとブラインドになるようなところが多いところに設置するのか、その基準はどういうふうか。うちはある、こちらはないとか、それではちょっとばらつきがあるものですから、そういう設置基準があつたら、ちょっと具体的にお聞かせ願ひたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） それでは、今、藤田議員からお尋ねがありましたので、防犯カメラの設置について、私の知り得ている限りでは、学校規模とか、そういったことで基準を設けているということはありません。大規模改修をした折に、職員室にテレビを置いて防犯カメラを何カ所か設置するという。そして、各学校から、いわゆる不審者対策とか、安全・安心な学校のために要望があったところについて、実際に現場へ行って、その必要度を確認して設置しているというのが現状であります。

一番近年では今尾小学校、あそこは学校の校地を市道が横切っているといえますか、そういった特別な学校であります。だから、学校の玄関と体育館の間を一般の自動車とか自転車が通っていても拒否できないといえますか、だから非常に危険を感じているというようなこともあって、そちらのほうに設置させていただいたという現実もあります。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[11番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） ありがとうございます。

最近では、ニュースで秋篠宮の御息も狙われて、机の上にナイフを置くというような、そういう考えられないような事件が起きておるわけですね。だから、こういうスクールバスに並んでおった、そういうところへ切り込みに数十秒で、20人ですか、大人も亡くなられて、子どもさんもお1人ですか、重傷も多数と。そうすると、やはり我々もスクールバスがあるわけですが、この事件後に、そういうスクールバスは安全だというふうで、みんな親さんも送り出しているわけですが、そんな事故が閑静な住宅街で起きたと。そうすると、そういう事件に関して招集されて、何か会議とか、そういうものをやるとか、そういう働きかけというのはされたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） そういった凶悪案件のすぐ後に学校の校長先生方を招集しまして、その案件に係る事案について、非常に防犯の難しさも訴えながら、しかし、こういったことが実際起きているので、まずは子どもたちが自分自身の身を守れるように、被害に遭遇しそうなった、あるいはしたときには、大声で叫ぶとか、最寄りの民家、お店等へ逃げ込むとか、そういった、いま一つ子どもたち自身に自分自身の身を守る、そういった指導をしていくというようなこと。あるいは、以前から交通事故防止の一つの項目でもあります、ドライバーとのアイコンタクトをとれということもあります。ドライバーの方がどんな様子で運転しておるのかと。非常に難しい、その場面、その場面でそんなことが常にできるかということになりますと、必ずしも、いつもそれはできることが難しいかと思えますけれども、そう

いったドライバーとのアイコンタクト、そしてもう一つは、学校に対しては、地域における不審者情報の共有を図ってほしいと。より密接に保護者や地域の方から、ちょっと何か不審な行動をされる方がどのあたりにいるとか、どういうことが、子どもたちに声をかけてみえた人がいたとか、そういった不審者情報をすぐ学校、警察に連絡するということで情報を共有し合うと。

ただ、これは配慮しないかんのは、せんだってもある会で1人の委員さんがおっしゃりましたが、海津市にはひきこもりの市民はどのくらいいるか、調査でわかっておるんじゃないですかというような話が出ましたが、教育委員会関連の調査ではないので、実際、数値はわからないという答えもしながら、ただ気をつけないといかんのは、ひきこもりの方イコール不審者イコールそういった凶悪事件を起こしやすい人という間違った捉え方をしてしまうといけないというような、やっぱり人権問題にかかわるといことで、ひきこもりの方が事件を起こしたということはありませんけれども、ひきこもりの方が、皆さんそういった行為ということにつなげるのは、やっぱり人権問題にかかわることだから、そんなことは気をつけてもらわな困るというようなことをお話しさせてもらった覚えがあります。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 教育長のお話で、しっかり取り組んでいただいて、いろいろ呼びかけていただいておるといことは本当にありがたいと思いますが、東江小学校でも刺股というんですか、ああいうものが廊下にあります。あれはひっかけてあるだけではいかんし、そういうものの訓練もやってみえるのか、それをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 正直なところ、必ずしも刺股を、設置を全ての学校がしていますが、毎年刺股を使った防犯訓練ということは、多分ないと思います。私自身が最後の3年間、現職として勤めさせていただいたときも、1年はやりましたけれども、ということは、いろんな防犯問題がありますので、本年度はこちらの面で子ども110番の家へ逃げ込む訓練をしようとか、交代交代しますので、一つ一ついろんな課題がありますが、それを毎年幾つもの課題をやっていくということは難しいですので、その都度、教職員と協議しながら、本年度の命を守る訓練、いわゆる避難訓練の取り組みはどういった内容でやろうかというのは、毎年計画して実施しているのが実情でございます。

あと1つだけつけ足しですが、東江小学校、今、事務局長が話しましたが、防犯カメラは、代表会議が済んでいますので設置してあるということです。東江小学校です。

〔「大江」と呼ぶ者あり〕

○教育長（中野 昇君） 大江でしたか、言われたの、東江と言われましたね。

〔「東江」と呼ぶ者あり〕

○教育長（中野 昇君） 東江はついているということです。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） ちょっと学校の違いがあったら申しわけございませんが、私はそのように記憶しておりますので、わかりました。もし、あれだったら訂正させていただきます。

それと、不審者不審者というのは誰が不審者になるのかわかりませんが、こういう田舎です。校庭にフェンスがしてあるわけですが、門扉といいますか、ああいう施錠といいますか、そういう環境はどうなんですか。やはりいろんな業者から、いろんな関係の方が出入りされるから、そういうものまで設置するのは、なかなか管理が大変だし、費用もかかると思いますが、市としてそういう姿勢を、やはり市民の皆さん、親さん方にも、うちはこの安全・安心には、そういう門扉だとか、今言いました防犯カメラとか、そういうものやっていると、施錠もしっかりやっていると、やはりそういうような姿を目で見ていただけるような、もちろんこれにはお金がかかる。六鹿議員の話じゃないけれども、財政が大変なときに、門扉だ、施錠だ、防犯カメラだ、いろいろあるかもしれませんが、やはりこれから世代を担うんですね。そういうお子さんは、やっぱり大切にするという意識をしっかり持っていて、そういう施錠、フェンス、そういうものをしっかりするというお気持ちはあるのかなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。予算が関係することでございますが、よろしくをお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今の質問でございますが、現時点で学校がフェンス等できちっと囲まれて、門扉等で施錠ができるという学校が全てではありません。実際に施錠ができる、門もがしゃんと閉まる、ずうっと周囲はフェンスで囲まれているという学校も何校かありますけれども、そのために、じゃあ今、そういったつくりになっていない学校は、今後、施錠ができるようにフェンスでぐるりと囲うという、それをするかと言われてますと、実際、計画はございません。2メートルのフェンスをつくっても、入ろうと思う人は幾らでも入ってくるので、それ以外に、今、全ての学校で行っている、いつも配慮して施錠している。それで、何かあったときには施錠をあけると。あるいは、カードを校舎内に入るときには首につけてもらうとか、あるいはいつも地域の見守り体制を強化するとか、いつも子どもたち、学校の様子に、農作業中でも散歩中でもいいですので目を向けながら、常に学校や子どもを見守っていただくという姿勢をより高めていくということで現時点は考えております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） いろいろ予算のかかることばかり申しましたが、やはり未来のお子様を守るということで、ぜひとも中電のこういうシステムを利用していただいて、また自治会のほうにも、やっぱり初期費用がかかって、年間のランニングコストはかかりますが、一般的には基礎をつくって、ポールを立てて、そこに防犯カメラを設置するという形になりますが、中電の担当も言われましたように、中部電力の電柱に必ずそれを設置するというのが、これが原則だということらしいですので、学校と言わず、私も自治会のほうへ話しかけてみたいと思いますので、ぜひとも、よく市長がいろんな集会所で言われます、安心・安全なそういうまちづくりに頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで藤田敏彦君の一般質問を終わります。

---

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、7番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 質問席へ〕

○7番（橋本武夫君） では、議長の許可をいただきましたので、私からは2点、SDGsの推進についてと自治体シンクタンクの設置について市長にお尋ねをいたします。

まず最初に、SDGsの推進について伺います。

2015年9月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールと169のターゲットから成るSDGs（持続可能な開発目標）が策定されました。

これを受けて、日本政府もSDGsを重要政策課題と位置づけ、2016年6月に推進本部を発足させ、同年12月には実施指針を策定し、日本として特に推進すべき目標として8つの優先課題を発表しています。

その実施指針の中で地方自治体に関する部分では、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携強化等、SDGs達成に向けた取り組みを促進する」としています。

政府は、地方創生政策の枠組みのもとで自治体へのSDGs導入を促進する施策を推進しており、2017年度に「SDGs未来都市」のプロジェクトを発足させています。このプロジェクトに沿って、2018年度にはSDGs未来都市の優良自治体を公募し、29自治体を選定、表彰しています。

こうした取り組みの効果で、自治体におけるSDGsへの関心は急速に高まっています。2017年度と2018年度の2年にわたって実施された内閣府の調査によれば、「SDGsの存在を知らない」と答えた自治体は、52%から5%に急減しています。また、取り組みについても、「今後、推進していく予定がない」と答えた自治体は、64%から49%に減少しています。

「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」というものがSDGsの大切な理念です。SDGsの特徴は、発展途上国も先進国も取り組むべき普遍的な内容であり、国・都道府県・市町村、さらには私たち一人ひとりが意識して行動することでゴールに近づくのです。つまり、SDGsは持続可能な地域を実現するための活用可能な強力なツールであり、その考え方は、人口減少、高齢化、経済衰退などのさまざまな課題を抱える地域が、今、まさに必要としているものなのです。

県内においても、岐阜市、高山市、関市、羽島市、飛騨市では、既に担当部署が置かれてSDGsの推進に取り組んでいます。

本市においてもSDGsの推進に積極的に取り組むべきと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

2つ目、自治体シンクタンクの設置について伺います。

自治体シンクタンクとは、地方自治体の政策創出において調査・研究を行い、当該問題を解決するための提言を行うために組織された機関とされます。財団法人等、さまざまな形態がありますが、今回は自治体の一組織として設置される庁内型の自治体シンクタンクを質問の対象とします。

自治体シンクタンクは、政策づくりをする機関です。本来ならば既存の政策機関を活性化させることが重要なのは言うまでもありませんが、自治体政策の進歩を阻んできた壁を突き破るための一手段として、自治体シンクタンクを設置するのが有効とも言われています。

小さな自治体でも自治体シンクタンクは設置されています。中野市は、長野県北東部に位置する人口4万3,000人の都市ですが、市長公約として「新たな時代を拓く組織力強化」を掲げ、その具体策として、平成29年4月に市政に関する総合的な研究を行い、市の政策決定の際に用いるバックデータ収集と、これからの中野市を担う若手職員の人材育成を目的に中野市政策研究所が設置されました。

平成29年度は「中野市の効果的なシティプロモーションに関する研究」「安心して子育てしやすい環境の確立に向けた調査研究」「働きやすいまちを実現するための働き方改革に関



する研究「～中野市の特性を生かしたワークスタイルの提案～」、平成30年度には「地域コミュニティの現状と課題」「若者のUターン促進に関する研究～ゆとり世代のゆとりある暮らし～」 「中野市の子育て環境に関する調査研究～もっと子育てしやすいまちへ～」をテーマに調査・研究が行われています。研究員は、理事者へ研究成果を発表し、理事者は、事業化の可否を判断、実施を決めた事業は、部等の長へ報告され、市長から担当課へ指示書が出されるという仕組みができています。

次代を担う若い職員たちがともに学び、問題意識を共有し、課題解決に向け知の創造・展開を図るため、庁内型自治体シンクタンクを設置することは非常に意義のあることではないでしょうか。これまでの縦割り組織の弊害を取り除き、組織横断的に庁内から若い職員が集まり、中・長期的な課題に対して、自由な発想で、データに基づく理論的思考による課題解決のための具体的事業提案を行う中で、職員の資質向上も期待できる庁内型自治体シンクタンクを設置する考えはありませんか。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本議員の1点目のSDGsの推進についての御質問にお答えします。

議員仰せのSDGsは、国連サミットにおいて2030年までに世界全体で達成すべき目標として打ち出されたもので、17のゴール（意欲目標）と各ゴールのもとに、より具体的で詳細な169のターゲット（行動目標）があり、その進捗状況を定量的・定性的に計測するために数多くのインディケータ（指標）があります。

例えば、わかりやすいもので、ゴールの3には全ての人に健康と福祉を、その下のターゲットには、2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させるがあり、その指標には、道路交通事故による死亡率が用いられています。

国は、SDGsの17の目標のうち、優先課題を8つ設定しています。①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域の活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林・海洋等の環境の保全、平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段があります。

国の掲げる8つの優先課題は包括的であるため、地域独自の優先課題とは必ずしも一致しないこともあります。

自治体は、独自の優先課題を整理し、固有の政策目標を作成することが重要となっています。

地方創生では、少子・高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、

将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要となります。

SDGsのゴール、ターゲット、指標を活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー（利害関係者）の間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となります。これによって政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となり、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されています。

本市では、SDGsに関する取り組みと現在実施している事務事業を関連づけていませんが、一例を挙げますと、くらしサポートセンターが実施しているフードバンクの取り組みは、ゴール1の貧困をなくそうと、ゴール2の飢餓をゼロに、安全な水道水の提供や下水道施設の整備は、ゴール6の安全な水とトイレを世界中にと。また、公共施設や防犯灯のLED化は、ゴール7のエネルギーをみんなに、そしてクリーンにつながります。

このように、現在でも多くの事務事業でSDGsが掲げる目標に向けて進めているものがあります。

SDGsに掲げる目標達成に向けて取り組むことは、本市の発展にもつながるものでありますので、推進すべきものであると考えております。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みの推進が目標として掲げられています。

本市の創生総合戦略の計画期間が今年度まででありますので、次期創生総合戦略では、SDGsの達成に向けた取り組みについても記載してまいります。また、本市の事業は、第2次総合計画に基づき進めていますが、その前期基本計画が令和2年度まででありますので、後期基本計画策定時にはSDGsと基本計画を関連させたものとして作成できるように、他の自治体を参考に調査・研究してまいります。

また、職員がSDGsを理解し、その達成に向けた分野横断的な取り組みを検討、実行に移すことが重要でありますので、まずは全職員に周知を図ってまいります。

2点目の自治体シンクタンクの設置についての御質問にお答えします。

我が国の人口減少が進み、本市にとっても人口減少は重要な問題となっています。人口減少社会は、各自治体間で住民を奪い合うという自治体間競争を誘発している状況です。自治体間競争に生き残るためには、地域の特徴を生かした魅力あふれるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、選ばれる自治体として自治体の政策形成能力を高めていくことが重要であります。

このような状況から、自治体シンクタンクを設置する自治体がふえてきていると思われま

しかし、廃止や活動停止した自治体シンクタンクも多くあることから、慎重な協議が必要であると考えています。

本市では、シンクタンク的な規模での活動ではありませんが、人口減少に歯どめをかけ、人口の増加につながる活性化について検討し、政策の提言を行うことを目的に、職員組織として人口減少対策検討プロジェクトチームを設置しています。

これまでに、定住奨励金交付事業、同窓会応援事業、LINEスタンプ、観光地顔出しパネル、結婚お祝いパネル等の提言を事業化してきております。

また、組織横断的なシステムとして、創生総合戦略推進プロジェクト委員会や総合計画プロジェクト委員会のような各プロジェクトチームを発足させ、それぞれの課題に対応すべく活動しております。

今後も、若手職員によるプロジェクトチームが部署横断的な事業に対して活発な意見交換により、アイデアを出し合い、新しい事業を生み出してくれることを期待しています。

自治体シンクタンクは、企画部門を強化した組織と言われております。そこで、この7月から、地方創生人材支援制度を活用し、地方創生担当部長として、財務省から30代の意欲ある方を派遣していただく予定をしております。職務の内容としては、庁内政策協議の主導及び進捗管理を行い、地方創生に関する政策立案機能の強化を図り、総合戦略における政策・事業全般の推進について指導・助言していただくこととしております。

まずは、自治体シンクタンクを何のために、どのように活用するかを明確にしておかなくてはいけませんので、他市町村の事例等を調査・研究してまいりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、橋本武夫議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

わかったつもりでSDGsの質問をしておりますけれども、多分このテレビを通して見ておられる方等々は、その17のゴールって何なんだろうかというふうに思っておられるかと思えます。一人でも多くの方に知っていただきたいので、市長の答弁の中にも幾つかありましたけれども、17をちょっと紹介してみたいと思います。

目標の1は、あらゆる場所で、あらゆる経済の貧困に終止符を打つ。目標の2. 飢餓をゼロにする。目標の3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。目標4. 全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。目標5. ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図る。目標6.

全ての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。目標7. 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。目標8. 全ての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、完全雇用及びディーセント・ワークを推進する。目標9. レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を促進するとともに、イノベーションの拡大を図る。目標10. 国内及び国家間の不平等を是正する。目標11. 都市を包摂的、安全、レジリエント、かつ持続可能にする。目標12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。目標13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる。目標14. 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。目標15. 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転並びに生物多様性損失の阻止を図る。目標16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する。目標17. 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる。

以上が17のゴール、目標です。つまり、あらゆる人間の活動、環境、経済、社会、そういった部門での全てを含んでいる、そういった複雑に絡み合った問題を解決して、誰ひとり取り残さないと、非常に壮大な目標であり、高邁な理想だと思います。

これはあくまでもグローバルなレベルのSDGsで、それをいかに我々海津市であるとか、地方自治体へローカライズしていくかという問題は非常に大きな問題だと思いますが、政府が8つの優先課題を定めております。ただ、その中で市長もお答えになりましたけれども、必ずしも海津市が取り組むべき課題でないものもあるかもしれないし、またここでは取り上げられていないけれども、取り組むべき必要があるものもあるかもしれないということは理解できると思いますが、いみじくも市長が答弁の中で言われました、まだ海津市では関連づけてはいないけれども、フードバンク等でゴールの1、2と関連した取り組みになっているというように、意識するしないにかかわらず、この17のゴールというのは、教育であり、健康であり、またまちづくり、経済成長といった内容は、この自治体がふだん取り組んでいる内容、そういったことと非常に似ていて、非常に親和性が高い。それだけに、こういったSDGsの取り組みが地方の雇用の創出やイメージ向上といったことにつながるの、積極的に取り組んでいこうというふうに取り組んでいるというふうには指摘をされております。

例えば、静岡市の市長は、国連のSDGsと都市が目指すゴールは一致するというふうにおっしゃっております。ですから、意識するしないにかかわらず、取り組んでしまっているという課題もあるのかもしれませんが、もっと言いますと、我々大人が意識する以前に、もう既に教育の分野では、このSDGsの考え方が取り入れられているということでございます。

例えば、平成29年3月公示の新学習指導要領の中の前文には、これからの学校、幼稚園には、一人ひとりの生徒が、ちょっと中略ですが、持続可能な社会のづくり手となることができるようにすることが求められているというふうには書いてございます。中教審の幼稚園、小

学校、中学校、高等学校及び特別支援学級の学習指導要領等の改善及び必要な方針等についての中の持続可能な社会づくりに関連する部分の抜粋の中では、また世界とそこにおける我が国を広く総合的な視野で捉えながら、社会の中でみずから問題を発見し、解決すべきことができるようにしていくことも重要となる。国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子ども一人ひとりがみずからの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげる力を育んでいくことが求められるというふうに答申をしております。

それで、教育長でよろしいですが、このように、もう教育の世界の中ではこういった持続可能な開発、持続可能な学習をしていくという取り組みが既に始まる、あるいは始まろうとしているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの橋本議員のお尋ねでございますが、今、議員仰せのとおり、学習指導要領全体の中において持続可能な社会のつくり手を育成していくという、そういった基盤となる基礎理念のもとに学習指導要領の中に網羅されていることを、今、小・中学校では実践しております。平和に関する、人権に関することから環境に関すること、公正・公平に関すること、体験重視の学習、対話的で主体的で深い学びの授業づくり、まさにSDGs教育の理念を持って学習指導要領のあらゆる領域のところで大事にしていこうということで、学校のほうへはそれをもう既に、育む実践に取り組んでおります。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

今の教育長の御答弁にもありましたように、今、SDGsというのは世界の主流なんですね。世界的な潮流です。自治体や企業を初めとして、内外のさまざまな組織、団体において、SDGsの導入推進が図られております。当然、世界の共通言語であります。その結果、自治体行政に関して言うと、SDGsに係る情報が世界の舞台で蓄積されております。SDGsに参加して、このような情報にアクセスすることは、自身の自治体運営に対して貴重な指針を得ることになるというふうに思っております。

逆に言うと、情報へのアクセスという意味で参加しないということは、同時にそれはリスクがあるというふうに私は思いますけれども、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、SDGsのゴール、ターゲット、指標を活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で

地方創生に向けた共通言語を持つことが可能になりますと御答弁をさせていただきました。  
このことは、また水谷議員先生の御質問のときにもお答えしたいと思いますが、今、必要なことをごさいますて、こういったことを先ほども申し上げましたように、今後の計画に織り込んで進めていきたいと思っております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中での絡みで質問をさせていただきます。

2008年に改定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取り組みの推進ということで、地方自治体及び地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持ったNGO、NPO、大学、研究機関、広範なステークホルダーとのパートナーシップの深化、とりわけ官民連携が必要であるというふうに指摘をされております。

こういった認識のもとで、国内外の広範なステークホルダーの積極的な参画と連携によってSDGsの達成に向けた取り組みをさらに推進する。そのための組織として、2018年8月にSDGs官民連携プラットフォームが設置されております。マッチング支援や先駆的なプロジェクト創出に向けた分科会の設置、普及促進活動などを開始しております。2018年末までの会員数は565団体ということでありませけれども、この取り組みに関しては、2020年までに会員数900団体を達成することを協議会として設定しております。

今後、多くの団体が参加することも予想されておりますけれども、海津市としてはこういったプラットフォームへの参加をする考えはございますか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 議員御指摘の地方創生SDGs官民連携プラットフォームにつきまして、今のところ、まだ加入はしておりませんが、ちょっと研究させていただいて、また加入についても検討していきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。よろしく検討のほうをお願いいたします。

さらに言いますと、内閣府としては、都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取り組みの割合が2020年までに30%に達するよう、取り組みを進めるようにしていくというふうに言っております。

全自治体の中の30%を目標としておられるようなんですけれども、この中に海津市が入る

可能性はありますか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 今後、ちょっと研究、検討してみたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） それでは、先ほども少し触れました自治体レベルでの取り組みに落とし込んでいく、ローカライズしていく作業の大変さというのは、当然職員さんならおわかりになるだろうし、想像にかたくないと思いますが、当然大きなまちのほうがそういった取り組みというのはよく進んでおるところが多いわけですけれども、決してそういう大きなまちばかりではなく、小さなまちもしっかり取り組んでおられるところがございます。

ここで紹介したいのは、北海道の北部にある下川町の取り組みです。下川町は面積の9割が森林ですが、循環型森林経営による継続的な雇用の確保と林産物の供給を実現している。このことによって、第1回「ジャパンSDGsアワード」の最高賞である内閣総理大臣賞を受賞しております。

下川町は、1960年には1万5,000人の人口があったそうですが、鉱山の閉山、木材の自由化による林業の不振、また鉄道の廃線などで昭和の終わりごろには6,000人になり、現在は、一番人口が多かったときから見ると1万2,000人ほど少ない3,300人ということだそうです。

こういう町ですので、2016年、将来の課題に対して今から手を打つためにSDGsを取り入れて町のレベルアップを目指す。そして、2017年9月には下川町総合計画審議会にSDGs未来都市部会を新設し、町民委員10人のほかに役場の中堅職員10人の手で「2030年における下川町のありたい姿（下川版SDGs）」を求めることとし、2018年4月にその作業を完了しております。

こういった取り組みに関して、下川町の政策推進課SDGs推進戦略室の室長である簗島氏は、SDGsの大きな魅力は、企業や団体とのパートナーシップと、そこから生じる有形無形のチャンスであるというふうに言っております。SDGsに取り組んだおかげで、人、企業、団体、都市などさまざまな出会いが多くなって、町のビジョン実現のため共創ネットワークができた。現在は3社と提携をしておられるそうですが、その中には三井不動産、また吉本興業といった企業も含まれております。さらには、公益財団法人地球環境戦略研究機関の支援を受けて「下川SDGsレポート2018」を作成、下川町のビジョンや情報を世界に向けて発信をしておられるということでもあります。

海津市を初め、どのまちでも風土に根差した歴史があって、産業、生活、文化の蓄積があって、それらを守り育ててきた行政の実績というものもごございます。SDGsを有効活用して国内外に地域の情報を発信し、ブランド力を高め、いろいろなチャンスにつなげていくということが可能であろうかと思えます。

こういった小さな町でもやろうと思えばできる取り組みでございしますが、特にいろんなところで取り組んでおられるところを見ますと、総合計画、あるいは地方創生戦略、これの改定の時期に合わせていろんな見直しを、SDGsを有効に活用しながら進めていくというふうなところが多いようでございます。市長の答弁にもありましたが、本市においてもそういった機会を捉えてやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） 議員の仰せのとおり、答弁で申しましたように、総合計画、または地方創生総合戦略についての見直しのところで関連づけた見直しを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） SDGsの取り組みに関しては、先日、内閣府自治体SDGs推進評価・調査検討会の座長をしておられます村上周三さんのお話を伺ってまいりました。その中で一番村上氏が強調されたことというのは、SDGsの推進のためには、やはり行政に汗をかいてもらわなければ進みませんという指摘でございました。当然、その地域に住む全員がかかわる問題ではあるんですけども、その中で、やはりリーダーシップをとってSDGsを推進していくことができるのは行政の担当者であるということでございます。しっかりとSDGsの内容を把握、理解し、さまざまな活動を通して、そういった経済、社会、環境のバランスのとれた発展に寄与していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、2番目の自治体シンクタンクについてでございますが、これは質問の1つ目、2つ目と分けておりますけれども、私の中ではSDGsのゴールである海津市の政策に落とし込む、ローカライズをしていくための中核の組織として使えるのではないかなというふうに思っております。

先ほども言いましたようにSDGsのゴールは、市役所の組織的に見ると幾つかの部や課を横断しながら取り組まなければならないものがたくさんあるように思っております。いわゆる組織横断的な自治体シンクタンクであるならば、その取りまとめも比較的やりやすいのではないかなというふうに思っております。



さらに、あわせて市と協定を結んでいる岐阜大学、あるいは大垣共立銀行、OKB総研、こういったところのアドバイスを得ながら進めていけば、非常に質の高い提言、政策をつくらることができるというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） SDGsの複数領域にまたがる総合的な目標達成に関係する内部の他部門、他部署ごとの連携によるシンクタンクの活用というのは有効であろうとは思いますが、ただその横断的な組織としてはプロジェクトチーム等を組んで行っております。

また、包括協定を締結している岐阜大学、もしくは岐阜協立大学、またOKB総研等、外部の多様なステークホルダーとの情報交換や人材交流など、連携を図っていくことは重要であると考えております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 今までもそのプロジェクトチームでいろいろな成果を上げておられることは承知しておりますけれども、これは北九州での例なんです、きちんとした組織であるということを証明した上でやらないと、なかなか職員間で、その物事に参加している、北九州はシンクタンクがあるんですけども、そこに参加している職員と参加していない職員との間に変なあつれきがあったりとかというものが初めはあったそうなんです。それをきちんと組織として成り立たせる。そうすると、お互いに理解がよく進んで、上司の方々も快く送り出してくれるというようなことで、非常にスムーズに政策研究が進むようになったというふうなことも聞いておりますので、どんな形でもいいんですけども、そこに参加される職員の方々がスムーズに研究できるような、そういった環境を整えてやっていただきたいと思っております。

また、先ほど中野市の例を挙げましたけれども、中野市の政策研究所にかかわっておられた牧瀬稔先生のお話なんですけれども、政策にはストーリーが必要なんだという話であります。ストーリーというのは願望と置きかえてもいい。つまり、いろんな、人口の増加であるとか、企業の誘致であるとか、そういった実績を何かしら政策目標として設定して、その政策目標を確実に達成している自治体というのは何が共通しているかという、やはり政策づくりにストーリーがあるということなんだそうです。

例えば、今、こういうことを考えている政策があると、こんな感じでそれが発達していつ、こういうメリットが出てきて、その結果、目標である、例えば企業誘致に結びつくとか、目標に結びつく、そうするとおもしろいですよという話が職員の方から出てくると。そう

いった政策づくりに関するわくわくするようなストーリー、そういったものが活かされる、そういったものを発揮できる組織、そういったものにしていただきたいというふうに希望しております。

もう時間が少なくなってきましたので、最後に締めたいと思いますが、もう一度SDGsのところに戻ってしまいますが、我々の世界を変革するというアジェンダの中で、我々の世界を変える行動の呼びかけの中で新アジェンダの歴史的意義としてこういう一文があります、「地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない」、国連ではこういった文章が入ってありました。これを海津市にローカライズすると、「今は我々は、海津市を救う機会を持つ最後の世代となるかもしれない」、そういった危機感を持っていろんな問題に取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので、それを希望して私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

3時5分まで休憩をいたします。

(午後2時53分)

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時04分)

---

◇ 水 谷 武 博 君

○議長（赤尾俊春君） 14番 水谷武博君の質問を許可します。

水谷武博君。

[14番 水谷武博君 質問席へ]

○14番（水谷武博君） 議長のお許しをいただきましたので、今回は市民の身近なことを中心に提案とお尋ねをいたしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、海津市の誇れる優良、特異な財産を生かした施策について、質問相手は、市長、教育長でございます。

2番目に、海津市民の安心・安全対策のさらなる充実に向けてでございます。

まず最初に、県内最大の穀倉地帯を活用し、市の発展につなげる施策はいろいろあると考えますが、市が昨年10月、包括協定をして市と市内の営農組合5社と賛同企業を加え立ち上げた海津型農業モデル推進協議会について、私はどのように進展していくか、関心事で期待をしておりました。

昨年、私ども議会会派の政和会・清流クラブでも、関係者を招き、勉強会を開きました。協定後、約7カ月が過ぎましたが、具体的な動きが余り聞こえてまいりませんが、今回の機

会を市の発展につなげるべきと、改めて包括協定の具体的な内容の要旨と現況、そして今後の課題を教えてくださいたいと思います。

次に、私は、海津市歴史民俗資料館を市内の特異な誇れる財産だと考えます。特に資料館の歴史を生かし、市内の活性化に役立てることが必要であると考え、提案をいたします。

皇太子殿下が即位され、元号も平成から令和となり、新時代を迎えました。今上天皇・皇后陛下は、平成7年4月に市内の国営木曾三川公園で行われた全国「みどりの愛護」のつどいに御臨席後、歴史民俗資料館の御視察と御昼食会場として活用された歴史のある、市にとっては大切な財産だと考えます。

そこで、提案をいたします。

この誇りのある、この歴史をもっと積極的、全面的に表示、あるいは広報し、市外からの来館者増、集客に活用すべきと考えます。

海津市は、県外から関係人口と言われる多くの釣り人が訪れ、その方々はお気に入りの地域として海津市を愛され、清掃活動、環境改善にも努めていただく団体があると存じております。その団体の方々に協力、応援をいただき、市外にアピールすることも有効な施策だと考えますが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

また、天皇が御来館された史実を記念のしるしとして、わかりやすく後世に残していくのも私たちの役目ではないでしょうか。

お伺いいたします。市として資料館の活用方法をお考えがあれば提示ください。

質問2. 揖斐川堤の防災拠点の早期実現について。

平成26年第1回定例会の私の一般質問の中で提案をいたしました、揖斐川堤西小島地内の水防訓練用地を活用し、防災拠点の建設は、一部周辺住民の方の御理解が得られず、計画地が多少移転し、実現に向かって国土交通省に強く働きかけをいただいておりますが、現況を御提示ください。全国的に豪雨災害等が多発しております。一刻も早い実現を市民も切に願っております。

次に、高須小学校区の交通安全対策について。

平成29年4月から交通安全に有効な「ゾーン30」（車両速度制限）が施行され、交通事故未然防止に役立っております。

昨年9月に高須町の自治会長の方々から、接触事故等が特に車両幅員の狭い住宅密集地で発生しており、児童・生徒を初め住民の安全確保の要望があり、市の指導を得て、市を經由して海津警察署（公安委員会）に自治会長連名で「ゾーン30」の拡大要望書を提出いたしました。前向きに検討をいただいているとは存じますが、全国でも児童を巻き込んだ悲惨な死亡事故等が多発しております。安心・安全を多くの住民が待ち望んでおります。現況をお調べの上、御提示をお願いいたします。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 水谷武博君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 水谷武博議員の1点目の海津市の誇れる優良、特異な財産を生かした施策についての御質問にお答えします。

1つ目の包括協定の具体的な内容の要旨と現況、今後の課題につきましては、議員仰せのとおり、昨年10月25日に本市と市内5つの営農組織でつくる海津型農業モデル推進協議会の間で農産物の生産と販売で連携し、農業の新たなビジネスモデルの推進を図るため、包括協定を締結いたしました。

包括協定締結式には、この取り組みへの賛同企業として、豊田通商、カルビーポテト、トヨタ自動車の関係者も出席されました。賛同企業とは、「岐阜県海津市産」として商品展開していくこと、また協議会会員同士の情報共有、効率的な営農の仕組みづくりや現場改善活動を通じた人材育成を図っていくこと等、包括協定の中で合意がなされています。

包括協定の具体的な取り組みにつきましては、大きな2つの事業から成り立っております。

1つは、賛同企業が求める農産物を本市の生産者が生産する受注生産への移行であります。本市は、大区画圃場やパイプライン、暗渠排水等の整備など、恵まれた圃場条件を生かした水稲・小麦・大豆の2年3作体系の土地利用型農業が確立されておりますが、賛同企業が求める水稲の多収穫品種や加工用野菜等は、現行既存の農産物に比べ収益性がよく、販売先も明確で売れ残る心配もないとされ、「岐阜県海津市産」を表示した農産物の販売は、農業の新たなビジネスモデルの推進につながると考えられます。

2つ目には、農業経営効率の向上が期待されるICT技術を活用した農作業等の経営管理システムの導入であります。農業の担い手の高齢化が進み、農業従事者が減少していく状態の中、経営管理システムの導入は、農作業の無駄を省き、経費を削減すると同時に、経営者や従業員による意識改革や改善活動を通して、持続的な農業経営力を高める仕組みと期待されております。

次に、包括協定後の取り組みや現状につきましては、本市と賛同企業が連携し、海津型農業モデル推進協議会に参加いただいている営農組織へ出向き、海津型農業モデルの取り組みについての説明会及び農業経営に関する意向調査を実施しております。説明会では、営農組織の規模や構成員、農業機械や農業施設の規模はさまざまありますので、営農組織ごとに取り組みが可能な提案をしてまいりました。

また、協議会に参加いただいている営農組織へは、既存の生産体系を変更するに当たっての問題点や要望などのヒアリングなどを行ってまいりました。

そのかいかあって、現在までに新たな2つの営農組織が協議会の趣旨に賛同いただき、先

ほど御指摘の5つの営農組織で水稻作付の品種の一部を多収穫米品種へ切りかえ、受注生産への移行も進みました。また、2つの営農組織においては、農作業の経営管理システムが導入され、現在、農作物データを蓄積し、農業経営改善に取り組んでいただいているところであります。

さらに、新たな賛同企業として、大手外食チェーンや大手小売販売企業が参加の意思を表明されております。大手外食チェーンでは、多収穫米品種を県下の自社店舗で「海津市産」と表示しての販売や、自社系列店舗での野菜の調達にも前向きに検討をいただいております。

また、大手小売販売企業では、生食用の野菜を「海津市産」と表示し、自社店舗にて販売も検討していただいております。

こうした動きを受けまして、圃場の基盤整備を推進するための効果算定を暗渠排水の工法が違う実証圃場において野菜の栽培を行いました。これは昨年、一昨年にかけて、暗渠が今まで10メートル間隔であったものを5メートル間隔にして、畑での効果が出るかどうか、その実証実験をやったわけです。その実験の結果から野菜の栽培を行った結果、収量の改善が見られることから、県、土地改良区等と連携し、農地耕作条件改善事業等の事業採択に向け、今後も引き続き尽力してまいります。

今後の課題といたしましては、賛同企業は国内を代表する大企業であります。一方で、包括協定を締結した営農組織はまだ少数であり、巨大な需要に対して生産が非常に少ないのが現状でありまして、また栽培指導や栽培実績を評価検証する仕組みも万全と言えない状況です。

さまざまな課題は存在しますが、本包括協定の取り組みは、本市農業の発展に効果がある可能性が高く、賛同企業より意思表示されている、このタイミングを逃さないことが重要であると考えておりますので、本市としても支援及び情報発信を継続してまいります。

2点目の海津市民の安心・安全対策のさらなる充実に向けての御質問にお答えします。

本市は木曾三川の下流域にあり、平野部では輪中を形成するなどして古くから水害と闘ってきました。近年、長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成したほか、堤防、排水施設の整備が進み、安全性は大きく向上したものの、集中豪雨や大規模な広域豪雨などにより揖斐川、長良川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じるおそれがあります。

議員仰せのように、全国的に豪雨災害が多発しており、本市もソフト・ハード面の防災体制の強化が緊急の課題と認識をいたしております。

1つ目の揖斐川堤の防災拠点の早期実現につきましては、本市には国土交通省が整備を進めている防災拠点として3カ所が位置づけられております。

長良川右岸では、道の駅「クレール平田」の北側に野寺防災拠点、また長良川サービスセンターとして福江防災拠点の2カ所が既に整備されています。3カ所目が議員仰せの揖斐川

左岸に高須防災拠点として計画が進められております。

この高須防災拠点につきましては、平成30年1月に西小島地内の水防訓練用地を活用した計画案として地元説明会を実施していただきましたが、周辺住民の方から、工事中に粉じんや振動、騒音が発生するといった御心配や、計画案が盛り土構造となっているため、のり面に圧迫感を感じるといった環境面での御意見を賜りました。

これら御意見を踏まえ、国土交通省において再検討していただき、本年2月に再度開催した地元説明会において、当初の計画案から北側へ約350メートル移動した位置で周辺住民の方々の御了承をいただきました。

今年度は、国土交通省において高須防災拠点の整備に必要となる用地を取得するための測量や、工事実施のための詳細設計を実施する予定と伺っております。

議員仰せのとおり、一刻も早く市民の安心・安全な対策のさらなる充実に向けて高須防災拠点が整備されますよう、引き続き強く国土交通省へ要望してまいります。

2つ目の高須小学校区の交通安全対策につきましては、議員仰せのとおり、平成29年4月から高須小学校周辺が「ゾーン30」に指定されました。ゾーン30は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、区域（ゾーン）を定めて、最高時速を30キロに速度規制するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制等を図る生活道路対策で、平成23年度から全国各地で整備が進められており、本市においても指定後は車両速度が抑制され、子どもたちも安心して登下校ができております。

しかし、残念なことに、ゾーン30に隣接する区域でも道幅が狭い箇所もあり、人身事故や物損事故等が発生し、地域住民の安心・安全な生活に支障が生じていると地元自治会長さんより相談をいただきました。相談を受け、対応策について、海津警察署を交え、議員初め地元自治会長と対応を協議した結果、ゾーン30の区域を拡大することを優先して要望していくこととなりました。

議員仰せのとおり、ゾーン30の区域拡大について、平成30年9月10日付にて関係自治会長連名で海津警察署長宛てに「高須地内交通安全対策の要望書」として提出され、また本市に対しても同様の要望をいただいたところであります。

ゾーン30の指定につきましては、県公安委員会が交通規制を行うことから、海津警察署を通じ現状を確認したところ、要望した地域のゾーン30への指定は、要望のとおり交通規制を行うとの回答をいただいておりますが、指定の時期等については、現時点では未確定とのことでした。

いずれにいたしましても、海津警察署と連携を図りながら早期実現に向けて働きかけてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、水谷議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 続いて、水谷武博議員の1点目の海津市の誇れる優良、特異な財産を生かした施策についての御質問にお答えいたします。

2つ目の歴史民俗資料館の歴史を生かし、市内の活性化に役立てるためのアピールと資料館の活用方法につきましては、今上天皇の御即位に際しまして、5月1日から6日の間、資料館に記帳所を設け、市民の皆さんとともにお祝い申し上げた次第であります。

その折、記帳台の周囲に平成7年の御行啓のときの写真を掲示させていただきました。今上天皇が過去に雅子妃殿下と御一緒に資料館にお立ち寄りになられたことは大変名誉なことであり、本市の誇りとして長く伝えていく覚悟であります。

まず、当時の様子を紹介するコーナーを館内に設置し、御来館いただいたあかしとして紹介させていただきます。また、資料館のパンフレットを増刷する際には、御来館の事実を記載するような内容に改めていきたいと考えております。

議員仰せのとおり、市内には釣り池や遊漁区域がたくさんあり、魚釣り愛好家の間でよく知られたエリアであります。釣り大会などのイベントに合わせてPRをすることも有効であると考えております。

趣味や行楽の目的で本市を訪れる関係人口は、潜在的なものも含めて相当数に上るものと思われまます。そういった方々へアピールするため、市の観光協会及び商工観光課などと緊密に連携し、市内の道の駅や水晶の湯などをめぐるスタンプラリーの共催、木曾三川公園で開かれる各種イベントにおける広報活動を行っております。また、社会見学を想定したチラシを作成し、隣県の学校や旅行会社等に配布しております。

今後は、より広範囲に周知できるよう、テレビやラジオ、観光情報誌などの活用をさらに進め、知名度の向上に尽力してまいります。

現在、入館者の4割強が小学生団体の社会見学です。現行の小学社会科5年の教科書では、「低い土地の暮らし」で、約10ページにわたり本市が大きく取り上げられております。全国のほとんどの子どもたちが本市の治水の歴史や防災の取り組みについて学んでおり、夏休み等を利用して遠方から家族連れで来館される方々もあります。

本市の歴史文化を後世へ伝える拠点として、また市の財産として、より多くの方々に親しまれ、長く利用していただけるよう、資料館運営委員会及びリニューアル検討委員会の御意見をいただきながら、入館者数の増加と展示内容の充実に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、水谷武博議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[14番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 水谷武博君。

○14番（水谷武博君） 御答弁ありがとうございました。

まず、包括協定の答弁でございますが、説明を加えた答弁をいただきましてありがとうございました。

答弁の中でありました、努力のかがあって新たに2つの営農組合が趣旨に賛同していただいたとありますが、2つの営農組合の名前を公表できれば教えていただきたいと思います。

また、その次に多収穫米品種への切りかえ、受注生産への移行も進みましたということでもございましたが、お米の品種名を教えていただきたいと思います。

また、新たに賛同企業として大手外食チェーンや大きな小売販売企業が参加の意思を表明されているということでもございましたが、またさらに賛同され、営農組合の増加にもつながると思います。大手企業ということで信用力も大いにあると思いますので、もしその企業名が今現在の段階で発表ができれば教えていただきたいと思います。

以上3点、まず再質問をさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 日比幸紀君。

○産業経済部長（日比幸紀君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の新たな営農組織でございますが、有限会社立野ファームさん、株式会社CAFさんでございます。

続きまして、2点目の多収穫米の種類でございますが、今現在、アキタコマチ、アサヒノユメ、ハツシモという体系で作付をさせていただいております。それにかわりまして、アキタコマチにはシキユタカのわせ、アサヒノユメに対してはホシジルシ、ハツシモに対してはシキユタカの晩生を作付してございます。

そして、最後に賛同企業のほうでございますが、ちょっと時期尚早と思われるので、また時期が来ましたらという形で御答弁させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[14番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 水谷武博君。

○14番（水谷武博君） 御答弁ありがとうございました。

その中で新しい営農組合、そして一流企業の大手の外食チェーン等も賛同の意を表明されているということで、私は大変海津市の農業のこれからの発展につながるのではないかなあと、こんなことを思っております。

しかし、海津市の優良農地ということで私なりにさらに調べてみましたら、海津市の現況



は、米に関しては、岐阜県全体の米生産シェアは全国で1.4%を占めるにすぎず、30ヘクタール以上の大規模経営比率も20%しかありません。農業に関しては岐阜県の影は非常に薄い状態であるということがわかりました。

また、一方、海津市には大きな特徴があります。30ヘクタール以上の経営規模を持つ経営体は、全体の67%となっており、100ヘクタール超えの経営体も35%弱を占める国内有数の農業経営大規模化が進んでいる地域となっております。

岐阜県全体の姿と海津市の姿は、大きく異なっております。海津市は海津市で独自の農業戦略を構築することが私は必要であると思っております。

答弁にありましたように、巨大な需要に対して生産が非常に少ないのが現状であると答弁でございました。この施策が地域、海津市の発展に効果がある、打ち出の小づちとなる可能性が大いにあると思っております。協定の中身の取り組み期間は、2023年までの5年間となっております。今日までの行政の御努力には敬意を表しますが、今回のチャンスを生かすべく、市行政として、また市のリーダー役として、なお一層の努力をしていただきたいということを要望して、第1点目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2問目の資料館についてでございます。

私の質問が具体性に欠けていたようなので、再質問で具体的に質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、答弁の中で今上天皇が来館された当時の様子を紹介するコーナーを創設し、長く伝えていくと御答弁をいただきました。大変喜ばしいことだと思っております。よろしくお願いをいたします。

再質問をさせていただきます。

釣り人の仲間の中では、大江川というのは全国的に有名ということでございます。海津市の名前は知らなくても大江川という名を聞くと、ここだということがすぐわかるようでございまして、そこで先ほども提案をしたわけでございますが、行政としていろんな規制があってなかなかできないかもわかりませんが、第1点、釣り人大会が多く開催されております。その中の賞品とか参加賞、あるいは景品等で資料館の入館無料券等を提供して、集客、あるいは資料館のPRに努めてはいかがでしょうか。

2つ目、来館された4月27日を記念日としてイベントを企画し、来客PRに努めてはいかがでしょうか。

また、来年の令和2年は、今上天皇が来られまして25周年記念となると思っております。来年の4月27日には何か特別企画を考えてはいかがでしょうか。

3番目、来館記念のしるしとして表記といたしまししょうか、木か何かでつくって、何年何月何日に皇太子と妃殿下が来られたというあかしを表記といたしまししょうか、つくったらどうか。

そしてまた、皆さんは余り多く知られていないと思いますが、能舞台の間に昼食をされております。私、海津町の参事を3年半務めておりましたので、そのときはおりませんでした。資料館をつくる時、私も一緒になって町長と考えたことがございますということで、能舞台で昼食をされたということは、私は海津市民にとりましては名誉なことであり、やはりこれは史実として後世に残していくべきと考えております。だから、あそこの能舞台の間にも、ここで昼食をされたという説明板とか、そういうものも設置されたらいかがでしょうか。

以上、まずもってその3つの提案をさせていただきますが、いかがでございましょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） お答えさせていただきます。

水谷議員さんからいろんな提案をいただきました。今、資料館については、入館者が非常に減少しておるといっていろんな手だてを打っておりますが、その中で今のお話は、大変貴重ないいお話、提案だと思っております。

1点目の釣り大会の記念品に資料館の優待券を贈るといことは可能でございますので、その辺のところは、これから大会の主催者側と相談しながら検討していきたいと思っております。

それから、2点目の25周年記念と令和2年ですね、イベントということですが、入館者の増大を図るためにいろんな企画展を催します。その折にこの冠をつけてやることは可能ですので、その辺のところも検討して、企画立案していきたいと思っております。

それから、3点目のしるしについてですが、これは非常にいい意見だなあというようなことで、食事をされた場所とか、会館の入り口に来館されたという表示も考えたらどうかということも検討していきたいなあと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[14番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 水谷武博君。

○14番（水谷武博君） 御答弁ありがとうございました。

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。これも海津市にとっては大事なことでございますので、よろしくお願ひいたします。

私は、資料館につきまして特に関心がございます。私なりにありまして申しますと、関与しておることもございます。その一つには、あそこに資料館の門がございまして、大きい表札がございます。私、当時の平野町長さんからお願いをされまして、私の東京時代からの友人でございますが、この中で答弁席におられる職員で御存じの方もあろうかと思いますが、当時、総理府の賞勲局、今は内閣府と申しますけど、賞勲局で勲章の勲記を書いておられた

浄書専門官のオザキエイガン先生というお方がおられます。あの方が、私、お願い申しあげまして、海津苑で1泊していただきまして、海津苑で御揮毫していただいたということがございます。あの立派な書体、あれは私は本当に資料館独特の書体が、今でも本当に感謝しておるところでございますけど、そういう御縁もありまして、私、特に資料館には興味を持っております。

そのことで1つ、今のお話を聞いてあれでございますが、私なりに物を言いかえて、おわかりをいただければ大変ありがたいなと思いますが、施設経営としてどう考えるかということ、私はあそこに天皇陛下が来ていただいたということは、いわゆる物品で申し上げて、言いかえると、私なりに大変失礼なことを言うかもわかりませんが、物品で例えるなら、宮内庁御用達という烙印をいただいたのかなあと、こう思っております。間違っておるかもわかりませんが、宮内庁御用達という名誉なことをいただいたと、こう思っております。その名誉の御用達を活用して、大いに宣伝して、集客、あるいは入館者の増につなげていくというのが、まさに施設の経営者としては当然ではないかと思えます。

どうぞ、今上天皇が来られたところということは、もっと積極的に全面的にアピールしていただきたいと要望して、次に参りたいと思います。ひとつよろしく願いを申し上げます。

次に、防災と安全につきましてでございますが、防災拠点につきまして、私、まず1つおわびをしなきゃいけませんことがございます。あの当時、提案いたしまして、私もそれなりに努力をいたしました。西小島の水防訓練地を利用した防災拠点については実現しなかった、私にも責任があるかと思えます。大変失礼をいたしました。

そこで、350メートル北に防災拠点を新たに計画していただき、実現に向かって、今、頑張っているということでございます。

そこで、お話にもございましたが、これからのことでございますけど、計画面積、どのような面積を計画されておるのか。そして、何年計画といいたまいますか、完成までにはどれほどかかるのか、今のところわかれば教えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 石原敏彦君。

○建設水道部長（石原敏彦君） 水谷議員の御質問にお答えします。

まず、この何年計画、また完成時期といったことでございますが、市長がただいま答弁いたしましたとおり、本年度、用地の取得するための測量、また工事のための詳細設計を実施し、概算事業費を算出する段階でございます。現時点では面積は未定と、完成時期は未定といったことでございます。

しかしながら、国のほうよりこういった重要な施設といった位置づけでございますので、予算づけのほうを努めてまいるといった形でございますので、市といたしましても国との連

絡調整を進めまして、要望活動等を実施し、一日も早く完成いたしますよう努めてまいりたいと思っております。

それから、あと面積でございますが、これも今年度詳細設計で確定します。現在では概略でございますが、敷地面積で約2万平米、10メートルの高さ、そして天端の防災拠点の活動できる有効な面積としましては約1万平米と現段階では伺っております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[14番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 水谷武博君。

○14番（水谷武博君） 御答弁ありがとうございました。

今のところ、これからということでございますが、ひとつ一刻も早く実現に向かって、またさらに一層の市の御努力をお願い申し上げます。

最後になりますが、ゾーン30の話でございますが、本当に市の職員の皆様にも大変お世話になりました。地元の自治会長さんたちも期待をしております。近い将来には決定されるということございました。また、今後とも一層の御努力をお願い申し上げまして、一般質問とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで水谷武博君の一般質問を終わります。

---

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、2番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

[2番 二ノ宮一貴君 質問席へ]

○2番（二ノ宮一貴君） では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は2つでございます。

1つ目、ふるさと納税制度について、質問相手は市長であります。

2つ目、留守家庭児童教室について、質問相手は教育長であります。

では、1つ目の質問から始めます。

1. ふるさと納税制度について。

2008年から導入されたふるさと納税制度は、都道府県・市区町村に対してふるさと納税すると、納税額（寄附額）のうち2,000円を超える部分について、一定の上限までは原則として所得税、個人住民税から全額が控除される制度である。

さらに、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税をちゅうちょ

する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が2015年に創設されると、ふるさと納税制度の利用者が一気に増加した。

しかし、より多くの方にふるさと納税をしてもらうため、返礼割合が3割を超えるもの、地場産品とは関係のないもの、ギフト券等を返礼品とし、度を超えた多額の寄附金を集める自治体があらわれてしまった。

このような状況はふるさと納税制度の本来の目的から逸脱しており、制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなるため、責任と良識のある対応を徹底するよう総務省から通知が出され、本年6月1日からは返礼割合は3割以下の地場産品のみとされた。

総務省のふるさと納税ポータルサイトには、3つの大きな意義が上げられている。

第1に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。

第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは人を育て、自然を守る、地域の環境を育む支援になります。

第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうのにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながります。

ふるさと納税制度については賛否両論あるものの、本市においても制度の活用により、少なくとも本市民が他自治体へ行っているふるさと納税額と同額程度は何とか回収するべきではないかと考える。

ふるさと納税をお願いするためには本市のPRも必要になるため、ふるさと納税のためだけでなく、本市の魅力を知っていただく機会にもなるのではないかと。

返礼品についても、地場産業の発掘につながる可能性や、市内企業の製品の販路拡大のツールとして返礼品への協力をお願いできるのではないかと。

市外に住んでみえるもと海津市民の方、何かしら本市とかかわりのある方、返礼品に興味を持っていただける方、返礼品に関係なく本市を応援していただける方、そういった市外の方に応援してもらえる海津市を目指すのも本市にとってはプラスになると考える。

また、現在の本市の財政状況は、少子・高齢化、人口減少等による税収減もあり、大変厳しい状況にあるので、財源確保の観点からもふるさと納税制度の積極的な活用をお願いしたい。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、ふるさと納税制度について、今後の活用に対してのお考えをお聞かせください。

2つ目、直近3年間の本市へのふるさと納税額と市民税控除額を教えてください。

3つ目、ふるさと納税額の目標設定があれば教えてください。

以上3点について、よろしく願いいたします。

2つ目の質問です。

2つ目、留守家庭児童教室について。

本市の留守家庭児童教室について、保護者に配布される利用案内には、「留守家庭児童教室とは、下校後（放課後）、土曜日、または学校の長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）に、保護者の共働き等により留守家庭となる小学生について、自宅で留守番することが不安であり、保護者が帰宅するまでの間、学校等の安全な場所において集団で留守番する教室です」とあり、対象者については、「対象者は、保護者及び同居の家族（同一敷地内または児童が歩いて学校から帰宅できる範囲に祖父母が居住している場合も含む）が家庭外勤務等により、児童の帰宅時に不在（保護者等の労働等が1カ月に15日以上で、おおむね午後5時まで就労している）となる状態が2カ月以上継続する小学校1年生から4年生までの児童。高学年（5・6年生）については、成長過程において段階的に留守番することができるようになるため、定員にあきがある教室に限って利用することが可能です」とある。

また、その運営等については、海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて行われている。

厚生労働省は、放課後児童支援員について従うべき基準として、放課後児童支援員の数は、1教室に2人以上を配置し、うち少なくとも1人は保育士、社会福祉士等の有資格者か、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者と定めている。

しかし、本年4月25日の衆議院地方創生特別委員会で、この基準を強制力のない参酌すべき（参考にするべき）基準へと緩和する法案が可決された。

このまま参議院でも可決成立すれば、地方自治体の責任と判断において、資格や経験のない職員1人の配置でも留守家庭児童教室の運営が可能になるが、そのためには条例改正が必要となる。

留守家庭児童教室は、小学校1年生から4年生、または6年生までの異なる年齢の児童が同じ部屋で過ごしており、1教室に放課後児童支援員2人以上という現行の基準は、児童の安全のためにも必要だと考える。

そこで、教育長にお尋ねします。

1つ目、放課後児童支援員の配置基準緩和について、児童の安全、人材確保等、本市の現状と今後の方向性も含めお考えをお聞かせください。

2つ目、留守家庭児童教室、保護者、学校との連携はどのように行っているか。

3つ目、各留守家庭児童教室の備品に違いがあると思うが、遊び道具や図書、ビデオ等、どのように対応しているか。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 二ノ宮一貴議員の1点目のふるさと納税制度についての御質問にお答えします。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度であります。また、人口減少が深刻化する中で地域資源を最大限活用し、地域経済を再生していく上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、この制度の運用の実態が本来の制度趣旨から逸脱しているのではなかとの指摘が行われ、平成29年4月以降、たび重なる見直し要請がされながらも一部の自治体が過度な返礼品を送付し続けたため、各自治体が行う募集方法について法律上一定の客観的なルールを設けることで制度趣旨に沿った運用を実現し、健全な発展を目指すこととされました。

本市では、平成29年10月から返礼割合を3割以下に設定し、平成30年12月までには地場産品以外の返礼品を取りやめて適切な運用を行っております。

1つ目のふるさと納税制度の今後の活用につきましては、先ほども述べましたが、ふるさと納税は寄附者が使い道を自分の意思で決めることができます。本市では、市第2次総合計画に掲げる基本目標である「だれもが健康で笑顔あふれるまちづくり」「安全で快適な住み良いまちづくり」「個性と創造性を培うこころ豊かなまちづくり」「自然と調和のとれた賑わいと活力あるまちづくり」「協働による自主的・自立的なまちづくり」と「海津市のためならなんでも支援」の6つの中から選ぶことができます。

寄附者がふるさと納税を行う理由としては、返礼品に魅力を感じて寄附される方が大多数ですが、地域に貢献したいと、取り組んでいる事業に応援したいと考えられる方もふえてきていると言われております。

本市では、現在休館中の海津温泉を応援していただくこと、「海津温泉復活リニューアル等応援事業」をサイト上やパンフレットに追加して、ふるさと納税をしていただけるよう呼びかけてをしております。

今後も、本市の産業振興につながるような返礼品の充実を図りながら、魅力的な事業につ

いても取り上げ、多くの方に本市を応援していただけるようPRに取り組んでまいります。

また、現在、「ふるさとチョイス」と「ふるまる」を主体としたふるさと納税サイトを利用しておりますが、広く受け入れ窓口を広げるために、「楽天ふるさと納税」も御利用いただけるよう準備を進めております。

2つ目の最近3年間の本市へのふるさと納税額と市民税控除額につきましては、まずふるさと納税額ですが、平成28年度は1,072万円、平成29年度は464万100円、平成30年度は1,709万円となっています。

次に、市民税控除額につきましては、寄附をした翌年に控除される制度であること、年度と暦年と集計期間が違うことから単純に寄附額と控除額の比較はできませんが、平成29年には1,288万7,559円、平成30年には1,635万2,128円、平成31年には1,888万6,286円が控除されています。

また、ふるさと納税事務に要した経費として、返礼品代、送料、サイトの運営費、事務委託費、クレジット手数料等があり、それぞれ平成28年度は約656万円、平成29年度は約274万円、平成30年度は、約847万円を支出しております。そのほかにも職員の人件費もかかっております。

それから、3つ目のふるさと納税額の目標設定につきましては、同制度の趣旨から目標金額は設定するべきものではないと考えますが、2つ目の御質問に答弁しましたように、市民の方が他の自治体へふるさと納税として寄附されたことによる市民税控除額分相当を確保するためには、約4,000万円以上必要になる計算となりますので、その額相当以上のふるさと納税額を確保できるよう尽力してまいりますので、御理解、御協力をいただきまうようお願いを申し上げます。

以上、二ノ宮一貴議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 二ノ宮一貴議員の2点目、留守家庭児童教室についての御質問にお答えいたします。

本市の留守家庭児童教室は、各小学校区に1教室、合わせて10教室あり、そのうち7教室は直営で、残り3教室は、シルバー人材センターに委託して運営しております。

本年4月1日現在、留守家庭児童教室への登録児童数は357人であります。平日の放課後には229人の児童が利用し、そのうち5・6年生は23人で、待機児童もなく、今年度は、希望する全員の児童の受け入れができております。児童の安心・安全な生活の場、居場所の提供を第一に留守家庭児童教室を運営しているところであります。

1つ目の放課後児童支援員の配置基準緩和について、児童の安全、人材確保等、本市の現



状と今後の方向性につきましては、第9次地方分権一括法が5月31日の参議院本会議で可決成立いたしました放課後児童支援員につきましては、1教室当たり原則2人以上の配置を義務づけられていますが、職員の確保が難しい自治体が基準の緩和を提案したもので、児童福祉法の改正により、2020年度からは自治体に従うべき基準ではなく、参酌すべき（参考にすべき）基準とし、職員1人でも運営可能になりました。

しかし、本市におきましては、支援員1人では、児童同士のトラブル発生時や緊急時等における児童の安全確保を第一に考え、現状のとおり、1教室に2人以上を配置し、現状維持に努めてまいります。

支援員の認定資格要件につきましても、現在、各教室に1名以上の放課後児童認定資格者を配置して運営しております。支援員全員が現行の資格要件を満たすことは難しいですが、国の定める資格研修を一人でも多く受講できるよう努めてまいります。

また、県主催の研修への参加や市単独の研修も実施しており、今後も継続して支援員の質の向上に努めてまいります。

また、児童の安全につきましては、各教室ごとに危機管理マニュアルを配備し、避難訓練を実施しております。教室入り口には支援員を配置し、関係者以外の入室にも注意を払い、お迎えの際には、申請時に登録いただいている保護者や同居する親族の方であるかの確認も行っております。

放課後児童支援員の人材確保につきましては、国の基準にかかわらず、喫緊の課題となっております。留守家庭児童教室は、平日は放課後からの利用になるため、支援員の勤務時間も4時間未満と短く、収入が余り見込めず、夕食の準備をする時間帯でもあり、市報、ホームページ等で募集しても応募がほとんどないのが現状であります。

また、特に夏休み期間中は利用者が増加し、利用時間も長いことから、その期間のみ支援員を増員する必要があるため、3年前からは海津明誠高等学校へ依頼し、高校生を採用して対応しているところであります。

現在のところ、各教室とも基準の人員配置を確保しておりますが、支援員が欠勤等の場合は、他の教室に応援に出向いている状況であります。

2つ目の留守家庭児童教室、保護者、学校との連携につきましては、保護者には、お迎えの際に教室の様子をお伝えし、家庭での様子をお聞きするなど、情報共有に努めております。

学校との連携では、支援員が学校へ出向き、教諭と児童の様子などの情報共有をしております。また、児童にトラブルがあったときには、教諭の協力により対処したこともあります。

今後も、放課後児童支援員、保護者、学校、こども課が連携して児童の安心・安全に取り組んでまいります。

3つ目の各留守家庭児童教室の備品に違いがあると思うが、遊び道具や図書、ビデオなど、

どのように対応しているかにつきましては、全教室にテレビ、ビデオ、冷蔵庫、図書コーナー、机などの主な備品は備えておりますが、その他の備品につきましては、支援員から要望を聞きながら、予算の範囲内で遊び道具や備品等を購入しております。

また、海津市老人クラブ連合会女性部の皆様から、レゴブロックや知育玩具ワミーを全教室に御寄附いただき、大切に使用させていただいております。

図書やビデオにつきましては、支援員が市の図書館の留守家庭児童教室専用カードを活用し、1カ月ごとに新たな図書やビデオを借りたり、図書館で利用しなくなった本を譲り受けるなど、児童が教室内で楽しく過ごせる環境を整えております。

一方で、保護者の方や支援員などから、家庭で不用となった本や玩具等を寄附いただくこともあります。

また、教室内で支援員と児童が協力して、何日もかけ、段ボールなどの廃材を利用した大型迷路や大型ハウスなどの大作を製作し、みんなで楽しく工夫し、遊んでいる教室もあります。

今後も児童の安全を第一に考え、安心・安全に過ごせるよう、また教室内での活動が有意義なものになるよう、関係機関と連携し、運営してまいりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、二ノ宮一貴議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

順番は違うんですが、まず留守家庭児童教室のほうから再質問させていただきたいと思えます。

先ほども申しましたが、衆議院に加え参議院でも可決され、2020年4月から、条例改正は必要となりますが、支援員が1人でも留守家庭児童教室が運営できるというふうになる可能性が出てきました。

心配しておりましたけれども、先ほどの教育長の答弁にもありましたが、海津市としては子どもたちの安全や、それからトラブル等があったときの対応を考えて、今までどおりの1教室2人以上の支援員配置に努めるという御答弁をいただきましたので、まずそちらは安心して、これからも利用者の方、子どもも保護者も利用していただけるのではないかなと思っております。

ただ、努めるということで先ほどもありましたが、支援員の確保が非常に厳しい状況にあるということでした。留守家庭になるということは、その時間は働いている方が多いという

ことで、当然、その働いている方が多い時間に、その子どもたちを見ていてくれる方が支援員になるわけですので、そういう時間にそういうふうには支援員になっていただける方は限られてくるとは思いますけれども、先ほども市報やホームページ等で募集をされても余り応募がないということでしたけれども、継続してそういった募集をかけていただくなり、それからまた直接、そういう方が見えたら人材確保のために努力していただきたいと思っております。

それで、その放課後児童認定資格を修了するためには研修を受ける必要があると思っておりますけれども、その研修は海津市でも行っているかと思いますが、他市町で行われる研修にも受講の機会を設けていくと思っておりますが、そういったときの個人的な負担等々がありましたら、今、その辺はどのようなになっているのか、お答えください。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 市外等への研修につきましては、送迎に係る費用、研修費、資料代は、市費で対応させていただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

その研修を受けるために、また自己負担となりますと、またそこでちょっとためらいもある方も見えるかもしれませんが、市のほうで負担していただいておりますということですので、そういった意欲がある方、また今後、支援員認定を取りたいという方がもしありましたら、またそのように行政のほうで負担していただければと思います。

それから、先ほどのお話の中に、平日については、今、認定指導員の数は足りているということでしたが、長期休暇、特に夏休みが考えられると思いますが、3年前から海津明誠高校の高校生にお願いして支援員のお手伝い、アルバイトだと思っておりますが、採用しているということですが、毎年何名ぐらいずつ採用していただいておりますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの海津明誠高校の採用人数でございますが、昨年度は11名、一昨年度はちょっと少なかったんですけど、3名でした。スタート当初、平成28年度、3年前は18人の生徒さんが協力していただきました。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 年によって上下はあるということですが、お手伝いしていただける方が見えるということで、ありがたいなあと思います。

そういった中に、前お聞きした中で、そういった高校生の中には自分が留守家庭で小学校

のときにお世話になったから、そのこともあって、またお手伝い、自分ができたらということをお聞きしてありますので、またそういったつながりという面でも、ぜひ高校生、頼り切りではいけませんけれども、ぜひそういう方に助けていただければと思います。

また、提案ではないですが、海津明誠高校が近くにありますので当然だと思いますが、ほかの高校だったり、大学生だったり、そういったまだ就職前の夏休みだと思われる方も見えますので、またそういった方に募集の枠を広げていただけたらと思います。

それから2つ目、留守家庭と保護者、学校との連携ということで、お迎えのときに情報共有したり、それから職員の方が学校に出向いて情報共有したりということがありました。こういったふだんからの情報共有ということは、今、すごく大切になっておるかと思います。学校のほうでも、なかなか個性ある子どもさんも見えまして、そういった方をいろんな多角的な人材で見守るということになっておりますので、留守家庭のほうもそういったことで情報共有しながら、楽しく過ごせるように連携をしていっていただきたいと思います。

3つ目は備品等に関してですが、こちらはいろいろ、老人クラブの女性部の方から寄附をいただいたりとか、それから支援員の方も自分で図書館に借りに行っていたりとか、それから家庭とか図書館から不要なものを譲っていただいたりとか、すごく努力していただいておりますので、今後もそういったことを続けていただいて、子どもたちはそこで過ごす時間は短いかもしれませんが、学校が終わって家庭に帰るまでの大切な時間だと思いますので、勉強等をする時間もあると思いますが、それ以外の過ごす時間について、このような工夫したことを行っていたらというのはいさぐくありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

こちらに関しては最後の質問になりますが、例えば今、学校の通学、下校の間に事故等が起こることもあります、もし留守家庭児童教室内で、子どもですのでいろいろ走り回ったりしてけがをすることがありますけれども、そういったときの対応ですね。それは市の責任でやっていただいておりますが、そのあたりは、今どのような対応をされていますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 学校におきましては、当然スポーツ振興保険がありますけれども、留守家庭児童教室においても同じように保険対応をさせていただいております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

では、今後とも、留守家庭児童教室は人材確保が一番難しいかと思いますが、よろしくお願いたします。

では、戻りましてふるさと納税制度についてのほうの質問を伺いたいと思います。

まず、最初に確認させていただきたいのは、ふるさと納税制度は2008年から始まりましたが、当市では、当初ふるさと納税制度は賛否両論あると言いましたけれども、余り積極的な活用ではなかったような過去の答弁等もありますけれども、現在では、先ほども答弁の中にありました市民税控除額分相当、今でいいますと4,000万円程度、それ以上のふるさと納税額の確保が必要だということですが、それは積極的な活用というふうに考えてもよろしかったでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 白木法久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（白木法久君） お答えします。

答弁のとおり、市民税で控除される分以上について寄附をいただくような活動をしていきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） では、積極的な活用ということを前提に質問させていただきたいと思います。

先ほど直近3年間のふるさと納税額と市民税控除額を教えてくださいましたが、額に関してはふるさと納税のほうは上下ありますが、市民税控除額は、ここ3年間は年々額がふえております。1,200万円台から始まり、1,600万、1,800万ということで、年々控除額がふえておるということは、他市町にふるさと納税をされている市民の方が多いということです。その方は制度についての活用は自由ですのでいいとは思いますが、それをこの海津市がその額を賄うために、今後いろいろな政策を打っていくということです。3つほどあったと思いますが、産業振興にもつながる返礼品の充実、それから魅力的な事業の取り上げ、それからそれ等々を含めたPRに努めるということがありました。

まず、返礼品の充実ということで質問させていただきたいと思いますが、現在の返礼品の数は幾つありますか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） ただいまの返礼品の数につきましては、ミカン、それからブルーベリー等季節的な商品もございますですが、現在、75品目となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 75品目、これが多いのか少ないのかは別としまして、他市町を見ま

すと何百という返礼品を上げているところもありますけれども、やはり数ではなくて海津市の魅力を伝えられるような、またその賛同していただける企業の方々の思いも寄せた返礼品の確保が必要だと思しますので、またこれから充実されるということですので、また海津市の魅力が発信できるような、またふるさと納税をしたいなと思うような返礼品の充実を努めていただきたいと思います。

次に魅力的な事業の取り上げについて、現在、海津温泉復活リニューアル等応援事業を項目に追加されております。他市町を見ますと、私はふるさと納税をしたことはないんですが、何かお金を払ったり、寄附するとしたら、自分の寄附したお金が何に使われているのかというのを、やっぱり考える方も多いと思います。その中で、総合計画の5つの項目と、それから何でもという6項目もいいんですが、何か事業を取り上げて、このように行うことによって、その事業に賛同していただける方を、よりふるさと納税していただけるということもあり得ると思しますので、すごくこういったことは大切だと思います。

それで、先ほど紹介しました総務省のふるさと納税ポータルサイトにも「ふるさと納税活用事例集」というものもありますけれども、こういうふうにある程度特定の、特別な単年の事業でなくても毎年行うような事業を、毎年必ず財源が必要だという事業を取り上げるのも一つではないのかなあとと思いますが、今後、取り上げようとしていただいている、もしこのような事業、具体的なものはまだ難しいかもしれませんが、何か検討しているものがありましたら教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） 現在、海津温泉の応援事業ということで掲載をさせていただいておりますが、それ以外に特徴のある事業ということで上げる予定は今のところありませんが、今後、魅力ある事業が出てくれば、そこに掲載していきたいなと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 今後、魅力ある事業が出てくればということですが、魅力ある事業はつくるものだと思いますので、どうかその辺、魅力ある事業をぜひ考えていただいて、それに賛同していただける方を募っていただきたいと思います。

最後に、PRに努めるということで、また今年度から楽天ふるさと納税のサイトを追加して、ふるさとチョイス、ふるまると合わせて3つになるということでした。こういったインターネットのサイトも必要だと思いますが、ふるさと納税をしていただいている、そのふるさとチョイスのアンケートを見ても、ネットを見たとか、そういう方にも同じように、他人から聞いたとか、いろんなところで目にしたということもありますので、PRする場所

も大事なのではないかなあとと思いますが、そういった何か催し物等、海津市でテナントを出すときとか、そういったときにPRもできるのではないかとと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（赤尾俊春君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） 現在、ふるさと納税のPRにつきましては、サイト上に掲載するほかにカタログをつくらせていただいておりますが、そちらにつきましては、道の駅、それから観光施設等に設置をさせていただいております。

また、市外で開催する観光展、またイベント等に観光パンフとあわせて配っていただけるような形でPRのほうをさせていただいております。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

これからもそういったいろいろな場所で、できる限りPRしていただきたいと思います。

最後になりますが、資料を1ついただきました。市民税控除額の直近3年間の資料なんですけど、これを見ていて、海津市民がほかのところへふるさと納税をしているのは、これが特別ほかの市町より偏っているということではなくて、多分平均的なことだと思うんですが、控除額が一番多いというと、ふるさと納税を一番しているのは50代の方なんです。ただ、人数としては40代の方が一番多いという年が多いです。これは人数も50代もそこそこあるんですが、やっぱり所得が多いとふるさと納税額も控除額が多いので、ふるさと納税をしていただいている方が多いということだと思います。

海津市でも、このデータが全てではないと思いますが、ほかの市町からしていただける方がどのような年代層の方が多いかということも一つの参考にしていただいて、そこにターゲットを絞ったようなPRも効果を生めるのではないかなあとと思いますので、またそういったことも検討していただきたいと思います。

ふるさと納税については、やはり基本的には寄附ということですので、できる限り集めるというような考え方がいいのかどうなのか、ちょっとわかりませんが、制度がある以上、海津市の魅力を伝えるツールとしてふるさと納税制度があると考えれば罪悪感等々もないのかなと思いますので、これからも一つのそういった考え方でふるさと納税制度を積極的に活用していただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会といたします。

次回は6月18日午前9時に再開しますので、よろしく願いをいたします。御苦労さまでした。

（午後4時25分）



上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年8月21日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 伊 藤 久 恵

署 名 議 員 六 鹿 正 規

